

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

里帰り出産等の実態に関する調査研究事業

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

令和6(2024)年3月

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	3
1. 背景・目的	4
1-1 本調査研究事業の背景	4
1-2 本調査研究事業の目的	4
2. 調査手法	5
2-1 調査手法	5
第2章 アンケート調査	10
1. アンケート調査手法	11
1-1 市区町村向けアンケート調査の概要	11
1-2 都道府県向けアンケート調査の概要	13
1-3 産婦向けアンケート調査の概要	14
2. 市区町村向けアンケート調査結果	16
2-1 償還払い・集合契約	16
2-2 住民票所在地の市町村としての対応	18
2-3 里帰り先の市町村としての対応	21
3. 都道府県向けアンケート調査結果	25
4. 産婦向けアンケート調査結果	26
4-1 産婦の基礎情報	26
第3章 ヒアリング調査	33
1. 調査手法	34
2. 個別ヒアリング結果	37
2-1 福岡県	37
2-2 石川県	39
2-3 滋賀県	41
2-4 北海道美唄市	44
2-5 青森県弘前市	46
2-6 岩手県二戸市	48
2-7 東京都港区	51
2-8 埼玉県所沢市	53
2-9 大阪府豊中市	55
2-10 京都府向日市	59
2-11 鳥取県鳥取市	62
2-12 福岡県北九州市	64

2-13 三重県桑名市	66
第4章 総括	69
1. 総括	70
1-1 里帰り出産に関する現状と課題	70
1-2 今後求められる対応について	76
参考資料① 市区町村向けアンケート調査票	77
参考資料② 市区町村向けアンケート調査単純集計	85
参考資料③ 都道府県向けアンケート調査票	103
参考資料④ 都道府県向けアンケート調査単純集計	105
参考資料⑤ 産婦向けアンケート調査票	108
参考資料⑥ 産婦向けアンケート調査単純集計	118

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究事業の背景

出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、一旦は 1.45 まで回復した合計特殊出生率もここ数年微減傾向にある。出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の総人口は、2008 年をピークに減少局面に入っている。こうした社会課題を解決するためにも、妊娠・出産に係る負担を軽減するとともに、安心して妊娠・出産子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を確保することが必要不可欠である。

しかし、令和 4 年度に弊社が採択された子ども・子育て支援推進調査研究事業においては、その結果、特に里帰りなどの際の償還払いの手続きが自治体・妊産婦双方にとって負担となっていることなどが明らかとなっている。

また、公費負担の対象となる検査項目の範囲や時期、公費負担額も自治体によって異なることも分かっており、実務面での課題も多い。さらに、里帰り先の医療機関との情報連携や、産後に状況が変わり支援が必要とされる場合など、妊産婦の状況の把握や適切な支援への連携も難しいことが想定される。

1-2 本調査研究事業の目的

上記の課題意識から、里帰り出産をする妊婦に対しての支援策を検討するため、市町村の現状の実態を把握するとともに課題や、妊産婦の視点からみた現状の課題や困難となるポイント、さらには、調査を通じて取組事例における工夫の在り方やその効果を明らかにするため調査を実施した。

2. 調査手法

2-1 調査手法

(1) 検討会の開催

現状の課題を整理するとともに、里帰り妊産婦の支援を推進する上での工夫の在り方を模索するため、関係団体等から構成される有識者検討会を開催した。

検討会では、里帰り出産等の実態を把握する上で調査すべき項目について聴取するとともにアンケート項目を確認していただき、その調査結果を報告し、課題やあるべき姿について検討を行った。

議論に参画いただいた検討委員については、次ページに記載する。

<開催日程および論点・課題>

回数	日程	論点・議題
第1回	令和5(2023)年 8月15日	<ul style="list-style-type: none">調査の背景・目的、調査全体像の共有調査の方向性に関する協議アンケート調査票・分析の方向性の確認
第2回	令和5(2023)年 12月10日	<ul style="list-style-type: none">アンケート結果速報の報告アンケートの追加分析方針の確認ヒアリング結果の共有産婦向けアンケート結果の速報共有
第3回	令和6(2024)年 2月7日	<ul style="list-style-type: none">産婦向けアンケート結果の最終結果共有分析結果を踏まえた課題や支援策の検討調査全体のとりまとめ方針の協議報告書概要の共有

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
里帰り出産等の実態に関する調査研究事業

里帰り出産等の実態に関する検討委員会 委員名簿（敬称略）

委員（五十音順）

板倉 敦夫	公益社団法人 日本産科婦人科学会 順天堂大学医学部附属順天堂医院 周産期センター センター長、教授
岡本 美和子	公益社団法人 日本助産師会 財務担当理事
鈴木 俊治	公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事
佐竹 拓真	千葉県千葉市 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課 母子保健班 主事
田原 卓浩	公益社団法人 日本小児科医会 副会長
美濃部 栄美	三重県三重郡菟野町役場 子ども家庭課 子育て支援係 係長

オブザーバー

吉川 裕貴	こども家庭庁 成育局 母子保健課 推進官
向 亜紀	こども家庭庁 成育局 母子保健課 課長補佐
井本 成昭	こども家庭庁 成育局 母子保健課 課長補佐
内田 愛子	こども家庭庁 成育局 母子保健課 母子保健指導専門官
野田 優也	こども家庭庁 成育局 母子保健課 係長
田村 明子	こども家庭庁 成育局 母子保健課 研修生

事務局

横内 瑛	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 プリンシパル
下松 未季	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 シニアコンサルタント
原田 隆尚	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 シニアコンサルタント
新田 郁海	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 コンサルタント

(2) アンケート調査

市町村調査については、全 1,741 市町村を対象とし、全 1,741 市町村の母子保健担当課に対してメールを通じてアンケート調査票を送付し、実施した。調査は令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 22 日にかけて実施した。

また、都道府県調査については、全国 47 都道府県の母子保健担当課に対してメールを通じてアンケートを送付し、調査を実施した。調査は令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 19 日にかけて実施した。

産婦調査については、乳児健康診査を集合で実施している市町村の会場において、アンケート案内を掲載した用紙を配布する等市町村の協力を得て実施した。産婦本人にスマートフォン等を用いて QR コードを読み込んでいただき、WEB 形式で回答いただいた。全 47 都道府県の市町村から協力を得ることができた。調査は令和 5 年 9 月 8 日から令和 5 年 12 月 15 日にかけて実施した。

図表 1 アンケート調査の詳細

	自治体調査		産婦向け調査
	市町村アンケート	都道府県アンケート	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用補助の有無や提供される母子保健サービス等の里帰り出産における自治体の対応の実態を把握する ● 里帰り出産における里帰り先及び居住自治体が抱える課題を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査における集合契約の有無や契約内容といった実態を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 里帰り先での母子保健サービスの利用状況等、妊産婦の里帰り出産に係る実態・ニーズの把握
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国1,741自治体の母子保健担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国47都道府県の母子保健担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産後12か月までの産婦 47都道府県全ての自治体から協力の回答あり
期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年9月1日～2023年9月22日 (※10月30日受領分まで集計対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年9月1日～2023年9月19日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年9月8日～2023年12月15日
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● Excel調査票で実施 ● 都道府県に送付し、都道府県が市区町村に配布 ● 回答にあたって、市区町村はメールでExcel調査票をNRIに送付 	<ul style="list-style-type: none"> ● Excel調査票で実施 ● 回答にあたって、都道府県はメールでExcel調査票と契約文書をNRIに送付 	<ul style="list-style-type: none"> ● WEBアンケート形式で実施 ● 乳児健康診査を集合で実施している市町村の会場において、アンケート案内を掲載した用紙を配布等 ● スマートフォンを用いてQRコードを読み込む形で産婦に回答を依頼する
回収	<ul style="list-style-type: none"> ● 66.9% (1,164市町村回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 80.6% (38都道府県回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 16,118名

(3) ヒアリング調査

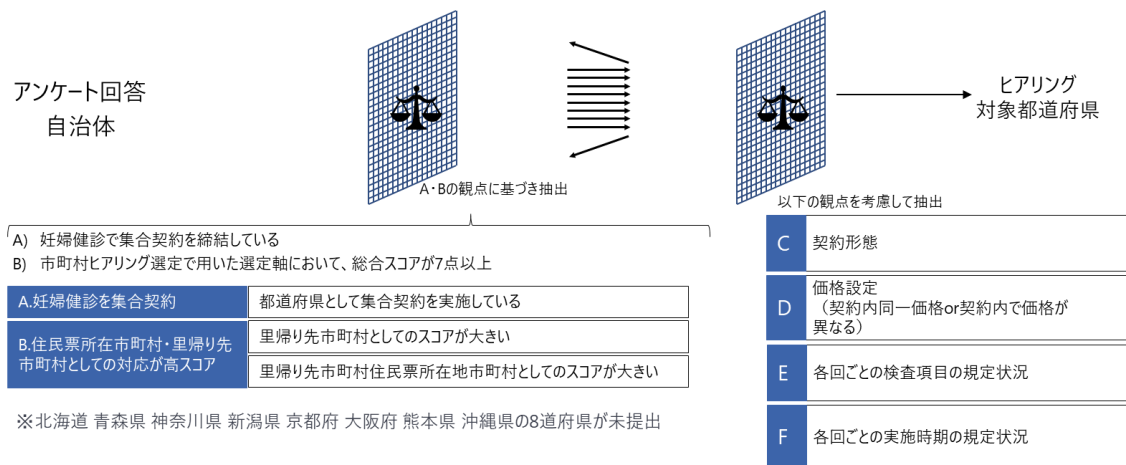
1) ヒアリング調査対象の抽出

(2) で実施したアンケート調査の結果を踏まえ、妊婦健康診査を集合契約で実施している都道府県のうち契約形態や価格設定などを踏まえて調査対象の都道府県を抽出した。また、調査対象市区町村については、(2) で実施したアンケート調査の結果を踏まえ、住民票所在市町村及び里帰り先市町村としての里帰り妊産婦に対する支援の内容をスコアリングして評価した。その上で、人口規模や地域のばらつき等を考慮して絞り込みを行い、対象となる市町村を抽出した。

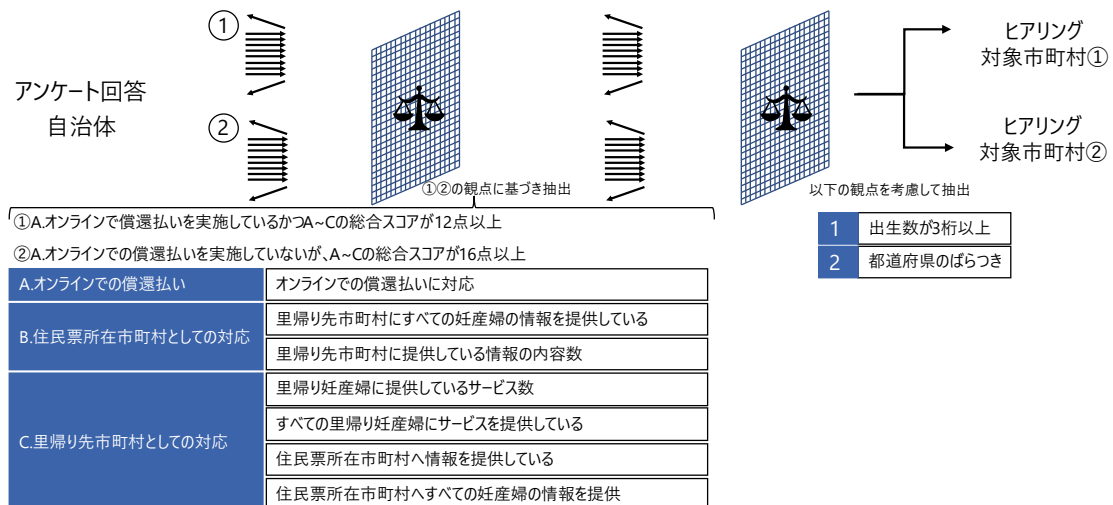
具体的には下記図表 2 及び 3 の内容に基づいて抽出した。さらに、オンラインでの償還払いに対応している市については追加でヒアリングを行った。

また、ヒアリングは令和 5 年 10 月から令和 6 年 1 月にかけて実施した。

図表 2 調査対象都道府県の選定方法



図表 3 調査対象市町村の選定方法



2)ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングは対面とオンラインを併用して行った。以下にヒアリングにご協力いただいた市町村を記す。この場を借りてご協力いただいた全ての県と市区のご担当者の皆様に感謝申し上げる。

図表 4 調査対象とした都道府県及び市町村

	#	自治体名	人口	出生数	契約形態								
都道府県	1	福岡県	510.4万人	37,457	1.市町村と県医師会が契約								
	2	石川県	111.3万人	7,075	2.都道府県と県医師会が契約								
	3	滋賀県	141.4万人	9,975	4.市町村と県医師会と財団が契約								

	#	自治体名	人口	出生数	オンラインで償還払いに対応	提供サービス							
						1.両親学級・母親学級	2.保健師等との窓口面談・相談(妊娠中)	3.訪問支援(妊娠中)	4.産後ケア事業	5.保健師等との窓口面談・育児相談(産後)	6.訪問支援(産後)	7.育児教室など	9.その他
市町村	1	北海道美唄市	19,500	59		●	●	●	●	●	●	●	
	2	青森県弘前市	164,243	863		●	●	●	●	●	●	●	
	3	岩手県二戸市	25,138	90		●	●	●	●	●	●	●	
	4	東京都港区	261,615	2,436			●	●	●	●	●	●	
	5	埼玉県所沢市	344,070	2,030	●		●	●		●	●		
	6	大阪府豊中市	407,695	3,048	●	●	●	●	●	●	●	●	
	7	京都府向日市	56,794	405		●	●	●	●	●	●	●	●
	8	鳥取県鳥取市	183,269	1,272		●	●	●	●	●	●	●	●
	9	福岡県北九州市	929,396	5,973	●	●	●	●		●	●	●	
	10	三重県桑名市	139,563	892	●	●	●	●		●	●		

第2章

アンケート調査

1. アンケート調査手法

1-1 市区町村向けアンケート調査の概要

(1) 調査対象

市区町村調査については、全 1,741 市町村を対象とした悉皆調査を行った。

(2) 調査方法

全 1,741 市町村に対して、都道府県経由でメールにてアンケート調査票を送付し、事務局にメールでご返送いただく形で実施した。

(3) 調査期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 22 日にかけて実施した。

(4) 調査内容

調査項目は以下のとおりである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。
償還払いについて

- ・ 償還払いに対応している行政サービス
- ・ 償還払いの申請方法
- ・ 償還払いの振り込みまでの平均期間
- ・ 償還払いの課題
- ・ 妊婦健康診査の委託契約範囲
- ・ 妊婦健康診査の集合契約の課題

里帰り妊産婦の住民票所在市町村としての対応について

- ・ 情報共有の対象となる里帰り妊産婦
- ・ 里帰り先市町村に提供している情報
- ・ 里帰り先への情報共有時のフォーマット・様式
- ・ 里帰り先市町村に提供している情報の具体的内容
- ・ 里帰り先市町村から情報を共有してほしい妊産婦
- ・ 里帰り先市町村から共有が必要な情報
- ・ 里帰り先医療機関から共有が必要な情報
- ・ 里帰り先市町村や里帰り先医療機関との連携における課題

里帰り妊産婦の里帰り先市町村としての対応について

- ・ 里帰り妊産婦の把握方法
- ・ 里帰り妊産婦に提供している行政サービス・利用対象者・提供する場合
- ・ 住民票所在市町村から共有してほしい情報の内容と妊産婦

- ・ 住民票所在市町村への情報共有有無と共有の対象となる妊産婦
- ・ 里帰り先で受診した医療機関からの情報提供有無と情報の内容
- ・ 里帰り先で受診した医療機関から提供してほしい情報の有無と情報の内容
- ・ 里帰り先市町村としての課題

(5) 有効回答数及び有効回答率

調査対象とした 1,741 市町村のうち、有効回答数は 1,164 件で、有効回答率は 66.9% (= 1,164/ 1,741) となった。

1-2 都道府県向けアンケート調査の概要

(1) 調査対象

全 47 都道府県を対象とした悉皆調査を行った。

(2) 調査方法

全 47 都道府県にメールにてアンケート調査票を送付し、事務局にメールでご返送いただく形で実施した。

(3) 調査期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 19 日にかけて実施した。

(4) 調査内容

調査項目は以下のとおりである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

- ・ 都道府県による妊婦健康診査の集合契約の実施有無
- ・ 集合契約の契約書・仕様書の提供可否
- ・ 都道府県外の医療機関との集合契約の課題

(5) 有効回答数及び有効回答率

調査対象とした 47 都道府県のうち、有効回答数は 38 件で、有効回答率は 80.6%(=38/47) となった。

1-3 産婦向けアンケート調査の概要

(1) 調査対象

産後 12 か月までの産婦を対象とした標本調査を行った。

(2) 調査方法

アンケートは Web 形式で実施し、市町村に協力を依頼して対象となる産婦にアンケート回答用 URL を配布した。

具体的には、全国の市区町村に対して協力依頼を發出し、協力いただける市区町村にアンケートの配布を依頼した。乳児健康診査を集合で実施している市区町村の会場での直接配布や、健診案内時などに用紙を同封いただくなどして産婦への協力依頼用紙を配布した。産婦本人がスマートフォン等を用いて QR コードを読み込んでいただき、WEB 上で回答いただいた。最終的に全国 47 都道府県にまたがる 743 の市区町村から協力を得ることができた。

(3) 調査期間

令和 5 年 9 月 8 日から令和 5 年 12 月 15 日にかけて実施した。

(4) 調査内容

調査項目は以下のとおりである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

産婦の基本情報について

- ・ 産婦の住所地
- ・ 産後の月齢
- ・ 出産回数
- ・ 単胎・多胎の別

里帰りの状況について

- ・ 出産前後の里帰りの有無
- ・ 里帰りをしなかった理由
- ・ 里帰りの必要がなかった理由
- ・ 里帰りしたかったができなかった理由
- ・ 里帰り先の都道府県・市区町村
- ・ 里帰りを開始した時期
- ・ 里帰りを終えた時期
- ・ 里帰りの期間
- ・ 里帰り先で利用した行政サービス
- ・ 里帰り先での困りごと
- ・ 里帰り先で利用できなかった行政サービス
- ・ 里帰り先での妊婦健康診査の受診状況

- ・ 里帰り先での妊婦健康診査の受診券の使用可否
- ・ 妊婦健康診査の償還払いの申請方法
- ・ 償還払いにおける負担

(5) 有効回答数

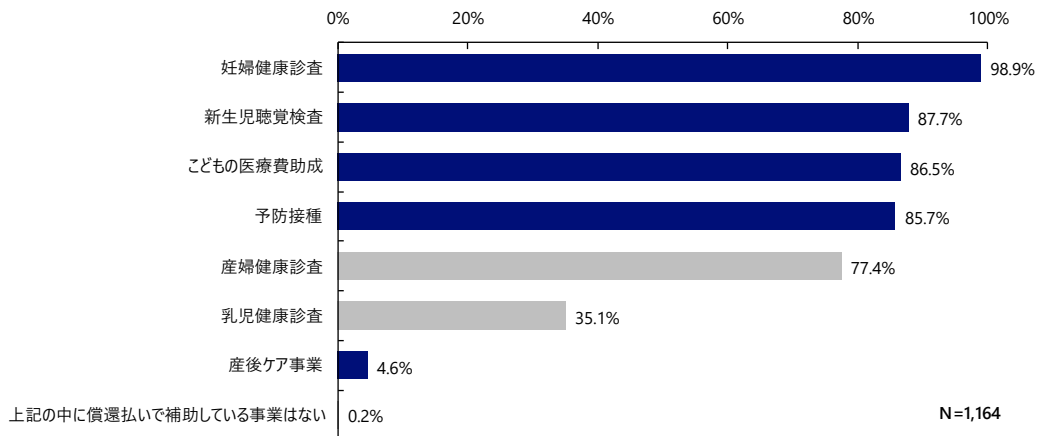
調査対象とした産後 12 か月までの産婦のうち、有効回答数は 16,118 件であった。

2. 市区町村向けアンケート調査結果

2-1 償還払い・集合契約

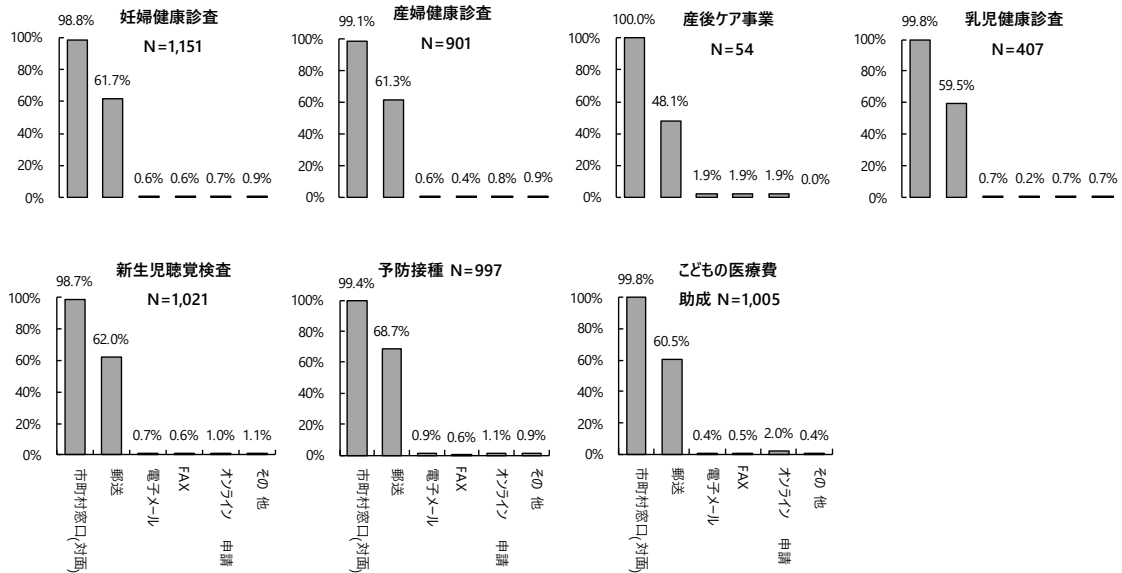
多くの市町村が妊婦健康診査や新生児聴覚検査、こどもの医療費助成、予防接種において償還払いに対応していた。一方、産後ケア事業で償還払いに対応している市町村は少数であった。

図表 5 償還払いに対応している行政サービス(降順)



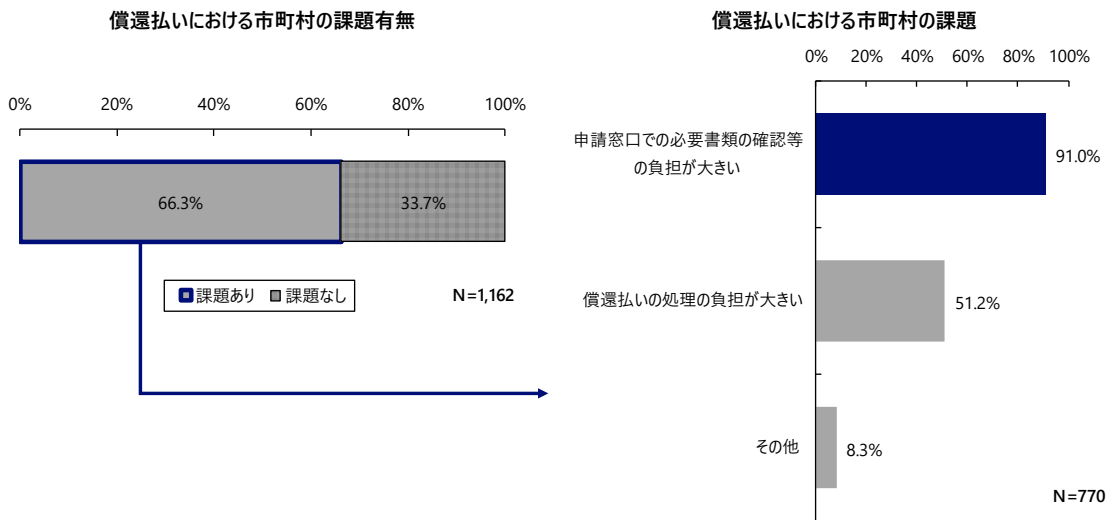
市町村の償還払いの申請方法として、いずれのサービスにおいても窓口での対面申請は充実しているが、メールやオンライン等非対面での申請は対応していない市町村が多かった。

図表 6 | 償還払いに対応している行政サービス



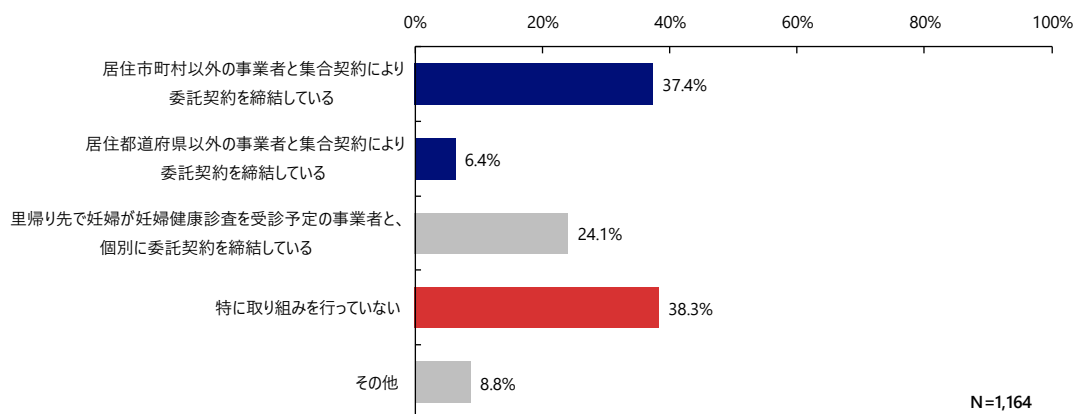
6割以上の市町村が償還払いにおいて、申請窓口での書類確認等の負担の大きさを課題に感じていた。

図表 7 償還払いにおける市町村の課題



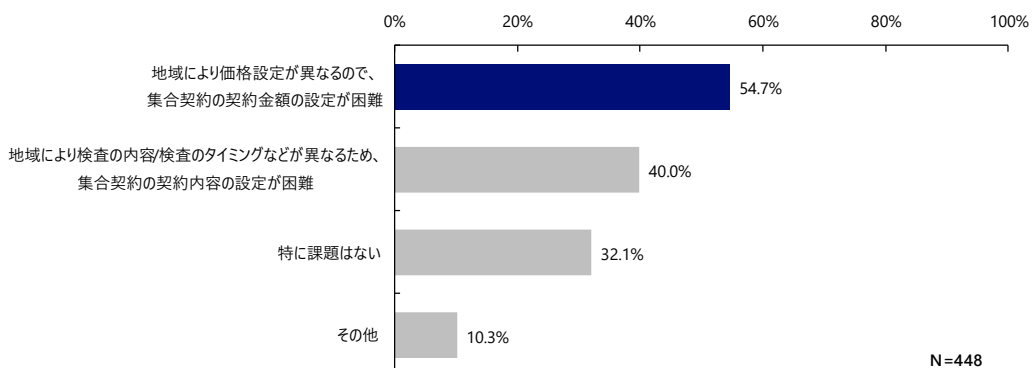
妊婦健康診査において、約 4 割の市町村が集合契約による委託契約を締結していた。一方で、4 割弱の市町村は特段の取り組みを行っていなかった。

図表 8 妊婦健康診査の委託契約の取り組み



事業者と集合契約を締結していた市町村のうち、過半数の市町村が地域ごとの価格差による契約金額設定の困難さを課題と考えていた。

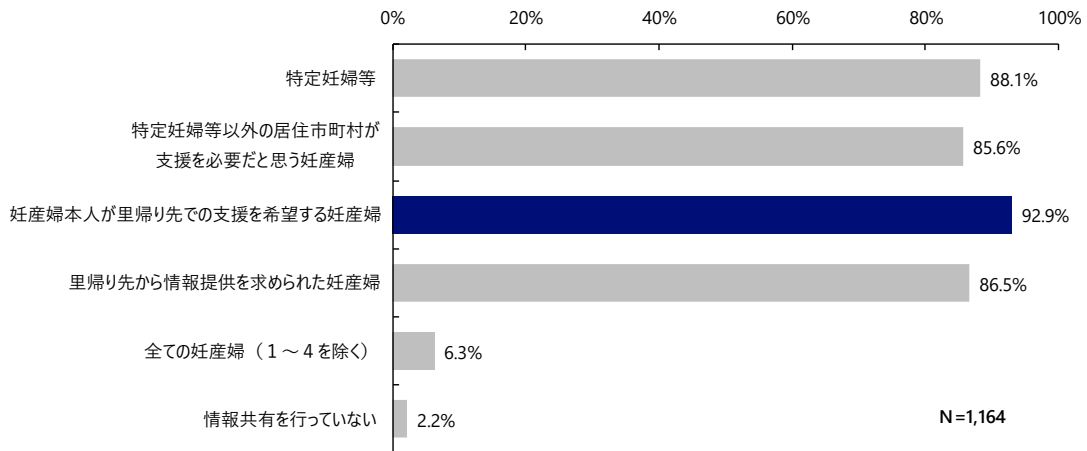
図表 9 集合契約の委託契約範囲拡大上の課題



2-2 住民票所在地の市町村としての対応

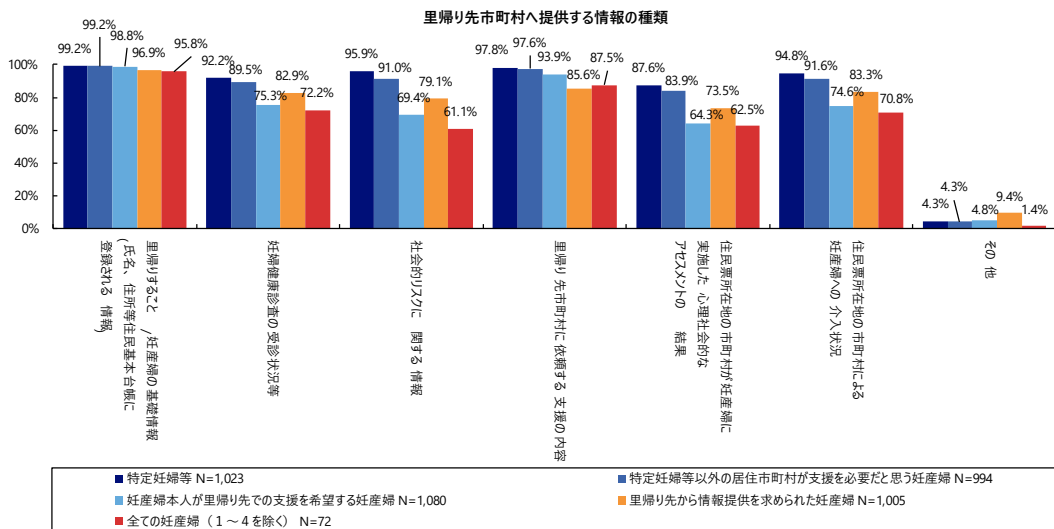
里帰り先市町村へ情報共有を行う妊産婦については、妊婦本人が里帰り先での支援を希望した妊産婦については 9 割超、特定妊婦等、特定妊婦以外で支援の必要があると判断した妊産婦、里帰り先市町村から情報提供を求められた妊産婦については 8 割超えの市町村が情報共有していた。

図表 10 里帰り先市町村へ情報共有を行う妊産婦



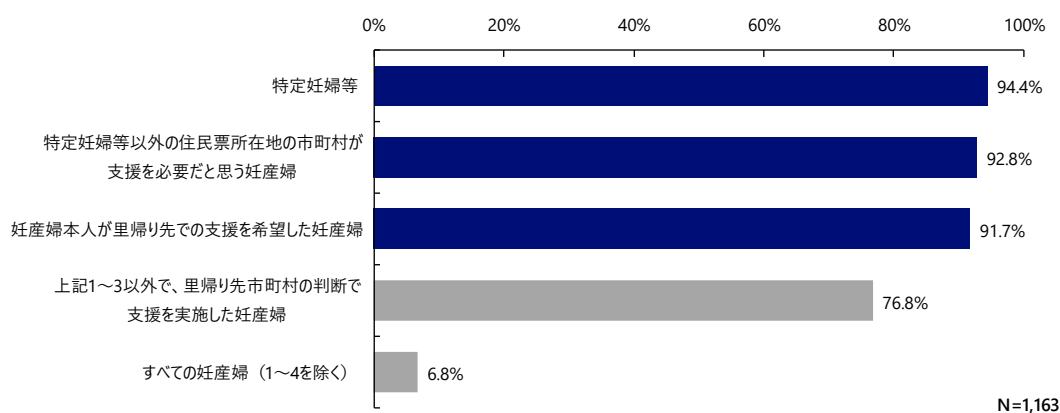
里帰り先市町村への情報提供は、基礎情報と依頼する支援の内容以外は妊産婦による差が大きい。特に、居住市町村が支援を必要だと思う妊産婦、里帰り先から情報共有を求められた妊産婦の割合が高かった。

図表 11 里帰り先市町村に提供する情報の種類



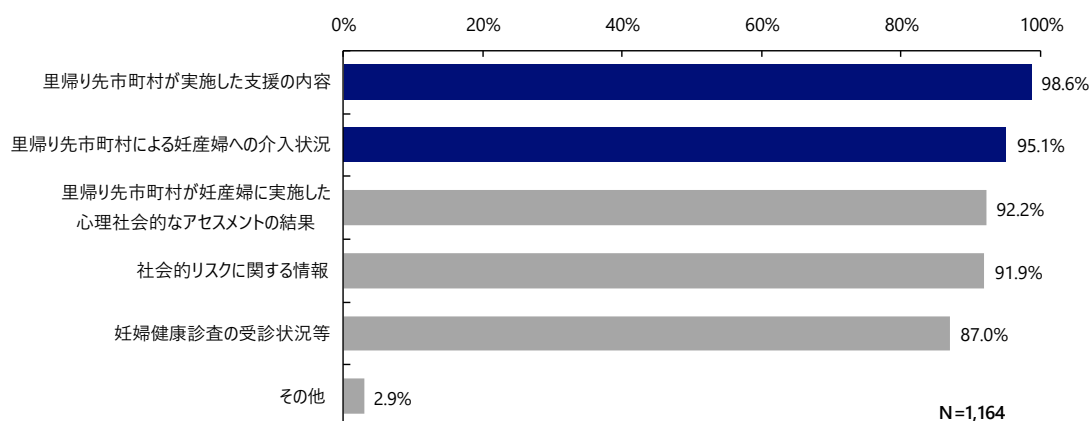
里帰り先市町村からの情報共有が必要と考えている妊産婦については、9割超の市町村が、市町村が支援を必要だと思う妊産婦、本人が支援を希望した妊産婦について、里帰り先市町村からの情報共有が必要だと感じていた。一方で、すべての里帰り妊産婦について情報共有が必要と回答した市町村は、6.8%であった。

図表 12 里帰り先市町村からの情報共有が必要だと考えている妊産婦



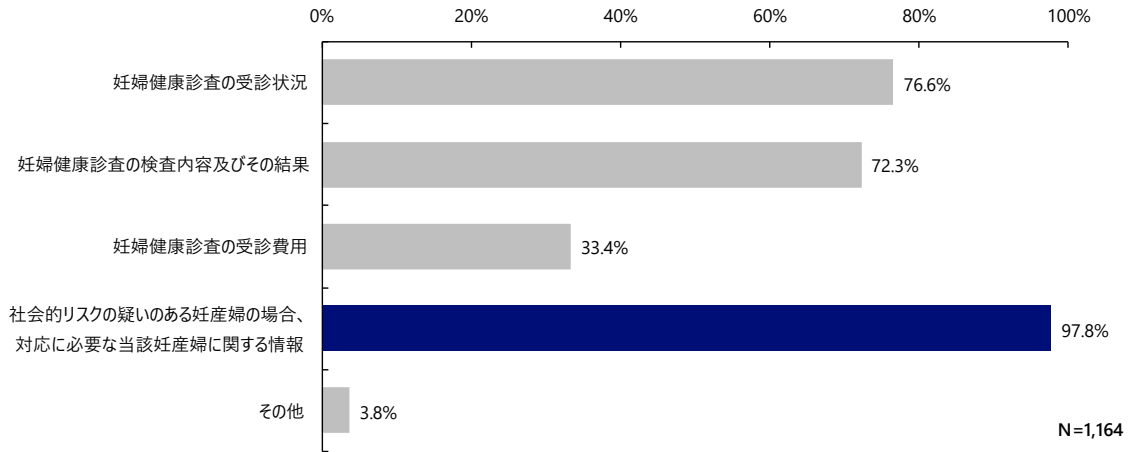
ほぼ全ての市町村が、里帰り先市町村で実施した支援の内容や介入状況等についての情報共有を里帰り先の市町村に求めている。

図表 13 里帰り先市町村からの共有が必要な情報



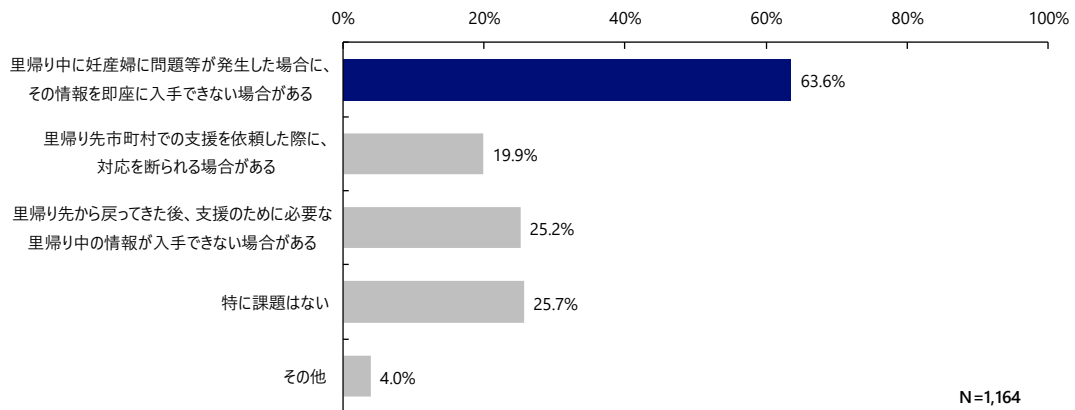
住民票所在市町村が里帰り先医療機関に対し求めている情報にはばらつきがあり、社会的リスクに関する情報を相対的に求めている傾向にあった。一方で、妊婦健康診査の受診費用等についてのニーズは低かった。

図表 14 里帰り先医療機関に共有を求める情報



里帰り先市町村や里帰り先医療機関との連携について、問題発生時に即座に情報が入手できない場合がある点を課題に感じている市町村が約6割と比較的多かった。

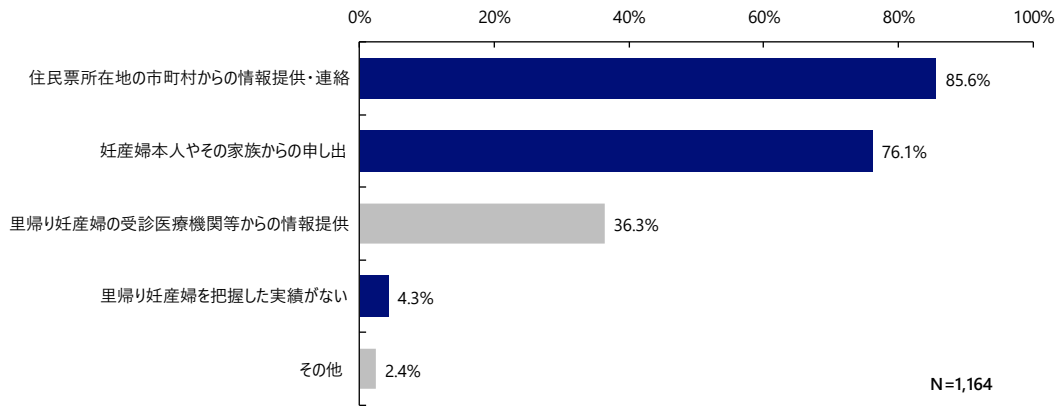
図表 15 里帰り先市町村や里帰りの医療機関との連携に関する課題



2-3 里帰り先の市町村としての対応

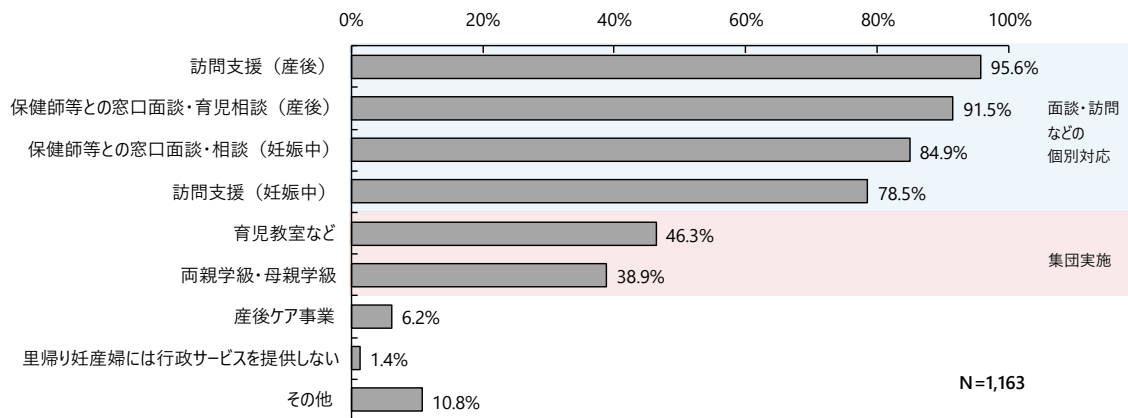
他市町村からの里帰り妊産婦を把握する方法として、住民票所在市町村からの連絡や妊産婦本人またはその家族からの申し出が約8割と多かった。

図表 16 里帰り妊産婦の把握方法



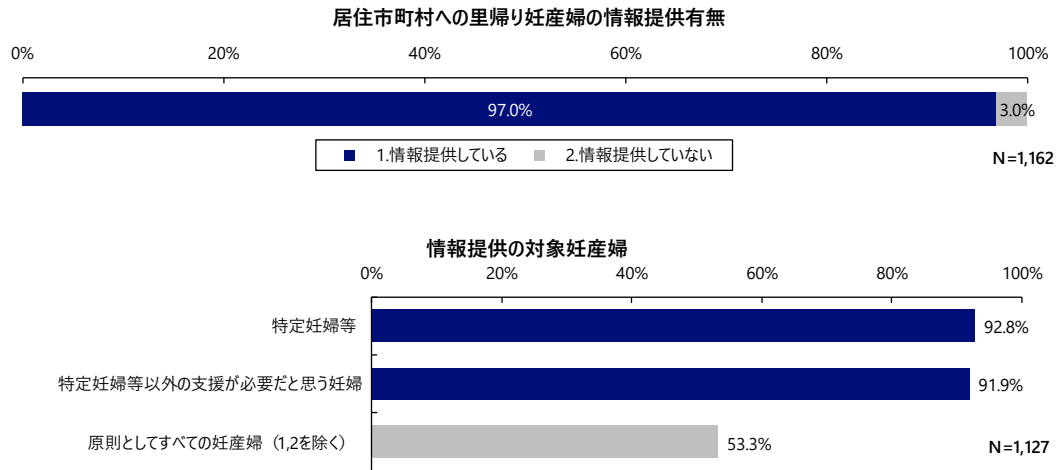
里帰り妊産婦に対して提供している行政サービスとして、多くの市町村が面談・訪問などの個別対応を行っている一方で、集団実施の事業については相対的に提供が少なかった。また、産後ケア事業については6.2%と最も低かった。

図表 17 里帰り妊産婦に提供している行政サービス



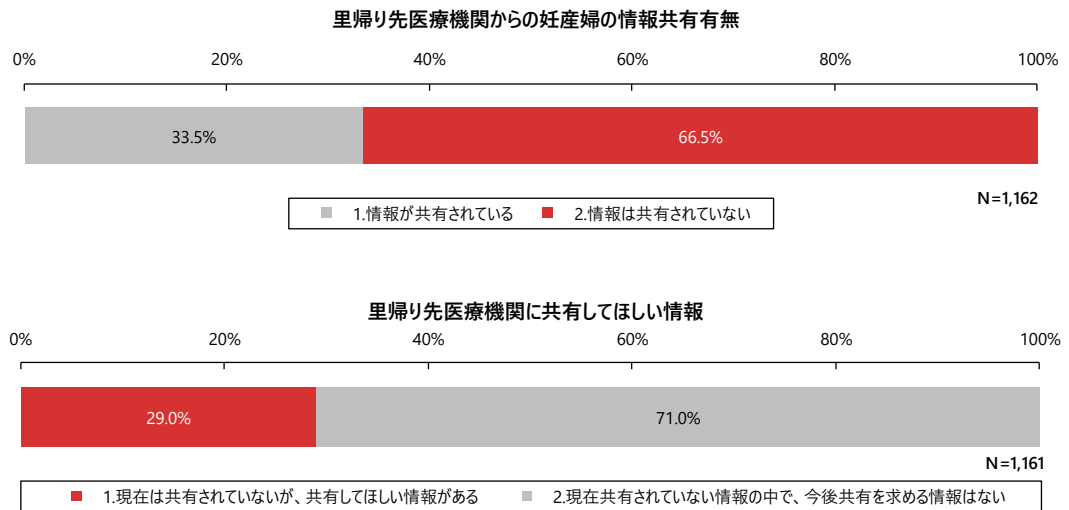
ほとんどの里帰り先市町村が住民票所在市町村に対し里帰り妊産婦の情報を提供していた。情報提供の対象となる妊婦は、特定妊婦や、特定妊婦以外の市町村が支援が必要と判断した妊産婦が約9割と多く、原則すべての妊産婦を対象とする市町村は比較的少なかった。

図表 18 住民票所在市町村への情報提供有無と提供対象の妊産婦



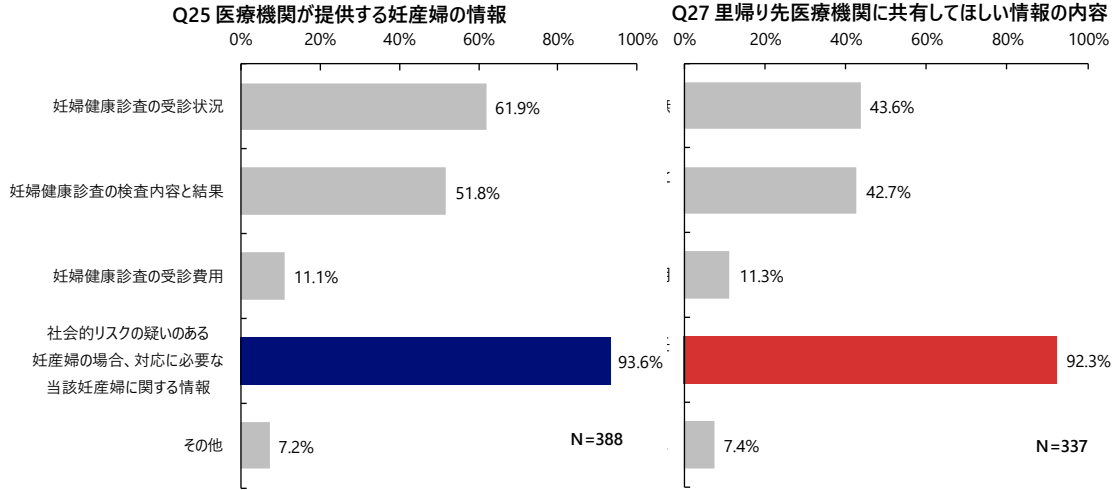
里帰り先医療機関から里帰り妊産婦の情報が共有されていない市町村は、6割を超えた。また、里帰り先医療機関に対して現在は共有されていないが、共有して欲しい情報があると回答した市町村は、約3割であった。

図表 19 里帰り先医療機関からの妊産婦の情報共有有無と共有を求める情報の有無



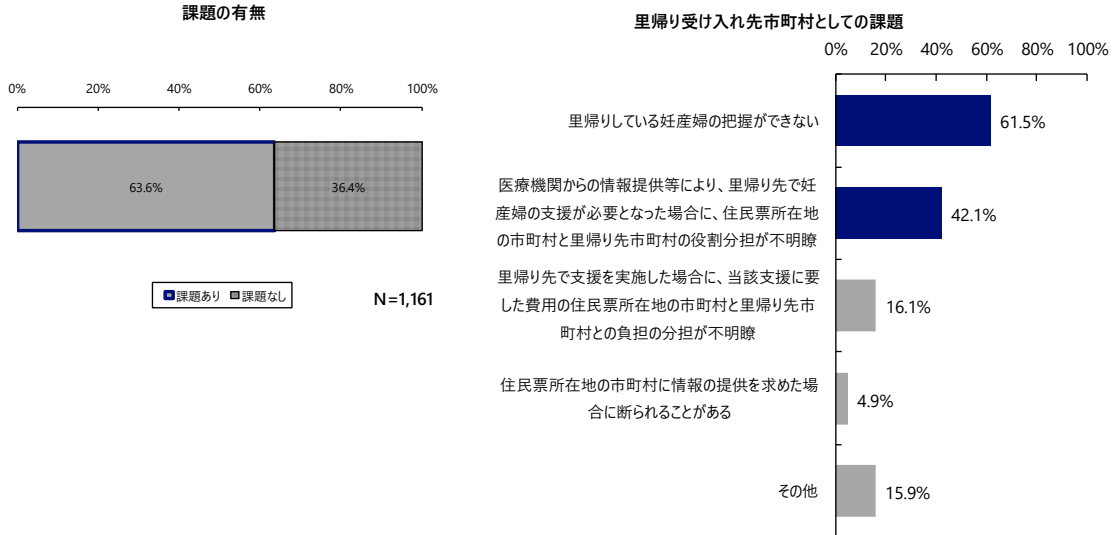
里帰り先医療機関が提供している妊産婦の情報と、里帰り先医療機関に求める情報はほとんど一致しており、その内容は社会的リスクの疑いのある妊産婦に関する情報であった。

図表 20 里帰り先医療機関が提供する妊産婦の情報と共有を求める情報



里帰り妊産婦を受け入れる上での課題を感じている市町村は約 6 割であった。里帰り妊産婦を受け入れる市町村が感じる課題として、里帰り妊産婦を把握できないことや、医療機関等からの情報提供により、里帰り先において妊産婦への支援が必要になった場合に、里帰り妊産婦の支援における住民票所在市町村との役割分担の不明瞭さが挙げられた。

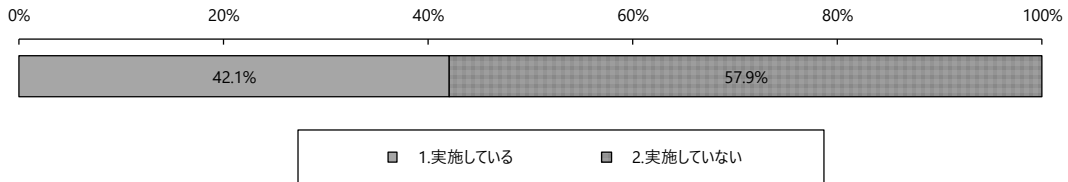
図表 21 里帰り先市町村としての課題



3. 都道府県向けアンケート調査結果

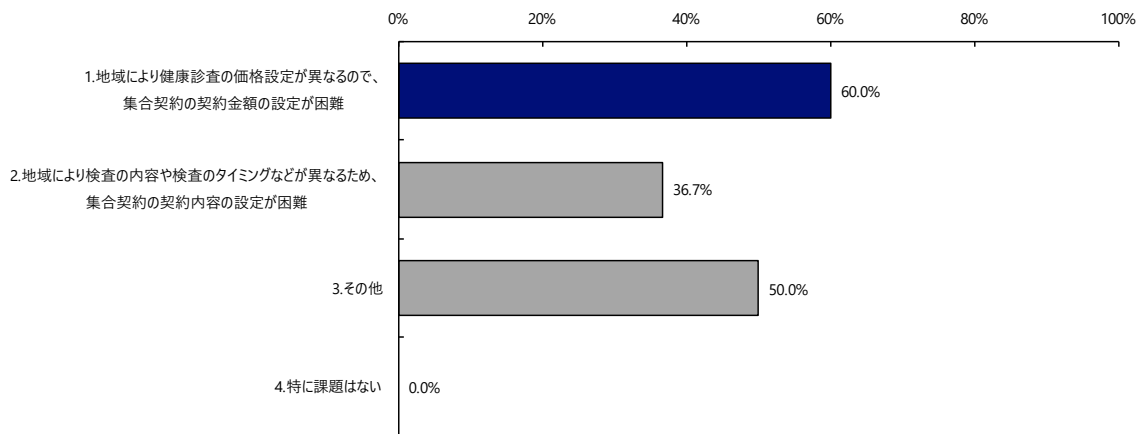
約 4 割の都道府県が集合契約を実施していた。また、集合契約における都道府県が抱える課題として、地域ごとの価格の差異による契約金額の設定が最も多く、6 割であった。

図表 22 都道府県の集合契約の実施有無



N=38

図表 23 都道府県外の医療機関等との集合契約の課題



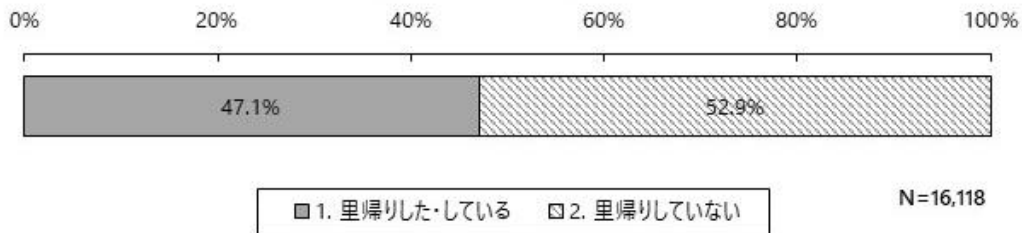
N=30

4. 産婦向けアンケート調査結果

4-1 産婦の基礎情報

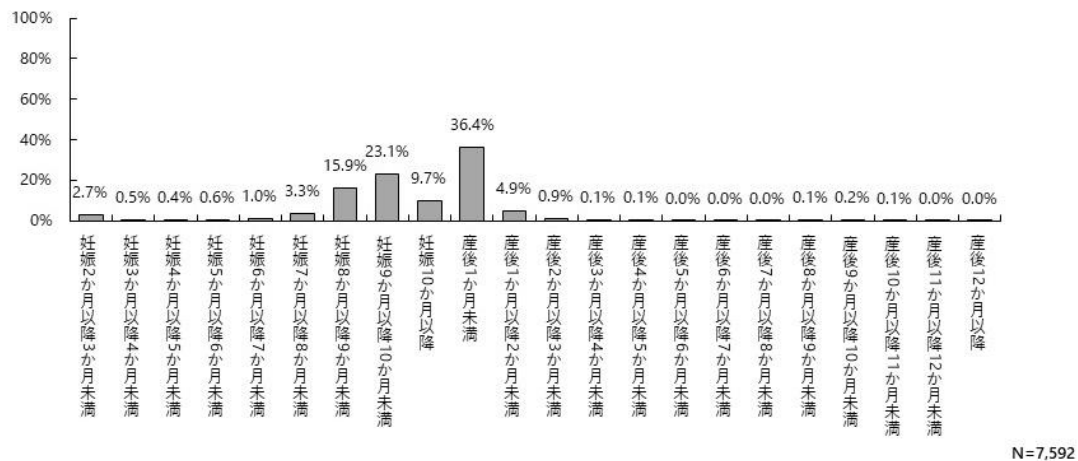
回答いただいた産婦のうち、約5割が、出産前後に里帰りしていた。

図表 24 出産前後の里帰りの有無

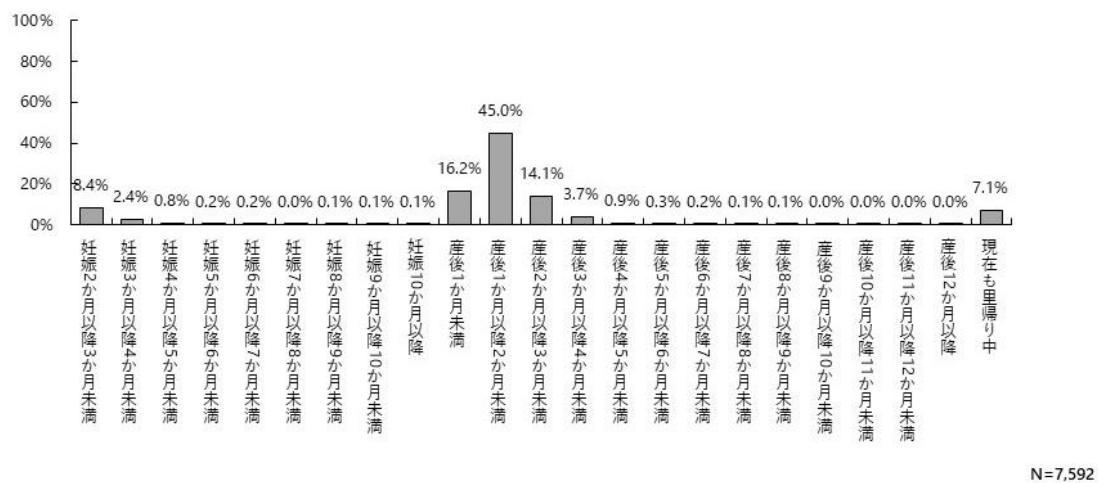


里帰りの開始時期と終えた時期について、以下のような分布となった。

図表 25 里帰りを開始した時期

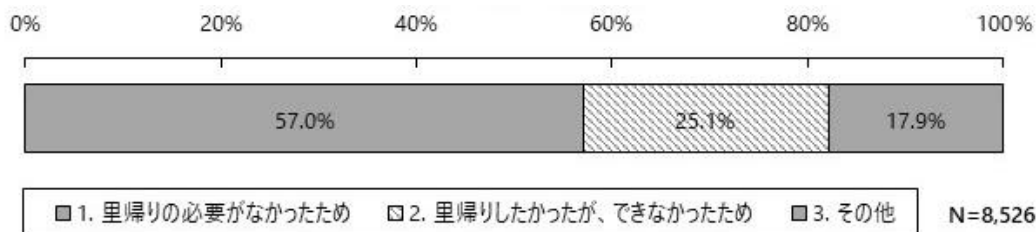


図表 26 里帰りを終えた時期

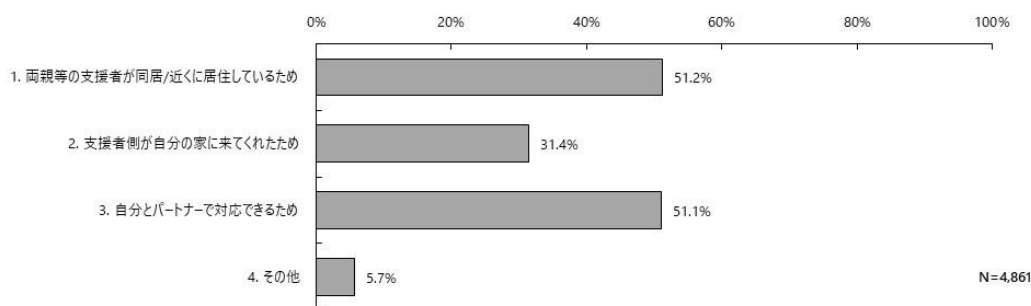


里帰りしなかった理由として、約60%は、里帰りの必要がなかったため、と回答しており、約25%の産婦は里帰りを希望したものの出来なかったという結果であった。またその理由としては、自身また両親等の家庭の都合が最も多く、7割近い結果となった。

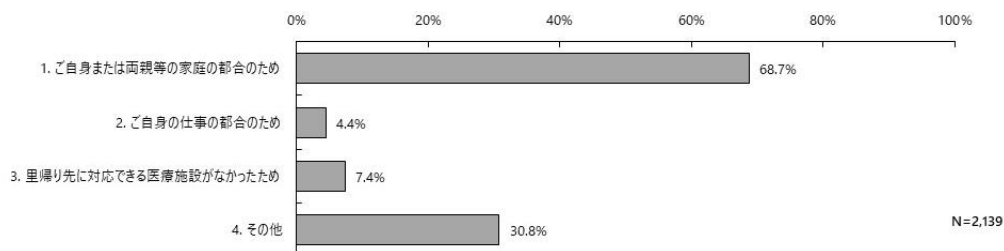
図表 27 里帰りしなかった理由



図表 28 里帰りの必要がなかった理由

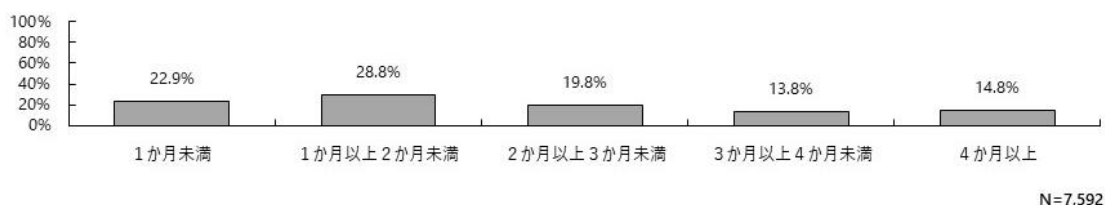


図表 29 里帰りしたができなかった理由

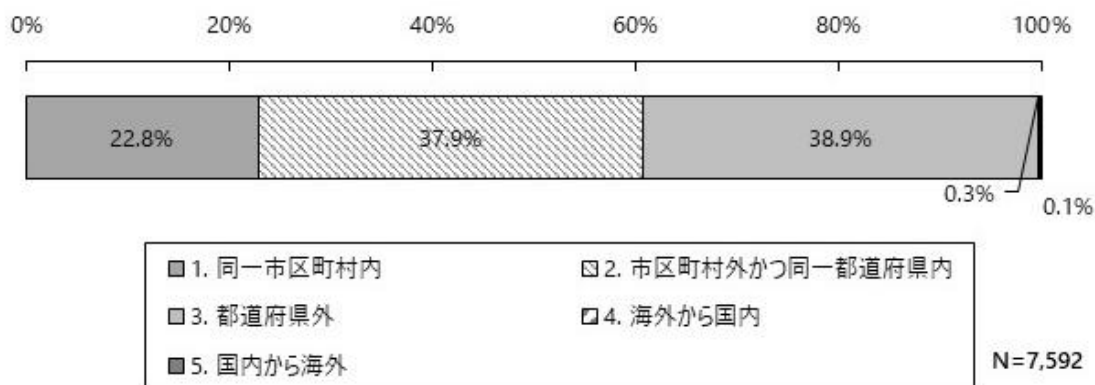


里帰り期間としては、約 28%が 1~2 か月間であるが、ばらつきが見られた。また、6 割程度の妊産婦が同一都道府県内、うち約 23%は同一市区町村内に里帰りしていた。県外への里帰りは、約 38%であった。

図表 30 里帰り期間

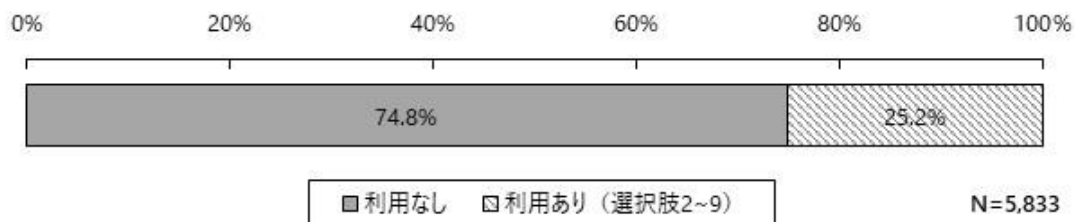


図表 31 里帰り先

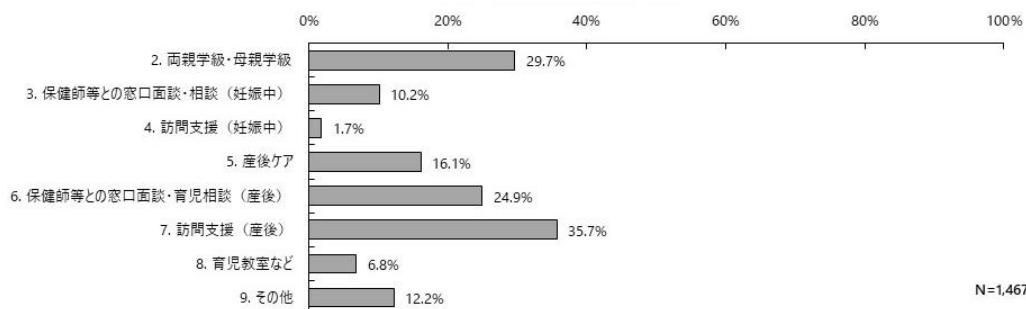


7 割超の妊産婦が里帰り先で行政サービスを利用していなかった。利用されたサービスの中では、産後の訪問支援、両親学級・母親学級、産後の面談・相談の利用が多かった。

図表 32 里帰り先での行政サービスの利用有無

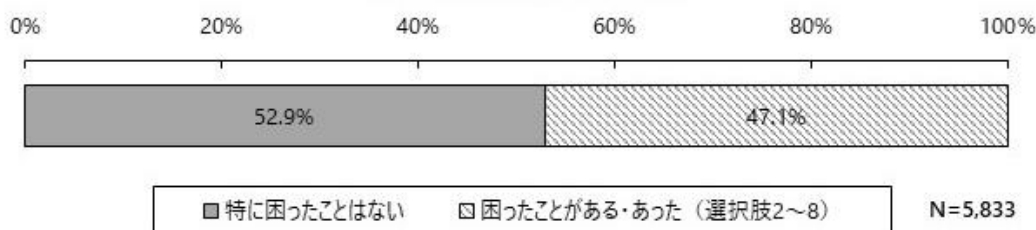


図表 33 里帰り先で利用した行政サービス

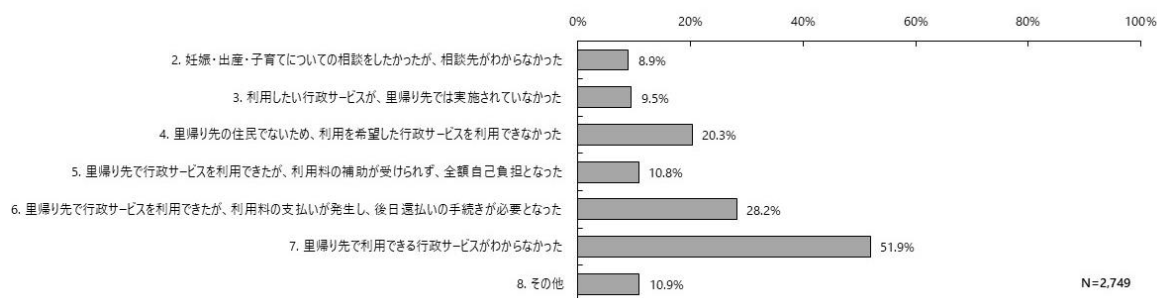


5割上の産婦は里帰り先で特に困ったことはないと回答していた。一方で困ったことがあると答えた人のうちで課題として最も多かった回答は里帰り先で利用できるサービスが不明であるという回答であった。

図表 34 里帰り先で困ったことの有無

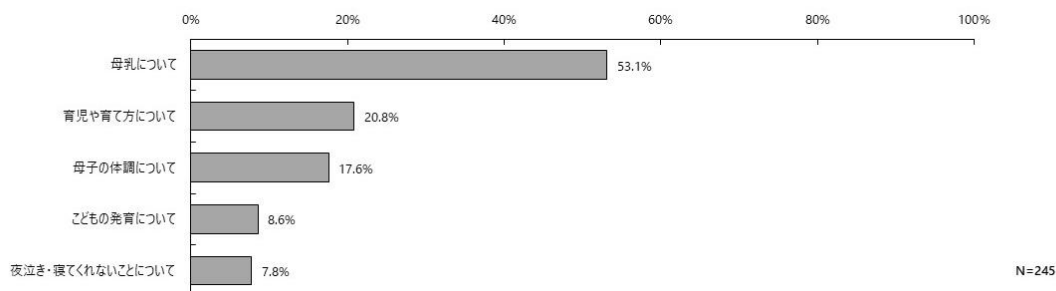


図表 35 里帰り先で困ったこと



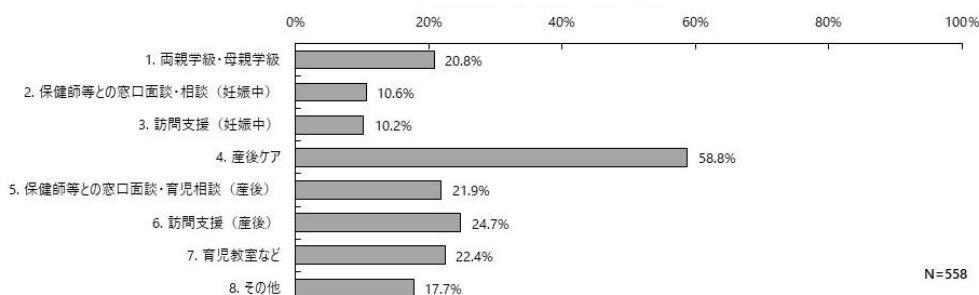
「妊娠・出産・子育てについて相談したかったが、相談先が分からなかった」と回答した方の具体的な相談内容としては、母乳に関する相談が最も多く約5割を占めた。

図表 36 Q15で「2.妊娠・出産・子育てについての相談をしたかったが、相談先がわからなかった」と回答した方の具体的な相談内容



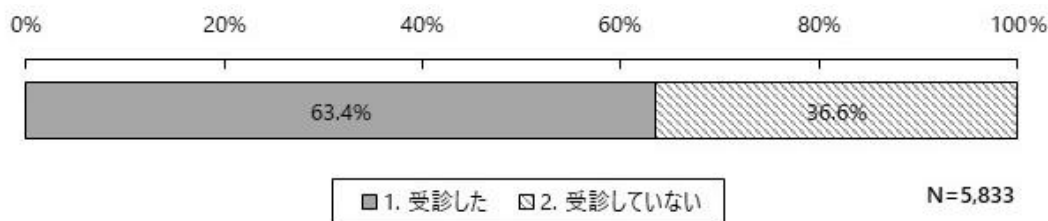
「里帰り先の住民ではないため行政サービスを利用できなかった」と回答した約10%の方において、利用できなかったサービスとしては、産後ケア事業という回答が最も多く、約6割にのぼっていた。その他産後の訪問支援や育児教室、保健師等との窓口面談・育児相談なども2割程度の妊産婦が里帰り先で利用できなかったと回答していた。

図表 37 里帰り先で利用できなかったサービス

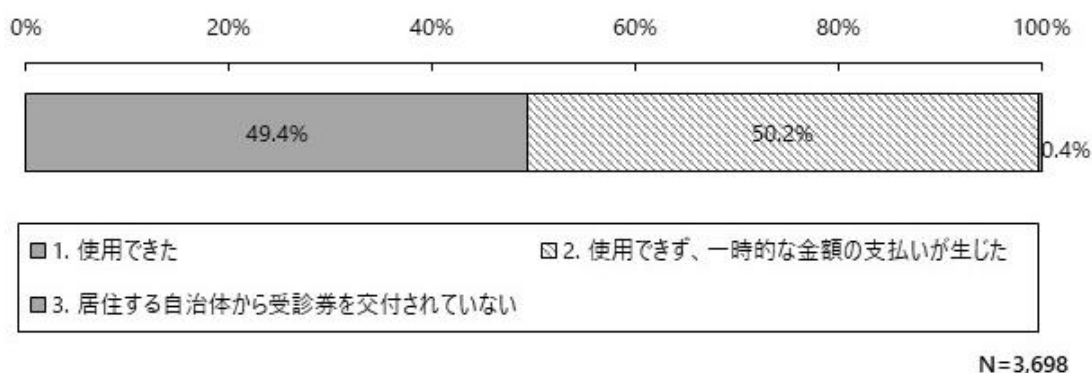


里帰り先で妊婦健康診査を受診した産婦の割合は6割を超えており、その中で妊婦健康診査の受診券を使用できなかった産婦は約5割であった。

図表 38 里帰り先での妊婦健康診査の受診状況

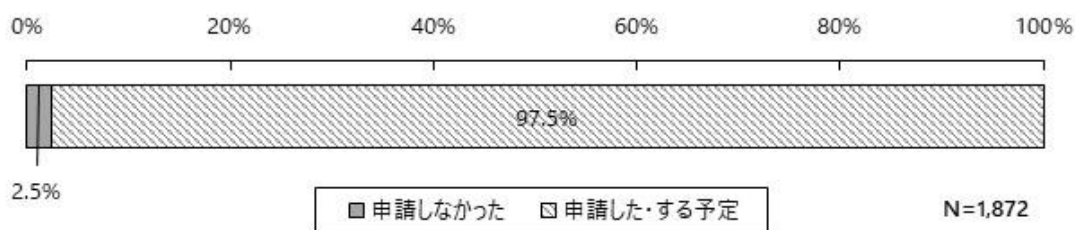


図表 39 里帰り先での妊婦健康診査の受診券の使用可否

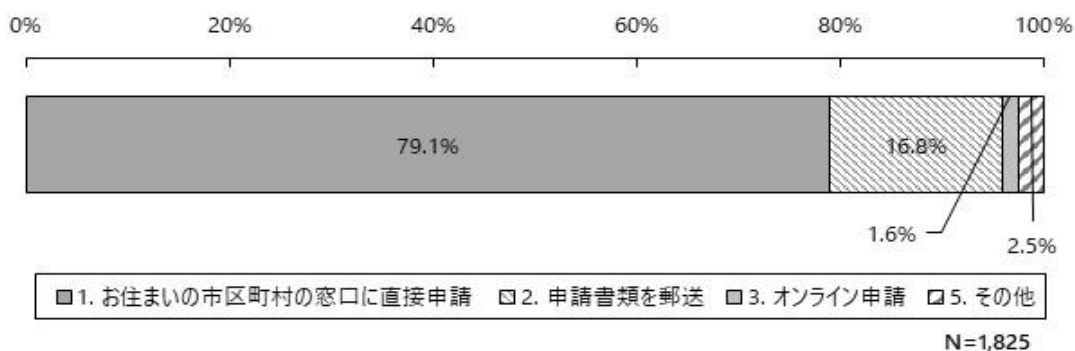


里帰り先で妊婦健康診査を受ける際に受診券が使用できなかった方で、8割近い産婦が窓口で償還払いを申請していた。

図表 40 妊婦健康診査の償還払いの申請有無

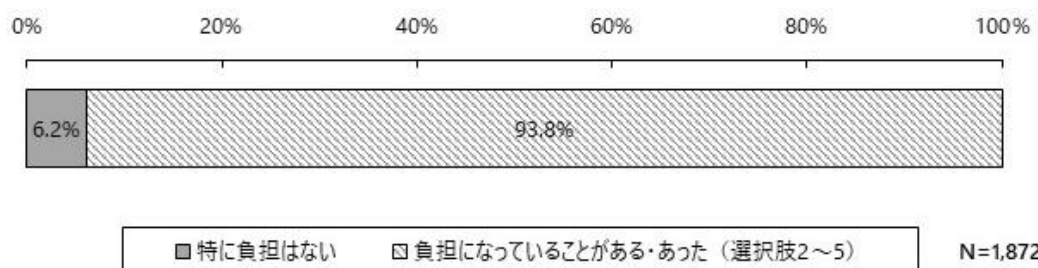


図表 41 妊婦健康診査の償還払いの申請方法

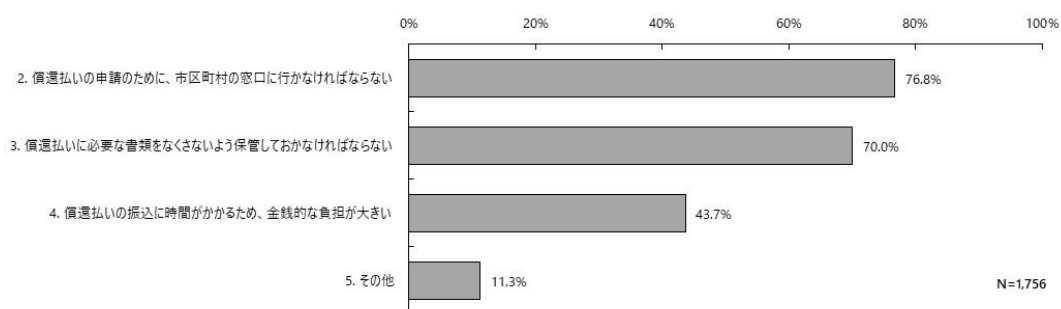


償還払いをした方のうち、9割を超える産婦が償還払いで負担になっていることがあると回答しており、負担となっていることとしては窓口に行かなければならないことと回答している割合が最も大きく、7割を超えていた。

図表 42 償還払いで負担になっていることの有無



図表 43 償還払いで負担になっていること



第3章

ヒアリング調査

1. 調査手法

(1) 調査対象

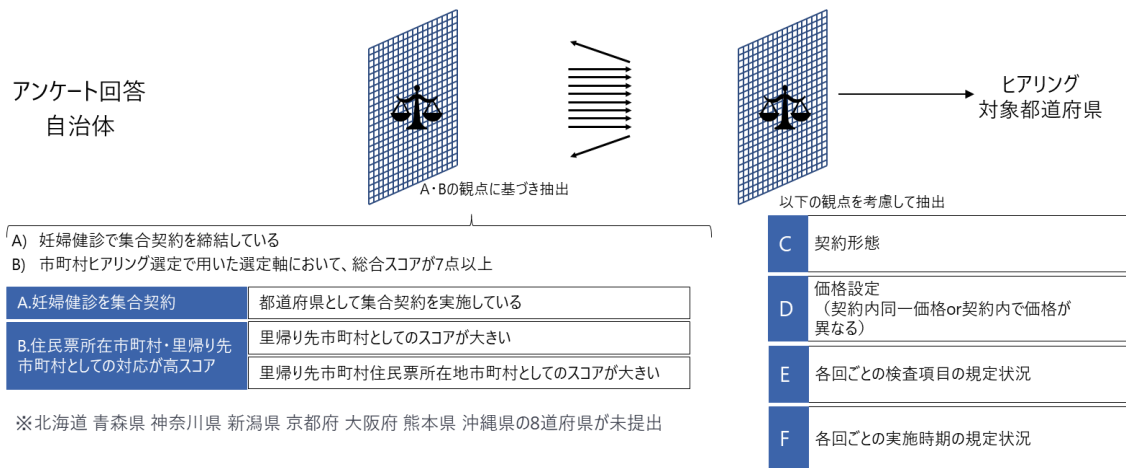
第1章の調査手法でも記載の通り、本調査研究においては、10市区と3県に対してヒアリングを行った。

調査対象都道府県については、都道府県向けアンケート調査の結果を踏まえ、妊婦健康診査を集合契約で実施している都道府県のうち契約形態や価格設定などを踏まえて調査対象の都道府県を抽出した。

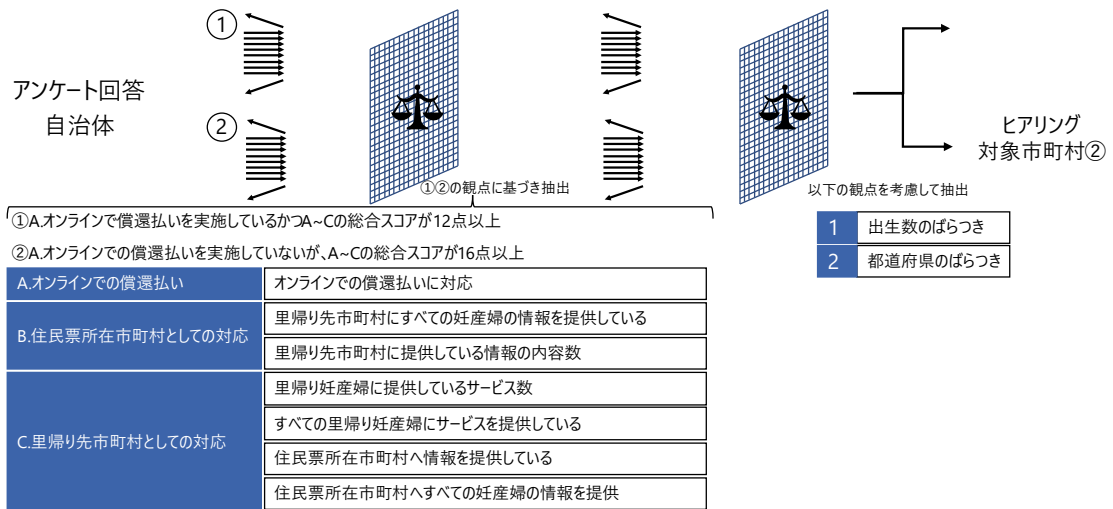
また、調査対象市区町村については、市区町村向けアンケート調査の結果を踏まえ、住民票所在市町村及び里帰り先市町村としての里帰り妊産婦に対する支援の内容をスコアリングして評価した。その上で、人口規模や地域のばらつき等を考慮して絞り込みを行い、対象となる市町村を抽出した。

具体的には下記図表 44 及び 45 の内容に基づいて抽出した。

図表 44 調査対象都道府県の選定方法



図表 45 調査対象市町村の選定方法



(2) 調査期間

令和5年10月から令和6年1月にかけて実施した。

(3) 調査内容

下記内容についてヒアリングを実施した。

図表 46 都道府県向けヒアリング内容

- 妊婦健康診査における集合契約について
 - 妊婦健康診査における集合契約の実施経緯
 - 集合契約締結時の都道府県の役割
 - 集合契約内の実施体制（契約者など）の決定方法
 - 集合契約における、価格の決定方法
 - ・ 自治体間の調整
 - ・ 医師会との調整
 - 検査項目の統一状況・統一意向
 - 各回の検査実施時期の統一状況・統一意向
 - 集合契約実施上の課題
 - ・ 事務手続き上の課題
 - ・ 検査時期や項目の違いによる課題
- その他里帰りに関する自治体支援の動向
 - 里帰りを行う妊産婦に関する情報連携等についてフローや連携フォーマット、マニュアルの設置有無
 - 自治体から挙がってくる課題、支援の要請の内容について

図表 47 市町村向けヒアリング内容

- 償還払いについて
 - 里帰り時の償還払いの申請方法
 - ・ オンライン申請など各申請方法の実施経緯
 - ・ 利用しているプラットフォーム・システム
 - 各申請方法の利用状況
 - 申請手順・申請にあたり必要な手続き等
 - 実施上の課題
- 里帰り妊産婦の住民票所在市町村としての対応
 - 里帰りする妊産婦の把握状況と把握の方法
 - ・ 把握するタイミングと場
 - ・ 把握する対象者
 - ・ 情報把握の内容
 - 里帰り先市町村への情報提供の実施状況
 - 情報提供する対象妊産婦の決定方法
 - 情報提供の内容
 - 情報提供のフロー・フォーマットの内容・運用方法
 - 情報連携上の課題
- 妊産婦の里帰り先市町村としての対応
 - 自市町村に里帰りしてきている妊産婦の把握状況・方法
 - ・ 里帰りしてきている妊産婦として把握している人数、割合
 - ・ 把握のための手法
 - 里帰りしている妊産婦に提供しているサービス
 - ・ 提供しているサービスの種類
 - ・ 提供している理由
 - ・ 対象者の考え方
 - 妊産婦へのサービスの案内手法
 - 住民票所在市町村への情報提供の状況
 - ・ 情報提供の内容
 - ・ 情報提供の実施状況
 - 情報提供の方法・フロー
 - ・ フローやマニュアルの有無
 - ・ 利用するフォーマットの有無
 - 里帰り妊産婦へのサービス提供上の課題
 - 里帰り先市町村との情報連携上の課題

2. 個別ヒアリング結果

2-1 福岡県

基礎情報				契約形態
人口※	510.5万人	担当部局	子育て支援課	
年間出生数※	37,457人	集合契約の有無	実施	<p>市町村と県医師会が契約</p> <pre> graph TD Pref[県] -- "集合契約参加の意向確認 及び委任状のとりまとめ" --> Rep[代表市町村] A[A市] -- "委任" --> Rep B[B町] -- "委任" --> Rep C[C村] -- "委任" --> Rep Rep -- "契約" --> Assoc[県医師会] </pre>
内容				
集合契約の実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から集合契約を実施している。令和5年度は、市町村の財務課の制約等で3市が参加できなかったが、令和6年度からの集合契約に全ての市町村が参加予定である。 平成20年度第2次補正予算において、地方交付税措置が拡充されるタイミングで県医師会や県及び市町村代表を構成員とする会議の体制が整備され、統一された検査回数や検査時期を協議していた。 以前は各市町村と県医師会が個別に契約を結んでいたが、県が60市町村分の契約書をとりまとめ、県医師会とやり取りする等、契約手続きが煩雑であることなどから、県医師会と県の協議の結果、令和5年度から管内市町村と県医師会の集合契約という形を取るに至った。 したがって、集合契約開始時には価格や検査時期が統一されている状況であった。 			
価格の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 集合契約開始前である平成21年から実施している、各ブロックの代表市町村と県と県医師会の会議において、検査項目や検査時期及び契約書等を協議している。会議は年に数回実施され、議題にもよるが、年2回ほどの開催である。 			
検査項目の統一状況	<ul style="list-style-type: none"> 会議の前に、代表市町村の事務担当（事務代表）・保健担当（保健師代表）と政令指定都市・政令中核市が集まって協議し、そのあと県医師会と協議するような仕組みである。 			
各回の検査時期の統一状況	<ul style="list-style-type: none"> 代表市町村が持ち回りで妊婦健康診査の受診券の統一した様式を作っている。その受診券には検査項目や時期が記載されている。 			
会議の運用方法等	<ul style="list-style-type: none"> 各ブロックの代表市町村を決めて持ち回りで運用している。 既に他部署で実施していた予防接種事業等の集合契約の契約書を参考に素案を作成した。 			

※出典）「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

集合契約の
実施上の
課題

- 各市町村及び県医師会に契約内容の確認をし、修正して再度確認を取るという事務的な負担が大きい。
 - 4月の契約開始に向けて、前年度の夏ごろから市町村に対して2回調査を実施した。12月半ばに2回目の契約内容確認を市町村に依頼し、その後県医師会にも確認を取り、2月半ばに県医師会からの修正依頼に対応した後、3月に内容を固めて4月から運用を開始するというタイトなスケジュールであった。
- 本県に隣接する複数の他県医師会と個別に契約している市町村があり、県が取りまとめ作業を行う等の事務負担が大きいため、本県医師会以外を含めた集合契約の必要性を感じている。

その他

- 県の事業として平成22年度から「妊娠期からのケア・サポート事業」を実施しており、産婦人科等の医療機関から市町村に情報連携する際の様式を作成している。上記事業には精神科も入っているものの、医療機関ごとの対応の差異もあり、精神科との連携に課題を感じている市町村が多い。
- その他、産後ケア事業に関しては、市町村ごとに委託料、利用料及び契約内容が異なるため、市町村からの集合契約のニーズは高いものの、集合契約に至っていない。
- 今後、報告様式の統一化や、受け皿の確保等に向けて、関係機関との調整を予定している。

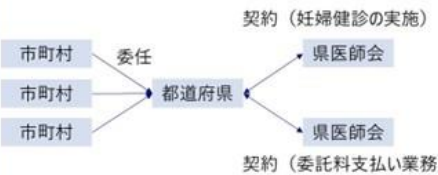
集合契約締結までのスケジュール

作業項目	2月			3月			4月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
【県→各市町村】 ・契約書案の提示		→						
【県→各市町村】 ・契約書の送付			→					
【各市町村→契約代表市町村】 委任状を提出				→				
【契約代表市町村→県医師会】 ・契約締結作業						→		

集合契約締結にあたって県から市町村に対し実施した調査の内容

妊婦健康診査に関する調査票			
		市町村名	_____
		担当課	_____
		担当者	_____
		TEL	_____
		E-mail	_____
公益社団法人福岡県医師会（以下、「県医師会」という。）より、妊婦健康診査の集合契約への変更について提案を受けております。（例：60市町村からの委任を受けた代表市町村が県医師会と契約等）このことに関して、以下の質問に回答くださいますようお願いいたします。			
		記載例	回答欄
Q1	集合契約が可能かどうか	可能or不可能	
Q2	Q1の回答の理由	特に不可能と考える場合は、理由を具体的に記載してください。 （例：市町村の財務規則において〇〇〇と規定されているため出来ない、契約の条項等に▲▲▲と個別に記載したい文言があるため契約書の統一が出来ない、産婦健康診査等の事業も含めた契約としているため難しい、等）	
Q3	妊婦健康診査における県医師会以外の契約先	都市医師会、非医師会、佐賀県、大分県等	
Q4	その他自由記述欄（意見等）	貴市町村としての集合契約に関する意見があればご記入ください。	

2-2 石川県

基礎情報			
人口※	111.7万人	担当部局	石川県 健康福祉部 少子化対策監室 母子保健G
年間出生数※	7,175人	集合契約の有無	実施
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold; margin-right: 10px;">契約形態</div> <div> <p style="text-align: center;">2.都道府県と県医師会が契約</p>  <pre> graph LR A[市町村] -- 委任 --> B[都道府県] C[市町村] -- 委任 --> B D[市町村] -- 委任 --> B B -- 契約(妊婦健診の実施) --> E[県医師会] B -- 契約(委託料支払い業務) --> F[県医師会] </pre> </div> </div>			
内容			
集合契約の実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成21年度から集合契約を実施している。 ■ 妊婦健康診査の実施主体が市町村になったのをきっかけとして、県下全域の医療機関で妊婦健康診査を受診できるような環境整備及び事務処理の効率化を目的に集合契約導入の要望が市町から挙がっていた。このため、県が市町と委任契約を交わし、県を委任代理者として医療機関を取りまとめる医師会との集合契約を実施している。また、同様に県が市町と委任契約を交わし、県を委任代理者として、県と石川県国民健康保険団体連合会との間で審査支払業務の委託契約を締結している。 		
集合契約の参加状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金沢市を除く18市町が集合契約に参加。中核市である金沢市は、別で契約を締結し、実施している。 		
価格の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療報酬単価に準じた形で設定している。 ■ 秋頃に産婦人科医会と市町が集まる場を設け、そこで次年度の単価設定について議論している。 ■ その他、必要に応じ、検査項目の追加や回数、検査時期の変更等について検討している。 		
検査項目・価格の統一状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検査項目や検査時期、価格は統一している。 ■ 基本的には国の告示に沿って検査項目を設定しており、県の独自項目としてHbA1c検査を入れている。 		
妊婦健康診査の実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦健康診査の結果など、紙ベースでやり取りすることが多いが、システムのような共通の仕組みの中でタイムリーに情報共有できることが理想。 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査の受診券については県で様式を統一しており、妊娠届出時に妊婦へ紙媒体で交付している。医療機関は妊婦健康診査を実施後、受診券に結果を記入して翌月に国保連に送付。国保連は審査後、翌々月に市町に送付しており、タイムラグが生じている。 		

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

その他の取組
(里帰り妊婦の支援)

- 令和5年7月から「いしかわ妊娠・出産サポートセンター」を立ち上げ、県内で安心して出産できるよう、里帰り妊婦に対して助産師によるサポートを行っている。妊婦自らが申込（登録）する仕組みであり、登録者には電話連絡や訪問等を実施している。また、オンライン交流会を開催し、妊婦同士の交流や助産師に相談ができる場を設けている。
 - 県内の産科医療機関に協力していただき、妊婦健康診査の受診時に案内していただくようにしている。また、県の広報誌で県内にお住まいのご家族などへの周知も行っている。
 - 継続的なフォローが必要な場合は、本人の同意を得たうえで里帰り先の市町に情報共有しつつ、住所地の市町にも情報を共有し、市町事業につなげるなど、連携した支援を行っている。

その他の取組
(妊産婦への支援)

- 連携票という仕組みを作っており、特定妊婦に限らず支援が必要な社会的ハイリスク者を医療機関がキャッチした場合は、妊産婦本人の同意を得たうえで、医療機関が連携票に記入して県や市町に情報を連携できるようにしている。
- 産後ケア事業の集合契約について今後検討していく予定だが、内容・価格がバラバラであり、その調整が難しい。

「いしかわ妊娠・出産サポートセンター」の案内



2-3 滋賀県

基礎情報			
人口※	141.4万人	担当部局	健康医療福祉部子ども青少年局
年間出生数※	9,975人	集合契約の有無	実施

契約形態

4.市町村と県医師会・助産師会と財団が契約

```

graph TD
    subgraph "市町村"
        M1[市町村]
        M2[市町村]
        M3[市町村]
    end
    CA[県医師会]
    FT[財団]
    M1 <--> CA
    M2 <--> CA
    M3 <--> CA
    M1 <--> FT
    M2 <--> FT
    M3 <--> FT
    CA <--> FT
    style M1 fill:#add8e6,stroke:#333,stroke-width:1px
    style M2 fill:#add8e6,stroke:#333,stroke-width:1px
    style M3 fill:#add8e6,stroke:#333,stroke-width:1px
    style CA fill:#add8e6,stroke:#333,stroke-width:1px
    style FT fill:#add8e6,stroke:#333,stroke-width:1px
            
```

三者契約

内容	
集合契約の実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 滋賀県では地域の市町を支援する滋賀県健康づくり財団が、昔からがん検診や成人向け健診を幅広く担っており、市町との深いつながりがあった。 ■ 県医師会・助産師会と財団、市町の三者間で契約を結んでおり、財団は公費負担額の審査及び支払業務を委託されている。 ■ 妊婦健康診査だけでなく、がん検診も同様の形式をとっており、その歴史は20年以上前に遡るため、経緯は不明である。 ■ 産婦健診については、県内での浸透が課題であり、2022年度で2市しか実施していない状態であったため、市町の負担を軽減しつつ全県で助成を利用できる産婦健診を実施するため、2023年度より妊婦健康診査の集合契約に産婦健診も追加しており、実施市町も12市に増加していた。
集合契約の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約は市町と各団体で行うため、滋賀県としては医師会と市町でのやり取りや資料作成の支援を行っている。 ■ 代表市町は当番制で、代表及び副代表の市町が毎年交代して担当している。 ■ 妊婦健康診査の集合契約のほか、子宮がん、胃がん、大腸がん、乳がん、肺がん、予防接種とそれぞれの集合契約の担当があるので、高頻度で市町に担当が回ってくる。 ■ 財団の関わり方としては、受診券に請求額を記入して医療機関の判を押して財団に送ると、財団が個別の医療機関に必要額を支払い、2か月後に財団から請求書が市町に送られてくる。委託の手数料として、県内受診は1件85円、県外受診は105円を市町が財団に支払っている。

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

<p>価格の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ がん検診では価格が統一されているが、妊婦健康診査、産婦健診の価格は統一されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査については、単価の差が3万円程度あり、いきなり統一するのは難しいため、まずは単価の低い市町に単価の向上を依頼していた。 ● 産婦健診はほとんどの市が上限5000円であるが、一部の市町村は実際にかかっている費用をもとに算出した結果上限がやや低く設定されていたため、2024年度より統一するように依頼していた。 ■ 年に1,2回代表市町と滋賀県、医師会で集合契約について検討する場があり、2023年度は価格の統一及び見直しについて医師会から指摘があった。
<p>検査項目、各回の検査時期の統一状況・統一意向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検査項目と実施時期については、すでに統一されていた。 ■ 項目は国が告示で示す標準的な項目に沿っている。 ■ 実施時期については、母子健康手帳別冊に週数と基本健診のタイミングを記載している。
<p>集合契約の実施上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年度途中で契約内容を変更したいという市町や、委任状を提出しない市町がある場合、当番、副当番の市町にとって負担となる。妊婦健康診査の単価の統一に際し、市町と県医師会の意見のすり合わせが難しい。 ■ 集合契約の当番および副当番市の中で、作業の引継ぎが十分でなく知見がしっかり積みあがってこなかった。
<p>その他（里帰りに関する課題等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県外で産後ケアを利用した場合の契約について、現状は償還払いではなく、また1件ごとに個別に契約しているため負担となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 産後ケアは、市町によって単価や支給決定のレベルも基準が異なり、集合契約を調整するのが困難である。本当に一部の必要な方だけにサービスを提供するという場合と、希望した人全員に支給するという自治体に分かれる。 ● 産後ケアは医師会、助産師会以外の事業所もあり集合契約の調整が難しい。また様式についても健診結果だけでなく、市町から依頼されるための利用目的や背景も記入する必要がある。 ■ 県域を越えた産後ケアの利用について、県外からたくさんの産婦が訪れ、産後ケアを活用した場合、定員が埋まりやすくなり、県内の産婦がケアを必要とした際に、利用できない可能性がある。 ■ 里帰りを行う妊産婦に関する市町村間の情報連携については、財団からの結果送付が二か月後であるため、他市町村に依頼文を送付する、あるいは責任の所在を明らかにしてから病院がハイリスク票を市町村に送るということが考えられる。 ■ 県全体で実施しているハイリスク妊産婦・新生児援助事業のなかで、医療機関⇄市町村のやり取りや、里帰りの方のルールを規定しており、それに基づいて情報共有・支援している。 県外とのやり取りもある。 ■ 一方で市町村間の支援依頼は、様式が決まっておらず依頼元の市町の様式に従って依頼文とサマリーを送付する。

母子健康手帳別冊における妊婦健康診査の記載

妊婦健康診査

○妊婦健康診査は必ず受けましょう!!
(受診券が入っています)

- ・妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。特に気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起きている。
- ・少なくとも毎月1回、医療機関などで健康診査を受けましょう。受診の目安：妊娠23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠24週（第7月）以降には2週間に1回以上、妊娠36週（第10月）以降は毎週1回

○妊婦健康診査について

- ・妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- ・特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- ・妊婦健康診査を受けることで、病気に早く気づき、早く対応することができます。

健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期および内容について、厚生労働省から次頁のとおり、示されています。

このような内容を参考に妊婦健康診査を必ず受けましょう。自分でチェックをつけてみましょう！

30

回数	週数	基本健診	超音波検査	血液検査	HTLV-1抗体検査	子宮頸がん検査	GBS	クラミジア
1	8週	○()	○()	○()		○()		
2	12週	○()	○()					
3	16週	○()	○()					
4	20週	○()	○()					○()
5	24週	○()		○()				
6	26週	○()						
7	28週	○()						
8	30週	○()	○()					
9	32週	○()						
10	34週	○()						
11	36週	○()					○()	
12	37週	○()	○()					
13	38週	○()	○()					
14	39週	○()						

あくまでも標準的なものですので、検査の内容等は、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態に基づく主治医の判断などによって変わる場合があります。

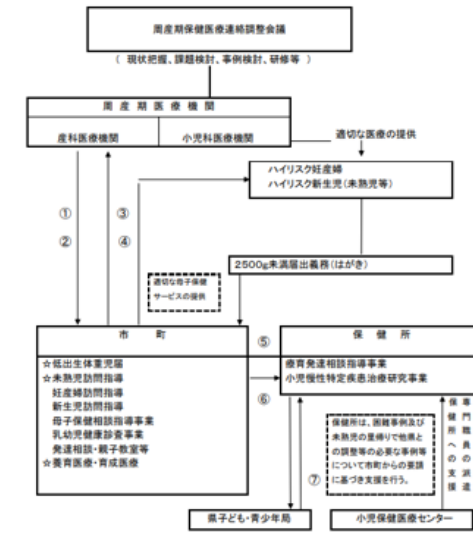
〔血液検査〕

- ・妊娠初期に1回 血液型・血液一般検査・血糖・B型肝炎抗体・C型肝炎抗体・HIV抗体・梅毒血清反応・風疹抗体検査・HTLV-1抗体検査（妊娠30週頃までに1回）
- ・妊娠中期に1回 貧血・血糖の検査
- ・妊娠後期に1回 貧血の検査
- 〔子宮頸がん検査（細胞診）〕 妊娠初期に1回
- 〔超音波検査〕
 - ・妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、36週以降に1回
 - 〔群胎胎性レンサ球菌（GBS）〕 妊娠33週から37週までの間に1回
 - 〔クラミジア検査〕 妊娠30週頃までの間に1回

31

ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の概要

ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の概要



- ① ハイリスク児訪問指導依頼書
- ② ハイリスク妊産婦指導依頼書
- ③ ハイリスク児訪問指導結果連絡票
- ④ ハイリスク妊産婦訪問指導結果連絡票
- ⑤ 市町との連絡調整
- ⑥ 実績報告
- ⑦ 県下の実施状況報告

2-4 北海道美唄市

自治体概要	人口※	19,500人	担当部局	保健福祉部健康推進課
	年間出生数※	59人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 相談（妊娠中） 保健師等との窓口面談・相談・訪問支援（産後） （妊娠中） 育児教室など 訪問支援（妊娠中） 産後ケア事業 保健師等との窓口面談・育児
	償還払いの手法	窓口・郵送		
1.償還払い	実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> オンラインによる申請は実施しておらず、要望も現状ないが、昨年より本庁で申請のオンライン化を進める動きがあり、いずれ実現する可能性はある。 		
	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 償還払いの対象者は道外へ里帰りされた方のみであり、昨年度は申請が0件で、例年1,2件しかなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどのケースで道内、特に近隣市町村への里帰りであった。稀に関西などに里帰りされるケースがあった。 ● 道内の医療機関とは妊婦健康診査等の健診事業について集合契約を結んでいる。 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請は本人もしくは夫が実施し、申請に際し申請書と、検査の領収書（病院名、検査名が分かるもの）のコピー、明細書（金額と検査名が分かるもの）のコピー、母子健康手帳が必要であるが、領収書と明細書のコピーは10枚ほど必要になり、生まれたばかりの子どもを持つ親が準備するのは負担となっている。 ■ 遠方から来所される方、また豪雪地帯である美唄市における冬場の申請を、対面で行う場合には移動の負担が大きい。 		
2.住民票所在市町村としての対応	情報提供する対象者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子健康手帳交付時、あるいは妊娠24週のタイミングで実施する面談において、里帰り及び、里帰り先の家族の支援の有無を確認しており、サポートが受けられないと判断した場合は本人の同意を得て情報提供している。 ■ 支援経過がある、母親自身が精神的に落ち込みやすい経過がある、兄弟の発達に課題があり経過観察しているなど、家族単位で支援が必要か確認し、情報提供をするか決定している。 		
	情報提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家族の氏名、生年月日、職業、治療歴、母子健康手帳交付時面談の様子、本人が心配していること、里帰り先に依頼したいことなどを共有している。 ■ その他確認できている場合は家族間の関係性、実家の両親との関係性、不安が強い母親の場合、こまめに相談が必要な可能性があるなどの情報も共有している。 		

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ フォーマットは美唄市で作成したものを利用している。 ■ 里帰り中の訪問等のフィードバックについては、里帰り先の市町村のフォーマットで作成される。 ■ 里帰り中に妊娠出産経過や妊産婦の精神面等体調の変化など継続支援が必要な場合、および新生児の継続支援が必要な場合の情報共有は、道内の医療機関の場合、北海道養育者支援・医療連携システムを通じて連絡がある。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りの件数自体が少ないこともあり、課題はあまりない。里帰りではないが、転入の引継ぎの依頼をいただいた際に紙面上の支援経過の記述と、実際に母親にお会いして判明した状態に乖離があるという事例はあった。 ■ その他里帰りではないが、産後に母親の精神状態が悪化し、医療機関からの連絡があって把握したケースがあったので、産後の急激な変化があった場合に、情報連携がないと市では把握できていない場合がある可能性はある。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りはおおむね1ヵ月程度で、実家の家族からのサポートがあることもあり、サービス自体の要望があまりなく、積極的に紹介はしていない。 ■ 一方で市内の方については母子健康手帳交付時や産前産後のコミュニケーションでサービスを紹介している。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りの方からの希望を受けたことがないが、仮に希望があればサービスを提供できる体制を整えたいと考えている。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 美唄市が作成したフォーマットで訪問時の記録を情報提供しており、特定のフローやマニュアルはない。 ■ 里帰り中に妊娠出産経過や妊産婦の精神面等体調の変化など継続支援が必要な場合、および新生児の継続支援が必要な場合は、医療機関から住民票所在市町村に連絡があり、住民票所在市町村から美唄市に支援依頼を受けてから美唄市でフォローする。
	里帰り妊産 婦へのサー ビス提供上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後里帰り中の方からサービス利用の希望があった場合は、住民票所在市町村と償還払いか、自己負担かなどの調整を行う必要が出てくる。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問依頼自体は年間10件以下だが、時期によっては依頼が複数重なったり、同地区で依頼があったりし、支援が必要な場合、地区担当保健師が実家の状況など情報収集するため、記録の作成に時間がかかる。 ■ 実際のところ、妊婦の半数以上は何らかの支援を必要としており、里帰りの際の丁寧な引継ぎが重要であるので、母親のメンタルの状態や家族の関係性など、最低限必要な項目がそろった共通のフォーマットで情報連携ができれば保健師の負担は減る。

2-5 青森県弘前市

自治体概要	人口※	164,243人	担当部局	こども家庭課
	年間出生数※	863人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級、 保健師との窓口面談・相談（妊娠中） 訪問支援（妊娠中） 産後ケア事業 保健師等との窓口面談・相談（産後） 育児教室など
	償還払いの手法	窓口、郵送		
1.償還払い	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 償還払いの申請件数は年間30件未満で、窓口と郵送の利用の割合について、おおよそ9割が窓口を利用している。 ■ 申請の方法について、窓口での申請の場合は、添付書類に加え申請書を記入して来所してもらう。一方郵送の場合は、必要な申請書を送付し、後日添付書類とともに郵送してもらっている。 ■ 妊婦健康診査・新生児聴覚検査の申請期限は6か月以内に設定している。 ■ 窓口で申請する場合、妊婦健康診査の償還の場合は予防接種の手続きと同時に申請される場合がある。 ■ 新生児聴覚検査の助成は償還払いのみの対応であり、100%償還払いが利用される。出生届の後に送付する予防接種の予診票に申請書と返送用封筒を送付する。妊婦健康診査については県外の医療機関を受診した妊婦が対象となる。 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手続きのために来所する必要があるので、産婦側の負担となっており、オンライン化できれば良いが、実際に導入を検討するには至っていない。 		
2.住民票所在市町村としての対応	情報提供する対象者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り先の自治体から求められた場合のみ提供しているが、実績はほとんどない。 ■ ハイリスクな方や、特定妊婦に対して、里帰りした後も連絡先を把握しているため、電話で随時連絡を取っている。 ■ 里帰り先の医療機関から情報提供を受けることも年に1,2件程度ある。 		
	情報提供の内容			

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定妊婦、支援が必要な妊婦に対するフォーマットは里帰り妊婦専用ではなく、全ての妊婦に共通して確認したい項目を自治体で収集し、記録しているもので、他自治体に提供することは基本的にない。 ■ 当部署で支援した妊婦の記録を書き留める台帳という建付けであり、部署外に共有することはない。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接妊婦と連絡できているので、あまり課題はない。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別に案内を送っているわけではないので、ホームページ上の情報を見てもらっていると考えられる。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りしてきた妊婦も、ハイリスク等関係なく、産後ケアを含め基本的にすべてのサービスを利用可能であり、人数制限のあるイベントを除いて、基本的には優先度を下げられることもない。 ■ 赤ちゃん訪問の場合20件程度利用される。イベントは他自治体から参加している妊婦もいる。 ■ 妊娠中・産後の訪問支援は、住民票所在市町村からの依頼文をもらった場合のみ対応している。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 赤ちゃん訪問については、市内市外共通の報告書フォーマットがあり、訪問内容を住民票所在市町村に報告している。 ■ 個人情報の取り扱いについては、弘前市、もしくは住民票所在市町村が同意を得ている。 ■ 報告書は紙で郵送しており、郵送前には報告書の概要を電話で市町村に伝えている場合もある。
	里帰り妊産 婦へのサー ビス提供上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 費用負担は県で統一されておらず、現在は直営で実施しているが、仮に産後ケア事業を委託で行うようになった際に費用負担のやり取りは課題となる。

2-6 岩手県二戸市

自治体概要	人口※1	25,138人	担当部局	健康福祉部こども家庭課
	年間出生数 ※2	127人	里帰り妊産婦に 提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 保健師等との窓口面談・相 談（妊娠中） 訪問支援（妊娠中） 産後ケア事業 保健師等との窓口面談・育 児相談（産後） 訪問支援（産後） 育児教室など
	償還払いの 手法	窓口		
1.償還払い	申請方法 ごとの 利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の病院と委託契約が結べない場合に償還払いで対応している。基本的に県外の里帰り先の病院で健診等を受診した場合に償還払いが利用される。 ■ 申請には健診記録を記載している母子健康手帳の写し及び金額が確認できる明細書の写しの提出が必要であり、窓口での申請のみの受付としている。基本的に事前予約とし、家族等本人以外の申請も可能である。 ■ 申請の期限は年度内としている。専門職による出産後の電話相談時や家庭訪問の際にもご案内をしているため、おおむね1か月程度で申請をしていただいている。集団乳幼児健診等の受診と合わせて申請手続きを行うケースもある。 		
	実施上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 来所の必要がある他、申請書及び明細書の長期保管の面で妊産婦の負担が大きい。明細書を紛失すると再度、医療機関で再取得していただく必要がある。 ■ 窓口や電話で案内しているが、認識の齟齬が生じやすく、申請書類の不備があり、一度で手続きが完了しにくい。そのため、再度手続きに来所いただくケースがある。 ■ 償還払いに該当するという認識がなく、複数回、自治体から電話等でアナウンスをする必要がある。 		
2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供 する対象者 の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠届時・伴走型相談支援の7～8か月時の面接・妊娠後期の助産師による電話相談等で里帰りの確認を取っている。また、岩手県周産期医療ネットワークシステム“いーはとーぶ”により妊婦情報を医療機関等と共有しており、登録している妊婦の健診情報等を把握することが可能である。 ■ 里帰り妊婦の希望に合わせて、育児不安の強い方や基礎疾患の既往を持っている場合には、本人の同意を得て情報提供を行い、里帰り先に訪問依頼をしている。 		
	情報提供 する内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠経過、妊産婦の訴え、支援の方向性について共有している。 		

※1出典「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」 ※2出典「令和3年保健福祉年報（人口動態）2021」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 独自に作成している連絡票に記入している。訪問依頼を主としている。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り先の訪問依頼を断られたケースはない。 ■ 転入・転出時に出産子育て応援給付金をどちらで給付を行うかやり取りをしたケースがあるが、問題はなかった。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種教室は訪問時等に案内しているが、里帰り妊産婦の利用は少ない。 ■ 訪問時の状況により、産後ケアを必要と判断した場合には、産後ケアの利用を促し、ケアを行っている。住民票自治体には、電話や記録等の文書で、実施の旨や実施結果を伝えている。 ■ 産後ケアの料金は無料、本人の希望または専門職が判断し、適宜授乳指導や乳房ケアを実施している。実施方法は訪問または来所で対応している。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り妊産婦で、ケアの必要性に関わらず、誰でもサービスを利用することができる。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前述の連絡票に記載して文面及び電話で報告している。ただし、自治体からの記録票の指定があった場合は、その様式に従って記入する。
	里帰り妊産 婦へのサービ ス提供上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新生児・産婦訪問の依頼のみのため、継続支援の必要性を感じても直接介入することが難しいケースや継続支援につながらないケースもある。 ■ 各教室は地元の妊産婦によるコミュニティが形成されており、参加しづらいと感じる里帰りの妊産婦がいる。孤立防止支援の面で課題がある。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口規模や申請件数の大きい自治体の中で、オンライン化等による事務作業の効率化を実践している事例や、里帰り妊産婦の受け入れの負担感があれば共有したい。

産婦・乳児の状況の報告（依頼時書式）

依頼文

ニ 家 第
令和 年 月 日

係

二戸市長

産婦・乳児の訪問指導について（依頼）
時下 ますますご清栄のことと存じます。
さて標記につきまして、貴所に現在中の下記産婦・乳児について、ご多忙のところ恐縮で
すが、訪問指導をお願い申し上げます。

記

- 産婦氏名
- 乳児氏名
- 居住所
- 里帰り先住所
- 連絡先
- その他

産婦・乳児の状況

<産婦・乳児の状況>

産婦氏名	乳児氏名
生年月日 平成 年 月 日生 (歳)	生年月日 令和 年 月 日生 (第 子)
(父、 歳)	体重 身長 胸囲 頭囲
家族の状況	g cm cm cm

【これまでの状況及び現在の状況】

訪問記録表

乳 児 ・ 産 婦 訪 問 記 録 表												
訪問日	産 婦			乳 児			産 婦			乳 児		
	氏名	年齢	職業	氏名	年齢	性別	氏名	年齢	職業	氏名	年齢	性別
訪問回数	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
訪問時間	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
訪問場所	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
訪問内容	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
訪問結果	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
訪問担当者	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
備考												

2-7 東京都港区

自治体概要	人口※	261,615人	担当部局	みなと保健所健康推進課地域保健係
	年間出生数※	2,436人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等との窓口面談・相談（妊娠中） 訪問支援（妊娠中） 母親学級 *状況に応じて
	償還払いの手法	窓口・郵送		<ul style="list-style-type: none"> 保健師等との窓口面談・育児相談（産後） 訪問支援（産後） 各種サロン事業 *状況に応じて
1.償還払い	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 対面と郵送では、対面での申請が多い印象。郵送申請を利用するのは里帰り先から送付される場合が多い。 委任状があれば妊産婦本人でなくとも申請可能である。 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 償還払いの際の手続きが非常に煩雑である。医療機関によって領収書の費目が異なるため、医療機関に確認をとる必要がある場合もある。また必要書類を準備する妊産婦側にとっても対応が負担となっている。 申請のオンライン化を検討しているが、必要書類の受診券の原本を回収する必要がある、対応を検討する必要がある。 また、申請のオンライン化をしたとしても、印刷やダウンロード、書類の不備があった際の対応など、審査業務において紙媒体と同様に時間を要するのではないか。 		
2.住民票所在市町村としての対応	情報提供する対象者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に支援している方が対象となる。多くは出産した医療機関から連絡を受けた場合や、港区プレママでの面談の際に気になる事項がある妊婦で、里帰り先での妊婦訪問が必要になった場合に情報連携がなされる。妊娠中からの連携は稀である。 		
	情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> 産まれた際の体重や、住所等の基本情報を共有している。 個別の特記事項や背景については、本人の同意を得た場合のみ共有することもある。 		

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、令和4年人口動態（市区町村別）」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出生通知書に里帰り先での赤ちゃん訪問が必要と記載されており、里帰り先の市町村が訪問を実施できそうであれば港区が依頼文を作成、送付し、その際に文書及び電話にて情報共有している。 ■ 文書は港区が依頼用に作成している。必要時支援のサマリーを送付するが、実際に共有することはあまり多くない。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部決裁ののちに郵送をするため、情報連携に時間がかかる。書類の到着より先に赤ちゃん訪問を依頼しても相手自治体に断られることもある。 ■ 母子の相談記録は現在紙と電子記録システム、健康情報カルテの三種類で保管しているが、新生児訪問記録など自治体によってフォーマットや枚数がばらばらであるため、保管が大変である。デジタル化の過渡期が最も苦勞する。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的に案内をしているわけではないため、妊産婦が情報を得る方法としては、自身で検索・住民票所在地市町村からの案内・出産時医療機関からの案内の3パターンが想定される。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両親学級・母親学級、その他希望があれば利用可能であるが、あまり希望はない。 ■ 3,4か月健診は区民でないと利用できないが、育児相談であれば利用可能である。 ■ 里帰り妊産婦についてショートステイ、デイサービスなどの産後ケア事業は対象外である。保健所主催の各種サロン事業は状況によっては利用可能である。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 赤ちゃん訪問の記録に、情報共有の同意文をつけて市町村に返す。 ■ 地区担当保健師の継続フォローが必要な場合は、支援のサマリーを送付する
	里帰り妊産 婦へのサービ ス提供上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り自体件数があまり多くなく、情報の不足があれば電話で都度確認しているため、あまり課題はない。

2-8 埼玉県所沢市

自治体概要	人口※	344,070人	担当部局	健康推進部保健センター健康づくり支援課
	年間出生数※	2,030人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等との窓口面談・相談（妊娠中） 保健師等との窓口面談・育児相談（産後） 訪問支援（妊娠中） 訪問支援（産後）
	償還払いの手法	窓口・郵送・オンライン申請（こどもの医療費助成のみ）		
1.償還払い	申請方法ごとの利用状況	—		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 償還払いの際の手続きが非常に煩雑である。妊婦健康診査については、妊娠初期・中期・後期と大まかな単位で検査項目を示しているが、医療機関によって実施する項目が異なり、明細書などの提出書類だけでは確認できない項目もあるため、その都度医療機関への電話確認が必要となり、負荷が大きくなる要因となっている。 		
2.住民票所在市町村としての対応	情報提供する対象者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要な方の場合は、地区担当保健師に電話で連絡をするとともに、所沢市の連絡票に記載して送付している。特に丁寧なフォローが必要な場合は訪問依頼を出している。 		
	情報提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠届出時のアンケートで、里帰りの有無や経済困窮や仕事などの困りごとや育児協力を得られるかどうかを把握しており、訪問依頼をする場合など、里帰り先への情報提供が必要な場合は、産婦に同意を取ったうえで、そのうち支援に必要な内容について里帰り先市町村に共有している。 		

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ フローはある程度固まっており職員間での共通認識はあるものの、資料化はしていない。 ■ フォーマットは所沢市で作成した連絡票のフォーマットを使用している。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近年は訪問依頼をすると受け入れてくれるケースが多く、EPDSなどの質問票結果を返してくれている。気になるケースについては担当者間で電話でのやりとりも行っており、自治体間の連携はそこまで課題はない。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所沢市に里帰りしてきている妊産婦は、住民票所在市町村や妊産婦本人から訪問依頼があった場合にのみ把握ができるため、積極的な案内は行っていない。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問や相談については、特に条件は設けず、依頼があれば受け入れている。 ■ 里帰りしている場合、希望があれば、きょうだいの1歳半と3歳児健診は集団健診を実施しているため受け入れることが可能になっている。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所沢市のフォーマットで訪問時に得た情報や結果についての情報提供を行っている。
	里帰り妊産 婦へのサービ ス提供上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りの場合、住民票所在自治体に書面で訪問依頼を出してもらうため、手続きに1週間程度かかる。1～2か月の里帰りの場合、訪問するまでの猶予期間が短く、対応しきれなくなる懸念がある。 ■ 訪問支援の助産師は個々に契約しているため、人員の確保が難しい。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問記録などの書面を郵送でやりとりするため、訪問時の状況をタイムリーに把握・共有することが難しい。 ■ 訪問に限らず、選択式で打ち込むことができるフォーマットがあると便利だと思う。追加で必要な部分を自由記述できるような形であれば、負荷軽減につながる。

2-9 大阪府豊中市

自治体概要	人口※	407,695人	担当部局	こども未来部 およこ保健課
	年間出生数※	3,048人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 保健師等との窓口面談・育児相談（産後） 保健師との窓口面談・相談（妊娠中） 訪問支援（産後） 訪問支援（妊娠中） 育児教室など 産後ケア事業
	償還払いの手法	窓口、郵送、オンライン申請		
1.償還払い	実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン申請について、子どもの医療費助成は申請書類の請求までがオンラインで、償還払いはオンライン対応ではない。 ■ それ以外の項目（妊婦健康診査、産婦健診、新生児聴覚、予防接種）については、申請に不備がなければ口座への振り込みまでオンラインで対応している。 ■ プラットフォームは豊中市が契約し、利用している 		
	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン申請は2023年4月から開始したばかりである。 ■ 妊婦健康診査、産婦健診、新生児聴覚の直近半年間での申請はオンライン申請が6%、窓口が83%、郵送が11%と、オンライン申請がメインにはなっていない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 請求の利便性のために三つの健診で共通の申請が可能である。 ■ こどもの予防接種では、オンライン申請が48%、郵送が52%の状況で、窓口での申請は少ない。電子申し込みが増えているので、今後逆転する見込みである。（令和5年4月～9月実績） 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書の確認の負担が大きい。領収書の枚数が多く、申請者も償還に対応する領収書以外との区別がつかないまま提出される場合があり、その場では対応できずコピーをとって後で精査する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 電子の送付の場合は写真を撮ってもらい送ってもらう。画像が荒くて読めない場合もあり、電子ならではの課題である。 ■ 診療明細書等の内容から、検査等の内容が償還対象のものか判断に困る場合があり、医療機関への確認に時間と手間を要する。 ■ 郵送、窓口、オンラインとそれぞれの申請状況を個別に確認する必要があり、オンライン申請の状況確認が遅れ、少しスタックした事例があった。 ■ オンライン申請に必要な添付書類が届かない場合、申請者に電話で催促するも提出にかなり日数がかかり審査が滞るケースがある。 		

※出典）「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供 する対象者 の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りする妊産婦は、市として関わりがある場合のみ把握できている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市が支援している、あるいは妊産婦本人や医療機関からの支援依頼がきた場合に把握する。 ● 母子健康手帳交付時に、分娩医療機関を聞く項目があり、そこで里帰りの意向も確認するが、その時点では初期であることもあり未定とされることが多い。その後7～8か月頃にアンケートで把握する場合もあるが、全員に里帰り先を確認しているわけではない。 ● 特定妊婦については100%妊娠中から出産場所等把握し、医療機関、市町村に連絡している。
	情報提供 する内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定妊婦に関しては、把握している情報すべて共有するようにしており、里帰り先市町村から共有される場合も、すべての情報をいただくようにしている。 ■ それ以外の妊婦については、支援目的に応じて変わる。
	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 把握した時点から随時対応している。 ■ 豊中市に住民票があり、産後メンタル的な問題が里帰り先で発生した場合について、出産病院や2週間健診・1か月健診で医療機関が把握し、豊中市に連絡が来て把握することが多かった。 ■ 里帰り先に送る場合のフォーマットは基本豊中市で準備しており、他の市や医療機関に送付するサマリーと同様のフォーマットを利用している。これまで相手市町村からフォーマットを指定されることはなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ● 府内の連携の際に利用する要養育支援者情報提供票は、府内で統一の様式がある。府外の医療機関の場合もほぼ同様の連絡が来る。 ● 豊中市は様式が単一なので、こちらから情報提供する場合は不便がない。 ● 送付されてくる場合も、多少内容が異なるが、情報を探すために困ったことはなかった。 ■ 訪問結果の報告は相手側の自治体や医療機関のフォーマットで来ており、内容の不足があった場合は、電話で確認する。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供先の住所、連絡先を正しく把握するために当課で調べることに時間を費やしている。

3.里帰り先市町村としての対応	妊産婦へのサービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りしている方は、医療機関や本人からの希望など、連絡が来た場合に把握している。 ■ 広報誌、ホームページ、アプリ、冊子などの媒体を活用している。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「とよふあみ（by母子モ）」というアプリに登録すれば、必要時に情報が手に入るようになっている。 ■ 産科医療機関は里帰りに関係なく積極的に自治体サービスを紹介している。
	提供サービスごとの対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要時、周産期に実施する事業は利用可能であるが、産後ケアについては、本市の基準で対応しており、里帰り先の家族の体調不良などで周囲の支援が得られないという場合は提供可能としている。 ■ 費用は市民と同様に、自己負担分以外は豊中市が負担し、住民票所在地市町村に請求することはないが、数としては少なく、2023年度はまだ利用者がいない。
	住民票所在市町村への情報提供内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産後、支援が必要になった場合は、まず医療機関で把握し、次に住民票所在市町村に連絡がいき、豊中市に支援依頼が来るといった場合が多い。医療機関が住民票所在市町村と豊中市に同時に連絡する場合は早期に対応できる。いずれにせよ住民票所在市町村からの依頼文が必要である。支援が早急に必要場合は依頼文の到着の前でも対応可能である。 ■ 継続支援が必要な場合は、支援の内容を住民票所在市町村にフィードバックしている。産後ケアについても、依頼文の送付などで住民票所在市町村と情報共有し、切れ目のない支援につなげるよう対応していく方針である。
	情報連携上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りの方の産後ケアについて、件数が増えた場合に財政負担になる可能性もあり、その場合相手自治体と費用負担について相談する必要がある。

豊中市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査 助成金交付申込書

(様式第1号) 豊中市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査助成金交付申込書

豊中市長 様

豊中市妊産婦健康診査受診費助成金交付要綱、豊中市産婦健康診査受診費助成金交付要綱、豊中市新生児聴覚検査受診費要綱に基づき助成金の交付を申し込みます。

申込日	令和 年 月 日
名前 (姓・名)	〒 電話番号
住所	豊中市
性別 (胎児含む)	

授産する受診券	引当上限 上乗額	受 診 日	支払金額	承認金額	市使用残
妊1	27,340円	年 月 日	円	円	円
妊2	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊3	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊4	10,000円	年 月 日	円	円	円
妊5	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊6	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊7	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊8	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊9	12,000円	年 月 日	円	円	円
妊10	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊11	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊12	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊13	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊14	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊15	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊16	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊17	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊18	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊19	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊20	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊21	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊22	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊23	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊24	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊25	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊26	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊27	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊28	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊29	5,000円	年 月 日	円	円	円
妊30	5,000円	年 月 日	円	円	円
新生児聴覚	AMR 4,000円 OAE 1,500円	年 月 日	円	円	円
計			円	円	円

実施医療機関 名称 (出産日/受診日 年 月 日)

助成金の振込先は下記のとおりです。

銀行	支店	1. 普通 2. 当座	口座番号
〒	〒		口座名義 (カタカナ)

* 振込先の口座名義が請求者と異なる場合は、別紙委任状を提出してください。

要養育支援者情報提供書

※情報提供にご協力ありがとうございます。正確な情報共有のため文章でのご連絡にご協力をお願いします。
受給の場合は、電話で市営保健センターへ連絡ください。後日、文章の送付もお願いいたします。

医療機関用
様式1-1

要養育支援者情報提供票 <妊婦版>

市区町村保健(福祉)センター名称 令和 年 月 日
市 区 保健センター 様

医療機関名 診療科 医師名
TEL 内線 担当者名 *連絡窓口の方を記載してください。

生活歴 (A)	<input type="checkbox"/> 保護者自身の被虐待口保護者自身のDV歴(加害・被害を含む) <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいの平養育口胎児のきょうだいの虐待歴口過去に心中未遂(自殺未遂)
妊娠に関する要因 (B)	<input type="checkbox"/> 16歳未満の妊娠口産年(20歳未満)妊娠(過去の産年妊娠を含む) <input type="checkbox"/> 20歳以上の産出口妊娠健康診査未受診、中絶口望まない妊娠口胎児に対して無関心・衝動的な産出口今までに妊娠・中絶を繰り返す口有び込み出産歴口4歳以上の妊娠
心身の健康等要因 (C)	<input type="checkbox"/> 多胎・胎児の疾患や障がい口妊娠中の不規則な生活・不衛生等
心身の健康等要因 (D)	<input type="checkbox"/> 精神疾患等(過去出産時の産後うつ、依存症を含む) <input type="checkbox"/> パーソナリティ障がい(疑いを含む) <input type="checkbox"/> 胎動障がい(疑いを含む) <input type="checkbox"/> 尿えが多く、不安が高い口身体障がい・慢性疾患がある
社会的・経済的要因 (E)	<input type="checkbox"/> 上記以外の経済的困難や社会的問題口生活保護受給口不安定就業・失業中
家 庭・環境的要因 (F)	<input type="checkbox"/> 住所不定・居住地がない口ひとり親・未婚・ステップファミリー口家の中が不衛生
その他 (G)	<input type="checkbox"/> 出産・育児に集中できない家庭環境 <input type="checkbox"/> 上記に該当しない方になる言動や背景() <input type="checkbox"/> HLV-1抗体陽性による(WBにより確定) +妊娠が困難している

支援者等の状況

支援者 死別、高齢、遠方等の理由により、妊娠の父母・きょうだいの等が頼ることができない
夫婦不和、親族と対立している パートナー又は妊娠の養育等親族一人のみが支援者
地域や社会の支援を受けていない

家族構成等 保護者等の関係機関の関わりを拒否する 情報提供の同意が得られない

社 区 氏名 生年月日: 年 月 日 () 才 職業: 無・有 ()
現在の妊娠週数: 週 日 | 予定日: 年 月 日

住 所 〒 (実家、自宅、その他)

電 話 ☎ (固定電話・携帯) 家族構成
☎ (固定電話・携帯)

パートナー 婚姻: 有・無・予定 ()
氏名 職業 ()
連絡先

またる 有・無 婚姻
氏名 職業
連絡先 育児への支援者 ()

本項情報提供を「産後ケア及び産後の養育支援センター(保健)センター」業務に活用することに際して次の方の同意を得ています。
「本人・有・無、パートナー・有・無、その他()、有・無」にいずれも同意なし。同意後ならしては同意が必要と判断したため。
※送付先は市営保健(福祉)センターですが、状況によっては市区町村から保健所に情報提供されることがあります。

情報提供の理由、相談内容

通院・入院中の様子

今後のフォロー依頼内容

◆この用紙を受けとった保健機関は、支援経費または支援員料を掲載に記載し、毎月1か月以内に、医療機関へ返送してください。 A版用

2-10 京都府向日市

自治体概要	人口※	56,794人	担当部局 里帰り妊産婦に 提供しているサービス	市民サービス部	健康推進課
	年間出生数 ※	405人		<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 保健師等との窓口面談・相談(妊娠中) 訪問支援(妊娠中) 産後ケア事業 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等との窓口面談・育児相談(産後) 訪問支援(産後) 育児相談
	償還払いの 手法	市町村窓口・郵送			
1.償還払い	実施内容の 詳細	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、こどもの医療費は償還払いで対応している。京都府・大阪府の医療機関と集合契約を締結しており、契約外の医療機関で出産された場合に償還払いを実施している。 ■ 申請方法は対面と郵送の手法があるが、ほとんど窓口で実施している。申請時期として、1か月健診が終わって向日市に戻ってこられたタイミングが多い。妊婦健康診査と産婦健康診査をセットで申請する方が多いため、産婦健診後の申請が多い。妊婦健康診査の償還払いは1年以内を期限としている。 ■ 申請者は本人が多い。 ■ 母子健康手帳と明細、領収書原本を確認するため、オンライン申請は難しい。 ■ 申請は毎月月末締めであり、翌月の月末に支払っている。したがって、支払いは最大約2か月ほどかかる。 			
	実施上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受診回ごとの助成金額を決めているが、医療機関によって妊婦健康診査にかかる費用がさまざまであるため、自己負担額が大きい方もいらっしゃる。また、受診回ごとに助成額を定めているため、向日市が個別に事務で確認し、償還額を決定しており、事務負担が大きい。 ■ 手続きに必要な資料・書類が多いという声は対象者から頂いている。 			
2.住民票 所在市町村 としての対応	里帰りする 妊産婦の 把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠届出の際、妊娠8か月の際に実施しているアンケート、出生届時の面談で里帰り出産予定の有無を把握している。そこでは、里帰り場所と分娩医療機関、里帰り期間、連絡先、予防接種を希望する医療機関等を聞いている。出生届はパートナーのかたが提出されることもあるが、その際はパートナーに確認を取っている。 ■ 予防接種を里帰り先で接種する場合は、事前に申請していただき、希望医療機関と個別に契約を締結している。委託料は接種後、請求により支払っている。 ■ 里帰り妊産婦の数は把握していない。 			

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	情報提供 の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠中のアンケートや伴走型支援の電話などを通じて、里帰り先で訪問・支援が必要であれば向日市に電話していただくよう、妊産婦に伝えている。里帰り先での訪問を希望する場合は、同意を得て里帰り先に訪問の依頼と情報の提供を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 書面では、氏名、里帰り先の名字、里帰り先住所、向日市での住所、乳児の生年月日・体重・週数を情報提供している。 ● 合わせて、訪問依頼前に里帰り先の市町村に電話で連絡しており、口頭で支援経過を共有している。 ■ 今までハイリスクな方に関して里帰り先で訪問を依頼したことがない。特定妊婦の方や特に支援が必要な方は支援者が少なく里帰りをしないケースが多い。 ■ 出産子育て応援交付金の産後の面談について、里帰り先市町村に面談を依頼しているが、向日市でも面談を実施しており、そのあと交付を決定する。
	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 向日市のフォーマットで訪問依頼をし、乳児の体重などの訪問記録は里帰り先市町村のフォーマットを使用して送付される。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問結果の共有は、書面だけでなく電話でも連絡をいただくことが多く、情報共有に不足を感じているものではない。 ■ フォーマットについては、市町村ごとに異なるため、やや負荷が大きい。
3.里帰り先 市町村として の対応	里帰り妊産 婦の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての里帰り妊産婦は把握していない。住民票所在市町村から訪問依頼があった妊産婦は把握している。 ■ 本人が子育て支援センターなどに相談に来られた場合はそこで把握できる。 ■ 訪問依頼はないが、住民票所在市町村の保健師から電話で情報共有がある場合なども把握している。住民票は向日市にはないが、向日市に居住している妊産婦などの事例では、電話で共有があることが多い。
	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要な方には産後ケア事業を利用いただいたことがある。向日市民と同じ額を支払っていただき、助成分は向日市が負担した。必要性が高い場面に限って利用可能としている。 ■ 少ないものの、里帰り妊産婦から母子保健サービスの利用希望がある場合もある。必ず訪問して状況を把握し住民票所在市町村に共有したうえで、必要に応じてサービスの利用を案内している。 ■ 育児相談や妊婦向けの教室などはすべて自己負担なしで里帰り妊産婦に案内している。教室は、産前産後サポート事業として助産師会に委託している教室を除いて、向日市の直営で実施しており、すべて利用は可能である。

3.里帰り先
市町村として
の対応

住民票所在
市町村への
情報提供
内容・フロー

- 妊婦の情報は、住民票所在市町村に必ずしも共有していない。
- 産婦の場合は、本人からヘルプがあれば訪問し、本人同意のうえで、口頭もしくは書面で情報共有している。書面の場合は向日市のフォーマットを用いて情報共有している。
- 母親の状態がより支援が必要な状態になった際は、病院からの情報を向日市にも情報提供していただくよう、住民票所在市町村に依頼することもある。医療機関から住民票所在市町村に連携され、住民票所在市町村から向日市に連携される流れである。
 - 医療機関によってもフォーマットが異なるうえ、書く方によっても情報の粒度が異なる。妊娠中の情報を住民票所在市町村に問い合わせたり、実際に訪問することで情報の不足を補っている。

情報連携上
の課題

- 里帰り妊産婦の場合、向日市から医療機関に問い合わせることは難しく、原則は住民票所在市町村と医療機関との連携が求められる。市町村ごとに医療機関との連携状況が異なるため、医療機関とあまり連携されていない市町村の場合は、情報把握が困難である。

2-11 鳥取県鳥取市

自治体概要	人口※	183,269人	担当部局	保健所 健康・子育て推進課
	年間出生数※	1,272人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両親学級（個別）・母親学級 ・ 保健師等との窓口面談・相談(産後) ・ 訪問支援(産後) ・ 育児教室
	償還払いの手法	市町村窓口・郵送		<ul style="list-style-type: none"> ・ 両親学級（個別）・母親学級 ・ 保健師等との窓口面談・相談(妊娠中) ・ 訪問支援(妊娠中) ・ 産後ケア事業
1.償還払い	実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り出産等で県外の契約医療機関で受診した場合、妊婦健診受診票が使用できず、全額自己負担となり経済的負担が大きくなるため、健康診査費助成金として一部助成している。 ■ 窓口または郵送対応。領収書は原則原本が必要。 		
	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年度の妊婦の償還払いは61件、うち郵送は14件であった。 ■ 県内であれば同一の受診票を使用することができるため、県外のみ（※）償還払いで対応である。（※近隣県の委託契約をしている一部医療機関では受診票使用可能） 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関によって妊婦健康診査の料金に差異がある一方で助成額は一定なため、医療機関によっては自己負担額が変わる。 ■ 助成金額が年度によって異なるため、年度ごとに申請書類が変わる。したがって、年度をまたいだ受診の場合、申請書類が増え、申請者の負担が大きくなることが課題である。 		
2.住民票所在市町村としての対応	情報提供する対象者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出生届出時に赤ちゃん訪問を受ける希望時期をうかがっており、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けたい妊産婦については、里帰り先市町村に訪問を依頼している。その場合、里帰り先で訪問を希望する妊産婦の情報を了解を得たうえで提供している。 		
	情報提供のフロー・フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り先で訪問を受ける場合は、里帰り先市町村のフォーマットに記入したものを受け取っている。 ■ 出産・子育て応援交付金における産後のアンケートについては、鳥取市独自のものを使用している。産婦・乳児訪問のフォーマットは各自治体のものでアセスメント内容が記入されているため、統一のフォーマットでなくても問題ない。 		

※出典)「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票所在市町村としての対応	情報連携上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要な妊産婦については、妊産婦の了解を得て里帰り先の市町村または医療機関から連絡が入り、里帰り先市町村と連携をとっている。 ■ 特定妊婦等の情報共有は児童福祉担当課で対応している。
3.里帰り先市町村としての対応	妊産婦へのサービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的に案内していない。 ■ 住民票所在市町村から訪問依頼があった方にはサービスを紹介している。
	提供サービスごとの対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「産前産後のパパママほっとずっと応援事業」として県から補助金が出ており、産後ケア事業は県内統一で利用料無料である。 ■ 鳥取市の産後ケア事業は県外からの里帰り妊産婦も含めて、全員に案内しており、ショートステイは7日まで、デイサービスは月2回まで、と上限を決めている。今年度から県外からの里帰り妊産婦も無料で利用でき、里帰り妊産婦への支援に繋がっている。 ■ 産後ケア以外については、住民票所在市町村から依頼があった場合・本人の希望をお聞きし、提供している。 ■ 妊娠中の母子保健サービスの利用希望者数は少ない。産後は住民票所在市町村から支援依頼（産婦・乳児訪問）が入り訪問を実施。
	住民票所在市町村への情報提供内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民票所在市町村から訪問依頼が入れば訪問を実施しており、鳥取市のフォーマットに記入して情報を提供している。

「産前産後のパパママほっとずっと応援事業」（鳥取県）

事業名：産前産後のパパママほっとずっと応援事業

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
子育て・人財局 家庭支援課 母子保健担当
電話番号：0857-26-7572 E-mail：zaisen@pref.tottori.jp.jp

	事業費(A)	人件費(B)	トータルコスト(A+B)	正職員	会計年度任用職員	特別職自派勤職員
令和4年度当初予算額	10,765千円	0千円	11,554千円	0.1人	0.0人	0.0人
令和4年度当初予算要求額	4,765千円	0千円	4,765千円	0.0人	0.0人	0.0人
RC3年度当初予算額	0千円	0千円	0千円	0.0人	0.0人	0.0人

事業費

要求額：4,765千円（前年度予算額 0千円） 財源：国1/2
政策戦略査定：計上 計上額：4,765千円

事業内容

1 事業の目的・概要

産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対しては、産後うつ及び児童虐待防止のため、市町村事業として心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う産後ケア事業を実施している。

産後ケア事業の利用者数は県独自の利用料無償化事業の開始以降 大幅な伸びをみせており、支援を希望する産婦へのケアがゆき届きつつある。しかし、産後ケアの対象となる程度の心身の不調・育児不安があると診断されながらも、産後ケア事業を利用できていない産婦や、事業の対象とはならないまでも潜在的に不安を抱えている妊産婦も多く、地域や家庭において育児不安を解消するための受け皿を広げる必要がある。

医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を抱えている妊産婦の不安を解消するため、地域における助産所を心の休息(スペース)のとれる居場所として利用を促進するオープンデーの開催 及び 母体の育児不安の原因となる父親の育児参画の必要性を職場などで周囲にも伝えられる先輩パパの養成を県助産師会に委託する。

産後ケア無償化事業	市町村が実施する産後ケア事業を利用した者の利用料(個人負担額)相当額に対し県が助成し、個人負担額を無料とする。	(3,000)
※一般事業として要求	【対象】 個人負担額無償化を図る市町村 【助成額】 産後ケア個人負担額を無償とするために必要な額 【補助率】 県10/10	

2-12 福岡県北九州市

自治体概要	人口※	929,396人	担当部局	子ども家庭局 子育て支援課
	年間出生数※	5,973人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 保健師等との窓口面談・ 育児相談（産後） 保健師等との窓口面談・ 相談（妊娠中） 訪問支援（産後） 訪問支援（妊娠中） 育児教室など
	償還払いの手法	各区役所の窓口、オンライン申請		
1.償還払い	実施経緯	■ 令和3年に市全体でオンライン申請等のプラットフォームが導入され、 償還払いのオンライン申請が可能になった。		
	申請方法ごとの利用状況	■ オンライン申請導入後、区役所の窓口での申請も受け付けているが、 70～80件/月の申請があるうち、半数以上（40～50件/月）はオンライン申請を利用している。		
	償還払いの対象	■ 北九州市に住民票のある方が市外医療機関で、保険適応外の健診等（妊婦健診、産婦健診、産後ケア、新生児聴覚検査）を受け、実費を支払った場合、支払額の全部または一部を、償還払いの対象として助成している。		
	オンライン申請の利点	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン申請プラットフォームのアンケート結果によると、窓口にわざわざ来所せずに済むので良いという反応もあれば、パソコン等に慣れていない方からは操作が分かりづらかったという反応もあった。全体の傾向では好意的な反応が多かった。 ■ オンライン申請が導入されるまでは区役所の窓口で全て申請を受けていたため、区の職員の事務手続が減り、業務効率化につながった。 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 償還払いの支払い業務はすべて本庁が行っている。オンライン申請により区の業務削減につながったが、本庁での作業（オンライン申請確認）は増加している。また、オンライン申請の場合、画像の添付等で意図したものを提出いただけない場合があり、10%ほどの手続ではメールで正しい画像等について指示を行っている。 ■ 妊婦健診は、助成券残数との突合を行っているため、必ず区役所で手続きが必要となっている。 		

※出典）「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	里帰りする 妊産婦の 把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠届出時のアンケートで里帰り予定の有無や里帰り先を回答してもらっている。その後、養育リスクが高い方は保健師が訪問する対象とするために、里帰り先や分娩予定の医療機関等について個別に聞き取り把握していく。 ■ また、妊娠8か月時のアンケートに「分娩予定施設は決まっているか」という質問があるため、市内、もしくは市外で出産するのかを把握できる。
	情報提供 する内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ EPDSの点数、支援の経過や内容、ジェノグラム等は必ず情報提供書に記載している。
	情報提供の フロー・ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北九州市のフォーマットで情報提供をしており、里帰り先市町村へ電話連絡後、送付している。 ■ 市外の医療機関で産婦健診を受ける場合、産婦健診の結果を市に送付してもらうための返信用封筒を対象者に渡しており、医療機関からの返信内容を踏まえて支援が必要な場合は地区担当保健師に情報提供している。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り先市町村と連携している場合でも、家庭訪問等の支援依頼をするには文書送付が必要となる。現状、書類が郵送のため届くまでに時間がかかりタイムラグがある点は課題である。 ■ 里帰り先市町村に対して支援依頼をして断られたような事例はなく、里帰り先市町村との連携で特段の課題はない。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民票所在市町村からの連絡、もしくは本人からの相談（育児相談への参加等）で里帰り中であることを把握している。 ■ 里帰りしている妊産婦の相談に応じており、利用可能なサービスの案内も行っている。償還払い等については住民票所在市町村に確認するよう案内している。
	提供サービス ごとの 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新生児訪問は利用可能で地区担当保健師等が訪問している。育児相談等の相談事業も利用可能である。里帰り中のきょうだいの乳幼児健診については北九州市で助成している。 ■ 両親学級等は、基本的には北九州市に住民票がある方を優先しているが、空きがあれば里帰りしてきている方に対応する場合もある。
	住民票所在 市町村への 情報提供 内容・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気になることがあった場合は住民票所在市町村に電話で聞いている。電話の段階で住民票所在市町村における今までの関わりや支援状況、どのような支援が求められているかは把握することができ、その後書面で情報が届く。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書類が郵送のため届くまでに時間がかかりタイムラグがある点は課題である。

2-13 三重県桑名市

自治体概要	人口※	139,563人	担当部局	子ども未来部子ども総合センター
	年間出生数※	892人	里帰り妊産婦に提供しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級・母親学級 保健師等との窓口面談・育児相談（産後） 保健師等との窓口面談・相談（妊娠中） 訪問支援（妊娠中） 保健師等との窓口面談・育児相談（産後） 訪問支援（産後）
	償還払いの手法	窓口、オンライン申請（妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査）		
1.償還払い	実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月より、市の取組として公式SNS（LINE®）による申請を開始した。市の公式LINEを登録し、必要書類を写真で撮って送信してもらっていた。 セキュリティ上の観点から、現在はLINEから申請フォームプラットフォーム（LoGoフォーム®）に切り替えている。市の公式LINEもしくはホームページからフォームにアクセスして申請可能である。必要情報をフォームに入力し、書類を写真で撮ると、自動的に償還払い申請書類ができる仕組みとなっている。 デジタル関係の部署がフォームを作成しており、相談しながら申請者が使いやすいようなフォームを作成した。 		
	申請方法ごとの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請を始めた当初は窓口申請が多かったが、令和3年度のオンライン利用率は50%程度であった。 現在のオンライン利用率は、妊婦健診で60～70%、産婦健診で約70%である。新生児聴覚スクリーニング検査はオンライン申請を導入したばかりなため、不明である。 		
	オンライン申請の利点	<ul style="list-style-type: none"> ある程度の入力ミスや入力漏れがあった際はエラー表示が可能のため、窓口での申請よりも申請内容の誤りが減った。 申請内容の審査をその場で行わなくて良いため、余裕をもって審査ができるうえ、窓口では審査中に妊産婦を待たせることになるため、その待ち時間をなくせている点が利点である。 		
	実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 償還払いで該当者が不利益にならないように、健診等受診前に事業内容自体を理解してもらうことが課題である。 		

※出典）「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

2.住民票 所在市町村 としての対応	里帰りを 把握する タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子健康手帳交付の時点で、出産予定病院や里帰り先をうかがっている。 ■ フォローが必要な妊婦については、病院との連携も必要な場合があるため、母子健康手帳交付以降に把握することもある。 ■ LoGoフォームで行う妊娠8か月アンケートでも、出産予定の病院を記入してもらっている。
	情報提供 する内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人が支援を希望したケース、医療機関からの情報提供を受けて支援が必要と判断されるケースについては、情報提供を行っている。 ■ 本人の希望次第だが、名前・生年月日・里帰り先の住所・妊産婦の状況・支援いただきたい内容を提供する。
	情報提供のフ ォー・フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 桑名市のフォーマットで情報提供をしているが、文字でニュアンスを伝えられない場合は電話をしている。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰り先での状況については、出生届提出時の面談で直接妊産婦の情報を得ている。本人ではなく、配偶者など家族が届出をする際には父親と面談をする場合もある。 ■ 自治体間での情報連携はスムーズに行えており、現状課題はない。 ■ 病院との情報連携は、連携先が大きい病院であるほど難しい。ソーシャルワーカーが調整してくれる場合もあるが、精神科との連携が必要な妊産婦の情報の共有を受ける際、医師がなぜそのように判断したのかといった定性的な情報がわかりにくいケースもある。
3.里帰り先 市町村として の対応	妊産婦への サービス案内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里帰りの方に対しては、相談支援・訪問といった市職員で対応できることは実施している。 ■ 育児教室等は、住民票所在自治体から依頼文があれば里帰りの方にも提供している。 ■ サービスの積極的な案内はしていないが、住民票所在市町村の依頼やご本人の希望に合わせてご案内している。
	里帰り妊産 婦へのサービ ス提供上の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産後ケアのサービスを医療機関や助産師会に委託しているが、定員も少なく、委託先を拡大することも現状厳しいため、里帰りの方にまでサービス提供を拡大することは難しい。
	情報連携上 の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 桑名市では里帰りした妊産婦にも相談・訪問を行っているが、自治体間でキャパシティや考え方が異なり、対応が異なっていると考えられる。人口が少なく職員や医療機関も少ない場合は、特に支援が難しいと思う。

LoGoフォームによる申請方法

①公式LINEを追加後、
「オンライン申請」を選択



②申請したい検査を選択



③フォームに回答



出所)三重県桑名市の公式LINE

第4章

総括

1. 総括

1-1 里帰り出産に関する現状と課題

里帰り出産においては、複数の自治体担当者をはじめとするステークホルダーが関わることから、その事務手続きや情報連携、提供できる行政サービスについても自治体ごとに対応が分かれてしまっている。

図表 48 里帰り出産に関する現状と課題

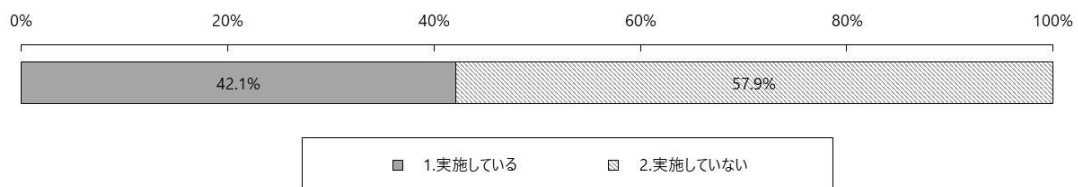
	①事務手続き	②情報連携	③行政サービスの提供
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 集合契約（妊婦健康診査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査において、集合契約を行う都道府県は全体の4割程度であった。 ・ 集合契約を行う上での課題としては、地域ごとに価格や検査内容が異なる点が挙げられており、統一の困難さがうかがえる。 ● 償還払い <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの市町村が妊婦健康診査や新生児聴覚検査、医療費助成や予防接種などは償還払い対応をしているものの、産後ケア事業の償還払い対応をしている自治体は少ない。 ・ いずれのサービスにおいても窓口での対面申請は充実しているが、メールやオンライン等非対面での申請は対応していない市町村が多い。さらに、約6割の市町村が窓口での書類確認を負担に感じている。産婦への調査からも、9割を超える妊産婦が償還払いで負担になっていることがあると回答しており、特に窓口まで出向くことの負担の大きさが明らかとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 里帰り先市町村との情報連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約9割の市町村が、特定妊婦や本人が里帰り先での支援を希望した妊産婦に関する情報を里帰り先市町村へ共有している。 ・ 一方、里帰りを受け入れる市町村が感じる課題としては、里帰り妊産婦の支援における住民票所在市町村との役割分担の不明瞭さが挙げられていた。 ● 医療機関との情報連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングでは、里帰り先で産婦の状態に変化があった場合、医療機関から住民票所在自治体に連携されているというパターンがほとんどであった。 ・ 一方、里帰り先市町村や里帰り先医療機関との連携について、支援の対応の必要性が生じた際に、即座に情報が入手できない場合がある点を課題に感じている住民票所在市町村が約6割と比較的多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供サービスの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状里帰り妊産婦に対して提供されている行政サービスとしては、面談・訪問などの個別対応が中心となっている。一方で、育児教室など集団実施の事業については相対的に提供が少なかった。また、産後ケア事業については6.2%と最も低かった。 ・ 産婦の声としても、里帰り先の住民でないため、利用を希望した行政サービスを利用できなかったケースの中では、産後ケア事業が最も多かった。 ● 相談先の確保・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里帰り先で困ったことがあると回答した妊産婦の中で、里帰り先で利用できる行政サービスがわからなかったという回答が約25%であった。 ・ また、相談先がわからないという声も4%見られた。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊婦健康診査事業における集合契約の拡大 ✓ 償還払いのオンライン申請等の拡大による利便性の向上 ✓ 支援が必要な里帰り妊産婦の把握、市町村間、市町村・医療機関間の迅速な情報連携のための仕組みづくり ✓ 里帰り先で必要な母子保健サービスを利用できるような環境の推進 		

(1) 事務手続きに関する現状と課題

同一都道府県内の他市町村への里帰り出産の際、妊婦健康診査において集合契約が締結されているかどうかで、自治体の事務負担は大きく異なる。

今回の都道府県に対する調査では、約4割の都道府県が妊婦健康診査について医療機関と集合契約を締結していた。

図表 49 集合契約の実施有無

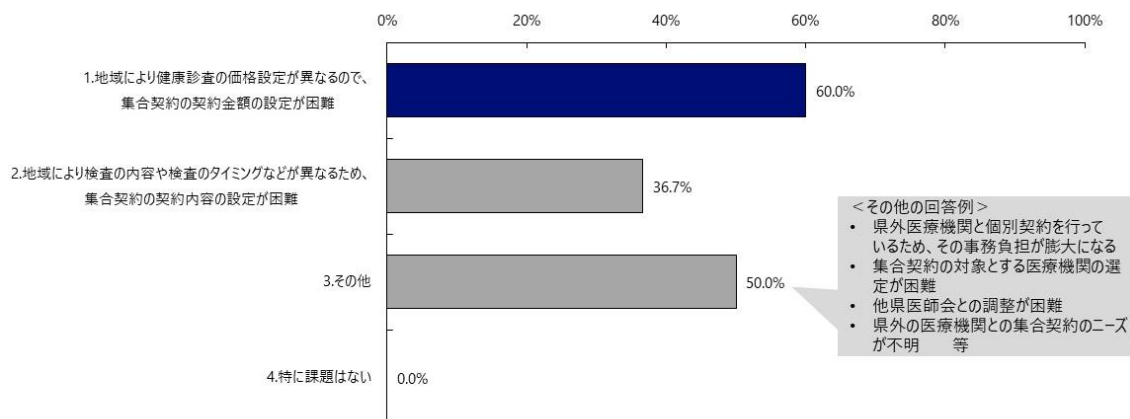


N=38

集合契約を推進していく上で、課題となるのが、地域ごとの価格の差異による契約金額の設定が困難である点であり、6割に上った。また、検査の内容やタイミングの不一致なども

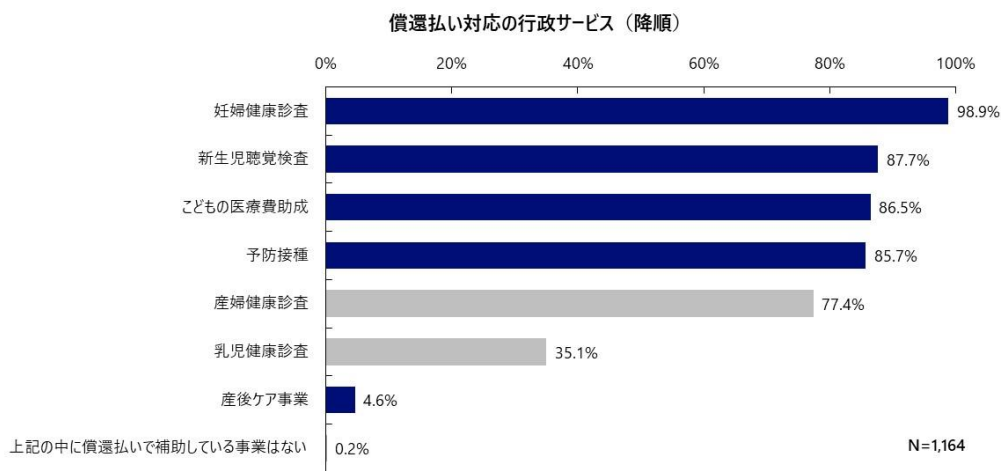
集合契約の拡大における課題となっている。

図表 50 集合契約の委託契約範囲拡大上の課題



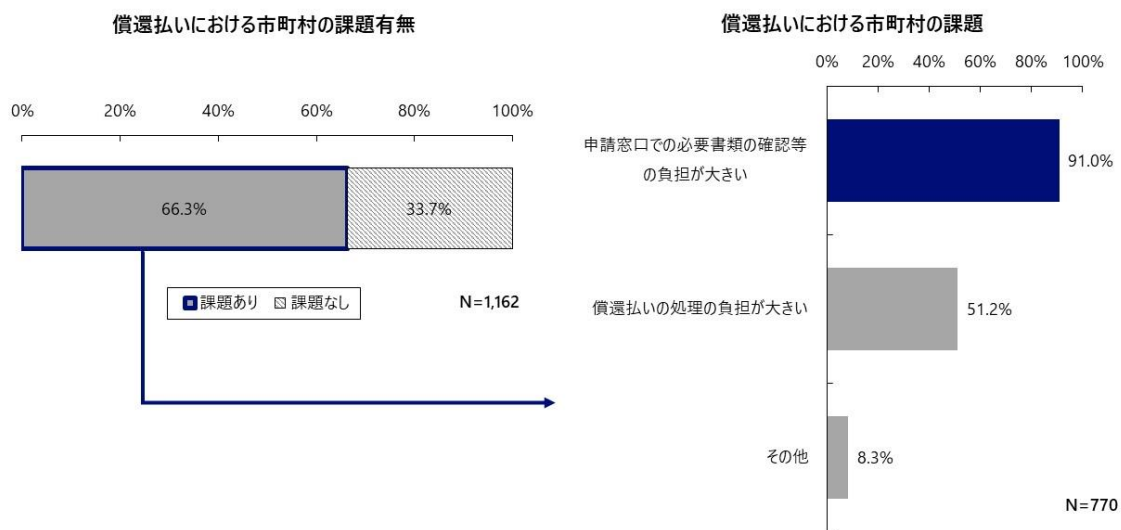
また、事務手続きに関する課題としても一つ上がるのが償還払いである。多くの市町村が妊婦健康診査や新生児聴覚検査、医療費助成や予防接種などは償還払い対応をしているものの、産後ケア事業の償還払い対応をしている自治体は少ない。

図表 51 償還払い対応の行政サービス



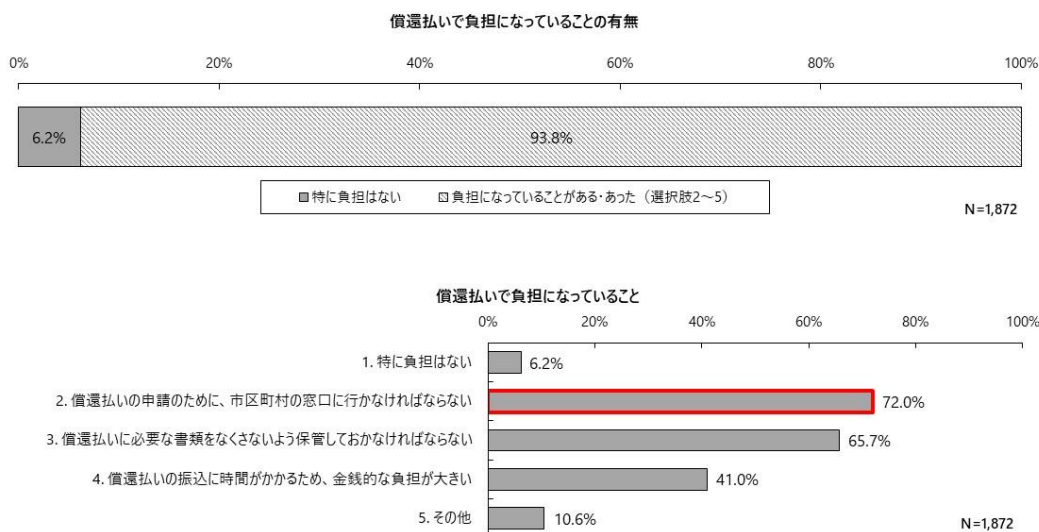
いずれのサービスにおいても窓口での対面申請は充実しているが、メールやオンライン等非対面での申請は対応していない市町村が多い。さらに、約 6 割の市町村が窓口での書類確認を負担に感じている。

図表 52 償還払いにおける課題



産婦への調査からも、9割を超える産婦が償還払いで負担になっていることがあったと回答しており、特に窓口まで出向くことの負担の大きさが明らかとなった。

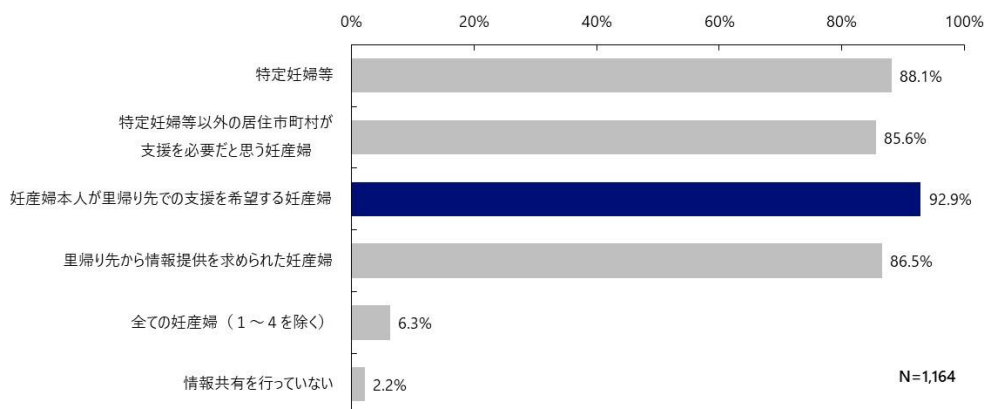
図表 53 償還払いにおいて産婦の負担になっていること



(2) 情報連携に関する現状と課題

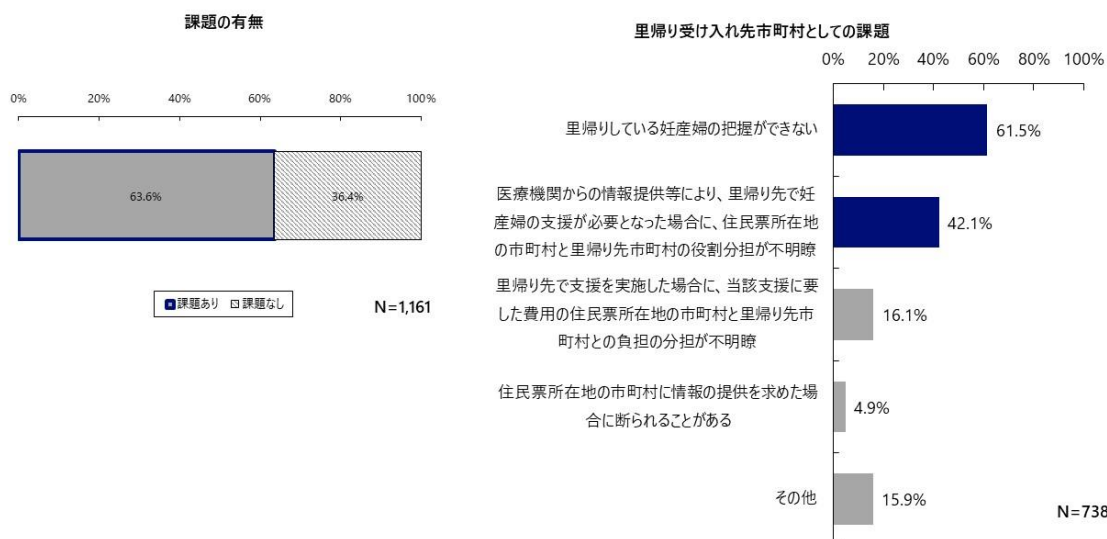
約 9 割の市町村が、妊産婦本人が里帰り先での支援を希望した場合に里帰り先市町村へ情報を共有していた。

図表 54 里帰り先市町村へ情報共有を行う妊産婦



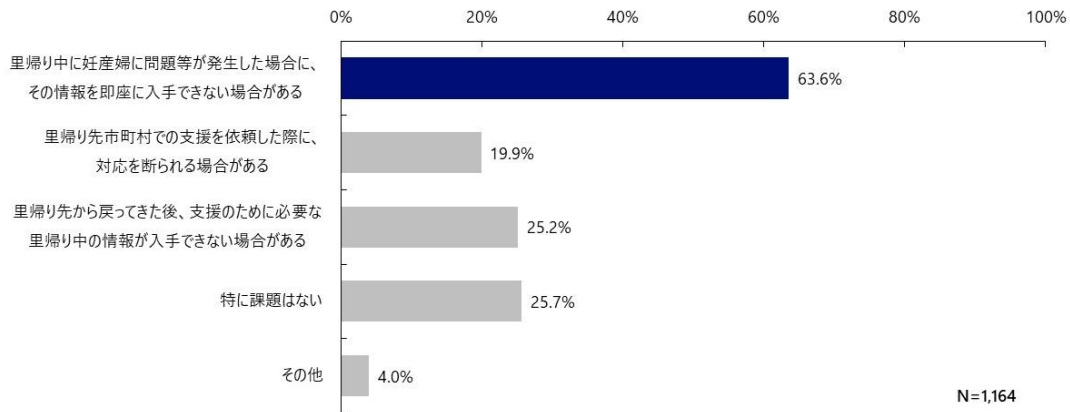
一方、里帰りを受け入れる市町村が感じる課題としては、医療機関からの情報提供等により、里帰り先で妊産婦の支援が必要となった場合に、里帰り妊産婦の支援における住民票所在市町村との役割分担の不明瞭さが挙げられていた。

図表 55 里帰り先市町村としての課題



医療機関との情報連携においては、市町村へのヒアリングでは、里帰り先で産婦の状態に変化があった場合、医療機関から住民票所在自治体に連携されているというパターンがほとんどであった。一方、里帰り先市町村や里帰り先医療機関との連携について、支援の対応の必要性が生じた際に、即座に情報が入手できない場合がある点を課題に感じている住民票所在市町村が約 6 割と比較的多かった。

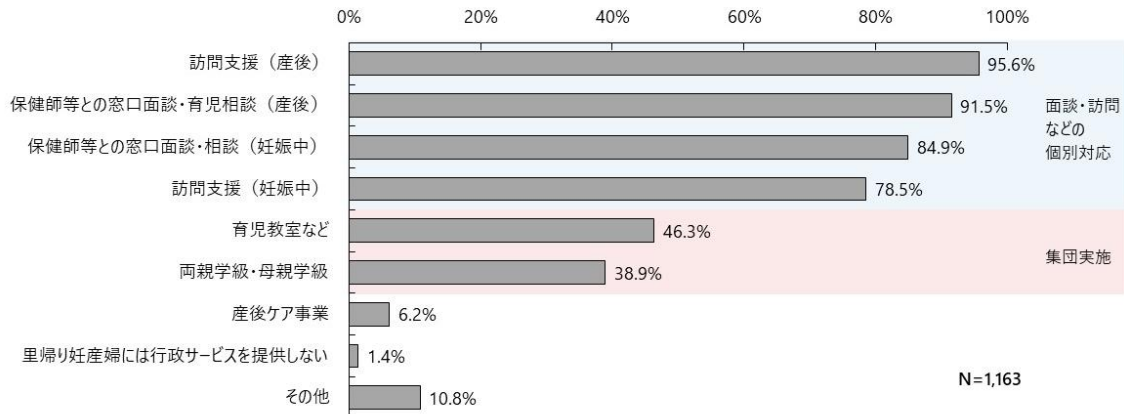
図表 56 医療機関との情報連携における課題



(3) 行政サービスの提供に関する現状と課題

現状里帰り妊産婦に対して提供されている行政サービスとしては、面談・訪問などの個別対応が中心となっている。一方で、育児教室など集団実施の事業については相対的に提供が少なかった。また、産後ケア事業については6.2%と最も低かった。

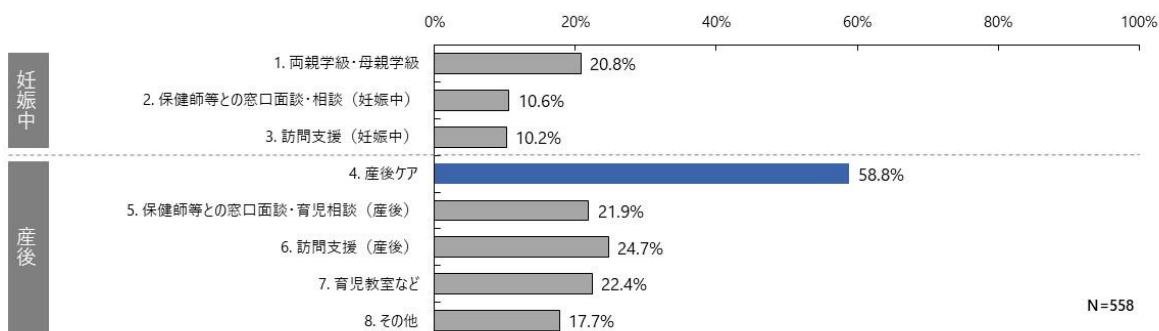
図表 57 里帰り妊産婦に提供している行政サービス



産婦調査においても、里帰り先の住民でないため、利用を希望した行政サービス（※）を利用できなかったケースの中では、産後ケア事業が最も多かった。

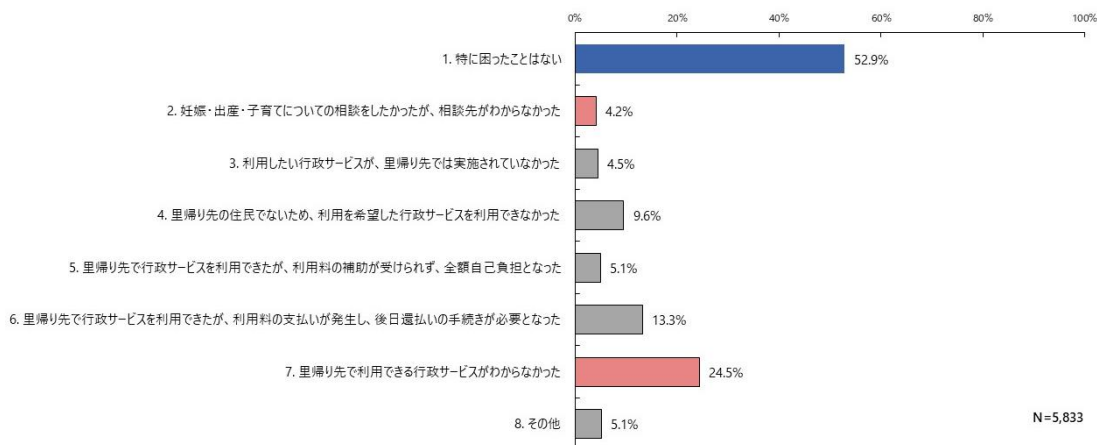
※選択肢には妊婦健康診査や産婦健康診査を含めていないため、その他の行政サービスを指す。

図表 58 里帰り先で利用できなかった行政サービス



5割以上の産婦は里帰り先で困ったことは無いと回答していた一方で、利用できる行政サービスがわからない・相談先がわからないという声も一定数見られた。

図表 59 里帰り先で困ったこと



1-2 今後求められる対応について

今後求められる対応としては、妊婦健康診査事業における集合契約の拡大による市町村の事務負担の軽減のほか、償還払いのオンライン申請等の拡大による妊産婦の利便性の向上といった、事務手続きに関連した課題の解消が求められている。申請の利便性の向上は、妊産婦の申請へのハードルを下げることにもつながり、市町村と妊産婦の両者にとって重要である。

また、情報連携においては、支援の必要な里帰り妊産婦の把握を行ったうえで、市町村間、市町村・医療機関間の迅速な情報連携のための仕組みづくりが今後の課題となる。

求められる情報連携の形は、市町村への調査結果から、里帰りをするすべての妊産婦の情報共有を行うのではなく、支援が必要だと判断される方や支援を希望される方など、支援ニーズが高い方にターゲットを絞り、情報連携を行う形が望ましいと想定される。そのうえで、必要に応じて深掘りした情報を共有することが求められている。

図表 60 連携が求められる情報

里帰り先自治体が求める情報	対 住民票所在自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 里帰りするという情報に加え、特に支援を要する妊産婦の基礎情報と、依頼する支援内容についての共有が求められている。 ● 詳細な情報については、個別の妊産婦ごとに必要性を判断し、深掘りした情報の共有を受ける形が望ましい。
	対 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診の受診状況や検査結果等の情報は総じてニーズは高くない。 ● 支援ニーズが高い妊産婦について、支援に必要な個別的な情報を求める声が多い。
住民票所在自治体が求める情報	対 里帰り先自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 里帰り先で支援を行った妊産婦について、提供された支援内容の共有が求められている。
	対 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な妊産婦に限定して支援要否について迅速な情報共有を求める声が多い。 ● さらに、支援を必要とする場合、支援ニーズが高いと判断した理由や背景といった定性的な情報も共有してほしいという意見が多い。

さらに、今後は里帰り先で必要な母子保健サービスを利用できるような環境の推進が求められる。里帰り先であっても、必要な方に必要なサービスが行き届くよう、市町村間で連携し、サービスを提供できるような仕組みが必要とされている。

参考資料①

市区町村向けアンケート調査票

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた代表者の方のお名前・ご所属をお答えください。

未回答

		属性回答欄
1.所属部署(必須)		
2.電話番号(必須)(半角数字、ハイフン抜きでお答えください。)		
3.Mail(必須)		
4.回答者氏名(必須)	担当者1	
	担当者2	

質問1 所属する都道府県名を選択し、市区町村名をご記入ください。

未回答

例)千代田区、千葉市

	質問1.回答欄
都道府県(選択)	
市区町村(自由記述)	

質問2 自治体コードをご記入ください。

未回答

すべて半角算用数字、整数でお答えください。例)123456

※6桁のものをご回答ください。

※エラーが出た場合は、質問1で回答した自治体名の記載に誤りがある場合がございます。字体等をご確認ください。

質問2.回答欄

里帰り妊産婦の住民票所在地の市町村としての対応についてお伺いします。なお、本調査研究では、「里帰り」を、妊産婦が出産前後に居住している市町村以外の市町村の実家などに一時的に滞在することとします。

※以降の設問では、「居住自治体」とは、里帰り前に居住していた住民票所在地の市町村を指します。

質問3 里帰りをする妊産婦に対して、償還払いに対応している行政サービスをすべてお選びください。

未回答

	質問3.回答欄
1.妊婦健康診査	
2.産婦健康診査	
3.産後ケア事業	
4.乳児健康診査	
5.新生児聴覚検査	
6.予防接種	
7.こどもの医療費助成	
8.上記の中に償還払いで補助している事業はない	

質問4 質問3で償還払いに対応していると回答した行政サービスにおける償還払いの申請方法として、当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問4.回答欄						
	1.妊婦健康診査	2.産婦健康診査	3.産後ケア事業	4.乳児健康診査	5.新生児聴覚検査	6.予防接種	7.こどもの医療費助成
1.市町村窓口(対面)							
2.郵送							
3.電子メール							
4.FAX							
5.オンライン申請							
6.その他							

質問5 質問3で償還払いに対応していると回答した行政サービスについて、償還払いの申請受付時から妊産婦に振り込むまでの平均期間として、それぞれ最も近いものをお選びください。

未回答

- 1.1週間
- 2.2週間
- 3.3～4週間
- 4.1か月以上2か月未満
- 5.2か月以上

	質問5回答欄
1.妊婦健康診査	
2.産婦健康診査	
3.産後ケア	
4.乳児健康診査	
5.新生児聴覚検査	
6.予防接種	
7.こどもの医療費助成	

質問6 妊産婦が里帰り先で受けた行政サービスの償還払いにおいて、貴市町村が抱える課題として当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問6回答欄
1.特に課題はない	
2.申請窓口での必要書類の確認等の負担が大きい	
3.償還払いの処理(会計に関するシステムへの入力等)の負担が大きい	
4.その他	

質問7 里帰り先で受ける妊婦健康診査について、償還払いが発生しないよう、事業者(医療機関等)と締結する委託契約について伺います。
里帰り先の事業者(医療機関等)との妊婦健康診査の委託契約の取り組みとして、当てはまるものをすべてお選びください。

回答完了

	質問7回答欄
1.居住市町村以外の事業者(医療機関等)と集合契約により委託契約を締結している	
2.居住都道府県以外の事業者(医療機関等)と集合契約により委託契約を締結している	
3.里帰り先で妊婦が妊婦健康診査を受診予定の事業者(医療機関)と、個別に委託契約を締結している	
4.特に取り組みを行っていない	
5.その他	

質問8 質問7で1または2を選択した方にお伺いします。妊婦健康診査の事業者(医療機関等)との集合契約による委託契約の範囲(対象エリア)を拡大していく上での課題として、当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問8回答欄
1.地域により価格設定が異なるので、集合契約の契約金額の設定が困難	
2.地域により検査の内容/検査のタイミングなどが異なるため、集合契約の契約内容の設定が困難	
3.特に課題はない	
4.その他	

質問9 里帰りする妊産婦の情報について、里帰り先市町村に対して情報共有を行っていますか。情報共有の対象となる里帰り妊産婦をすべてお選びください。

未回答

質問9回答欄	
1.特定妊婦等(※)	
2.特定妊婦等以外の居住市町村が支援を必要だと思う妊産婦	
3.妊産婦本人が里帰り先での支援を希望する妊産婦	
4.里帰り先から情報提供を求められた妊産婦	
5.全ての妊産婦(1～4を除く)	
6.情報共有を行っていない	

※「特定妊婦等」とは、「特定妊婦」及び「要支援家庭等の産婦」とします。

質問10 里帰り先市町村に対してどのような情報を提供していますか。当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	1.特定妊婦等	2.特定妊婦等以外の居住市町村が支援を必要だと思う妊産婦	3.妊産婦本人が里帰り先での支援を希望する妊産婦	4.里帰り先から情報提供を求められた妊産婦	5.全ての妊産婦(1～4を除く)
1.里帰りすること/妊産婦の基礎情報(氏名、住所等住民基本台帳に登録される情報)					
2.妊婦健康診査の受診状況等(※)					
3.社会的リスクに関する情報					
4.里帰り先市町村に依頼する支援の内容					
5.住民票所在地の市町村が妊産婦に実施した心理社会的なアセスメントの結果					
6.住民票所在地の市町村による妊産婦への介入状況					
7.その他					
その他の具体的な内容→					

※受診の有無、既往歴、妊婦健康診査において指摘された医学的な異常に関する情報、
児の医学的な異常に関する情報、出産時の状況等

質問11 (1) 里帰り先市町村に妊産婦の情報を共有する際のフォーマット・様式の有無について、1～4の対象ごとに当てはまるものをお選びください。

未回答

(2) フォーマット・様式を使用している場合、転出時と里帰り時における情報共有のフォーマット・様式の違いについて、当てはまるものをお選びください。

	質問11.(1)回答欄
	(1) 使用しているフォーマット・様式があるもの
1.特定妊婦等	
2.特定妊婦等以外のうち、住民票所在地の市町村が支援を必要だと考える妊産婦	
3.すべての妊産婦(1,2を除く)	
4.その他	

質問11.(2)回答欄	
どちらか一方をお選びください。	
1.里帰り専用のフォーマット・様式を使用している	2.転出・里帰りで同一のフォーマット・様式を使用している

質問12 里帰り先市町村に対し、フォーマット・様式に載っていない情報以外の情報を電話連絡などを通じて提供している場合、その内容をご記入ください。特にない場合は「なし」とご記入ください。(自由記述)

未回答

質問12.回答欄

質問13 里帰り先市町村から居住市町村に情報共有してほしい妊産婦として、当てはまるものをすべてお選びください。
 未回答 現在、情報が共有されていない場合であっても、情報の共有が必要と考える場合には○を選択してください。

	質問13.回答欄
1.特定妊婦等	
2.特定妊婦等以外の住民票所在地の市町村が支援を必要だと思う妊産婦	
3.妊産婦本人が里帰り先での支援を希望した妊産婦	
4.上記1～3以外で、里帰り先市町村の判断で支援を実施した妊産婦	
5.すべての妊産婦(1～4を除く)	

質問14 里帰り先の市町村から共有が必要な情報として当てはまるものをすべてお選びください。
 未回答

	質問14.回答欄
1.妊婦健康診査の受診状況等(※)	
2.社会的リスクに関する情報	
3.里帰り先市町村が実施した支援の内容	
4.里帰り先市町村が妊産婦に実施した心理社会的なアセスメントの結果	
5.里帰り先市町村による妊産婦への介入状況	
6.その他	

※受診の有無、既往歴、妊婦健康診査において指摘された医学的な異常に関する情報、児の医学的な異常に関する情報、出産時の状況等

質問15 里帰り先の医療機関から居住市町村に共有してほしい情報として、当てはまるものをすべてお選びください。
 未回答

	質問15.回答欄
1.妊婦健康診査の受診状況	
2.妊婦健康診査の検査内容及びその結果	
3.妊婦健康診査の受診費用	
4.社会的リスクの疑いのある妊産婦の場合、対応に必要な当該妊産婦に関する情報	
5.その他	

質問16 里帰りにおける里帰り先市町村や里帰り先の医療機関との連携に関する課題について、当てはまるものをすべてお選びください。
 未回答

	質問16.回答欄
1.里帰り中に妊産婦に問題等が発生した場合に、その情報を即座に入手できない場合がある	
2.里帰り先市町村での支援を依頼した際に、対応を断られる場合がある	
3.里帰り先から戻ってきた後、支援のために必要な里帰り中の情報が入手できない場合がある	
4.特に課題はない	
5.その他	

里帰りについて、里帰り先(受け入れ先)市町村としての対応を伺います。

質問17 直近1年間で、貴市町村で他市町村から里帰りしている妊産婦をどのように把握しましたか。当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問17.回答欄
1.住民票所在地の市町村からの情報提供・連絡	
2.妊産婦本人やその家族からの申し出	
3.里帰り妊産婦の受診医療機関等からの情報提供	
4.里帰り妊産婦を把握した実績がない	
5.その他	

質問18 里帰りで貴市町村に一時的に滞在している妊産婦に対して提供している行政サービスとして当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問18.回答欄
1.両親学級・母親学級	
2.保健師等との窓口面談・相談(妊娠中)	
3.訪問支援(妊娠中)	
4.産後ケア事業	
5.保健師等との窓口面談・育児相談(産後)	
6.訪問支援(産後)	
7.育児教室など	
8.里帰り妊産婦には行政サービスを提供しない	
9.その他	

質問19 質問18で選択した行政サービスについて、利用の対象者として当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問19.回答欄
1.特定妊婦等	
2.特定妊婦以外の支援が必要だと思う妊婦	
3.原則としてすべての妊産婦(1,2を除く)	

質問20 質問18で選択した行政サービスについて、里帰り妊産婦にサービスを提供する場合として、当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

		質問20.回答欄			
行政サービス	提供するケース	1.住民票所在地の市町村から依頼された場合	2.本人から希望があった場合	3.貴市町村において支援が必要だと判断した場合	4.その他
	1.両親学級・母親学級				
	2.保健師等との窓口面談・相談(妊娠中)				
	3.訪問支援(妊娠中)				
	4.産後ケア事業				
	5.保健師等との窓口面談・育児相談(産後)				
	6.訪問支援(産後)				
	7.育児教室など				

質問21 里帰り妊産婦について、妊産婦の住民票所在地の市町村から共有してほしい情報がある場合、どのような情報の共有が必要ですか。妊産婦ごとに当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

		質問21.回答欄			
情報を共有する妊産婦	情報の種類	1.里帰りすること/妊産婦の基礎情報(氏名、住所等住民基本台帳に登録される情報)	2.妊婦健康診査の受診状況等(※)	3.社会的リスクに関する情報	4.里帰り先市町村に依頼する支援の内容
	1.特定妊婦				
	2.特定妊婦以外の支援が必要だと思う妊婦				
	3.原則として全ての妊産婦(1,2を除く)				

※受診の有無、既往歴、妊婦健康診査において指摘された医学的な異常に関する情報、児の医学的な異常に関する情報、出産時の状況等

		質問21.回答欄			
情報を共有する妊産婦	情報の種類	5.住民票所在地の市町村が妊産婦に実施した心理社会的なアセスメントの結果	6.住民票所在地の市町村による妊産婦への介入状況	7.共有が必要な情報はない	8.その他
	1.特定妊婦				
	2.特定妊婦以外の支援が必要だと思う妊婦				
	3.原則として全ての妊産婦(1,2を除く)				

質問22 里帰り中の妊産婦を支援した情報等について、妊産婦に関する個別の情報を住民票所在地の市町村へ情報提供していますか。当てはまるものをひとつお選びください。

未回答

- 1.情報提供している
- 2.情報提供していない

質問22.回答欄

質問23 質問22で「1.情報提供している」を選択した場合、情報提供の対象となる妊産婦について当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

		質問23.回答欄
	1.特定妊婦等	
	2.特定妊婦以外の支援が必要だと思う妊婦	
	3.原則としてすべての妊産婦(1,2を除く)	

質問24 里帰り妊産婦が貴市町村滞在中に受診した医療機関から、貴市町村に対して里帰り妊産婦に関する情報が共有されているかについて、当てはまるものをお選びください。

未回答

- 1.情報が共有されている
- 2.情報は共有されていない

質問24.回答欄

質問25 質問24で「1.情報が共有されている」を選択した場合、医療機関から共有される里帰り妊産婦の情報として当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問25.回答欄
1.妊婦健康診査の受診状況	
2.妊婦健康診査の検査内容と結果	
3.妊婦健康診査の受診費用	
4.社会的リスクの疑いのある妊産婦の場合、対応に必要な当該妊産婦に関する情報	
5.その他	

質問26 里帰り妊産婦が貴市町村滞在中に受診した医療機関から、現在共有されていないが共有してほしい情報があるかについて、当てはまるものをお選びください。

未回答

- 1.現在は共有されていないが、共有してほしい情報がある
- 2.現在共有されていない情報の中で、今後共有を求める情報はない

質問26.回答欄

質問27 質問26で「1.現在は共有されていないが、共有してほしい情報がある」を選択した場合、妊産婦が里帰り中に受診した医療機関から提供を受けたい情報として当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問27.回答欄
1.妊婦健康診査の受診の有無	
2.妊婦健康診査の検査内容と結果	
3.妊婦健康診査の受診費用	
4.社会的リスクの疑いのある妊産婦の場合、対応に必要な当該妊産婦に関する情報	
5.その他	

質問28 里帰りを受け入れる市町村としての課題について、当てはまるものをすべてお選びください。

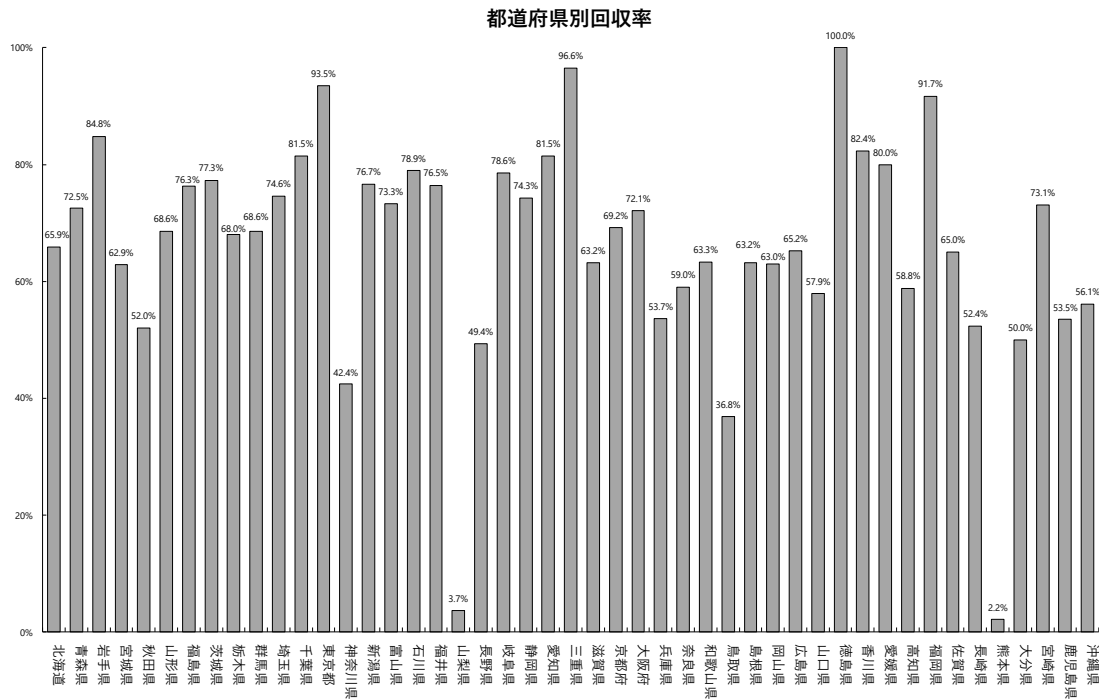
未回答

	質問28.回答欄
1.里帰りしている妊産婦の把握ができない	
2.住民票所在地の市町村に情報の提供を求めた場合に断られることがある	
3.医療機関からの情報提供等により、里帰り先で妊産婦の支援が必要となった場合に、住民票所在地の市町村と里帰り先市町村の役割分担が不明瞭	
4.里帰り先で支援を実施した場合に、当該支援に要した費用の住民票所在地の市町村と里帰り先市町村との負担の分担が不明瞭	
5.特に課題はない	
6.その他	

参考資料②

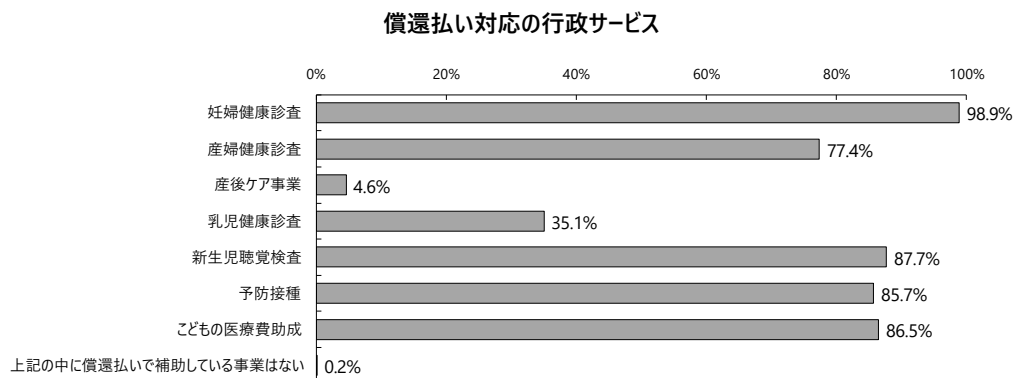
市区町村向けアンケート調査単純集計

質問 1 所属する都道府県名と市町村名をご記入ください。(単数回答)



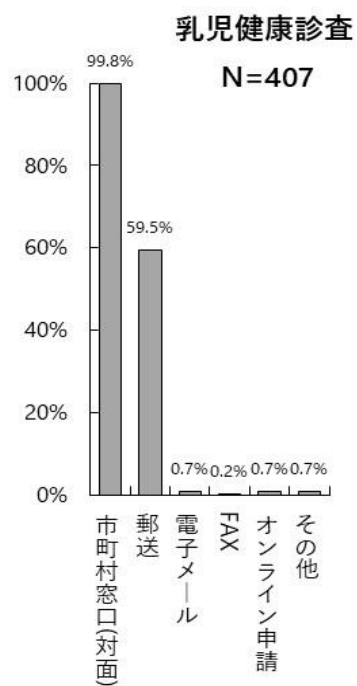
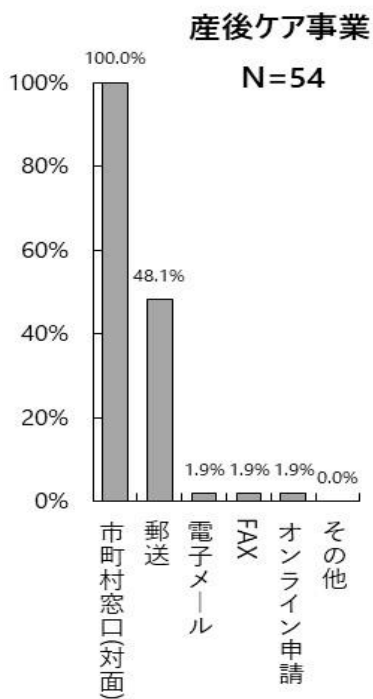
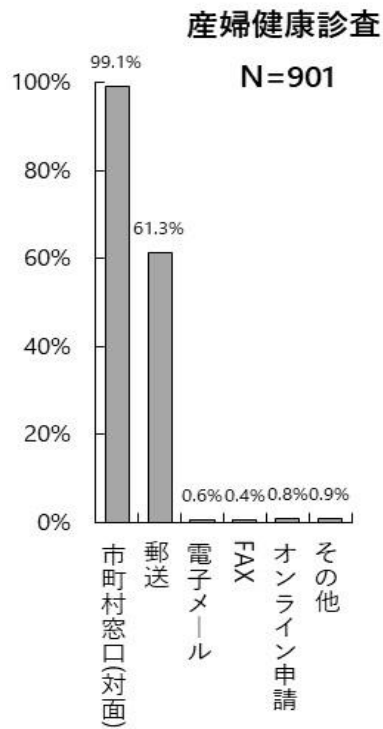
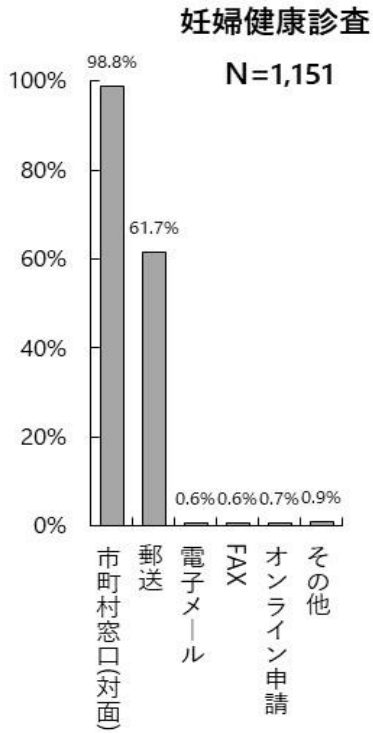
N=1164

質問 3 里帰りをする妊産婦に対して、償還払いに対応している 行政サービスをすべてお選びください。
(複数回答)

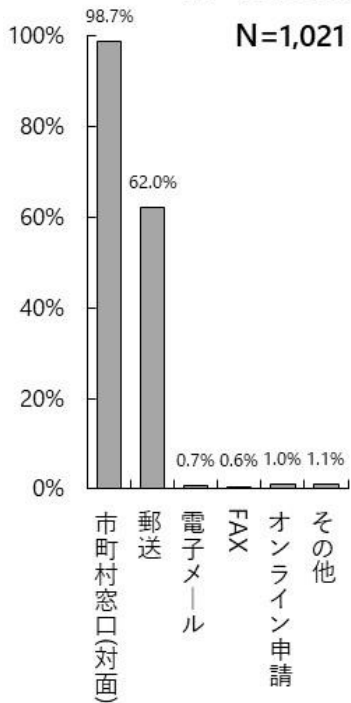


N=1,164

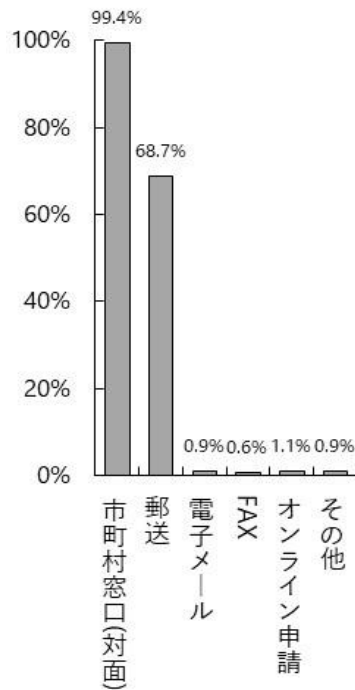
質問 4 償還払いの申請方法として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



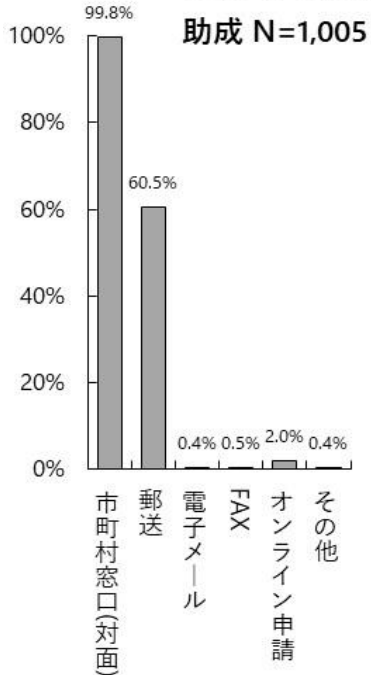
新生児聴覚検査



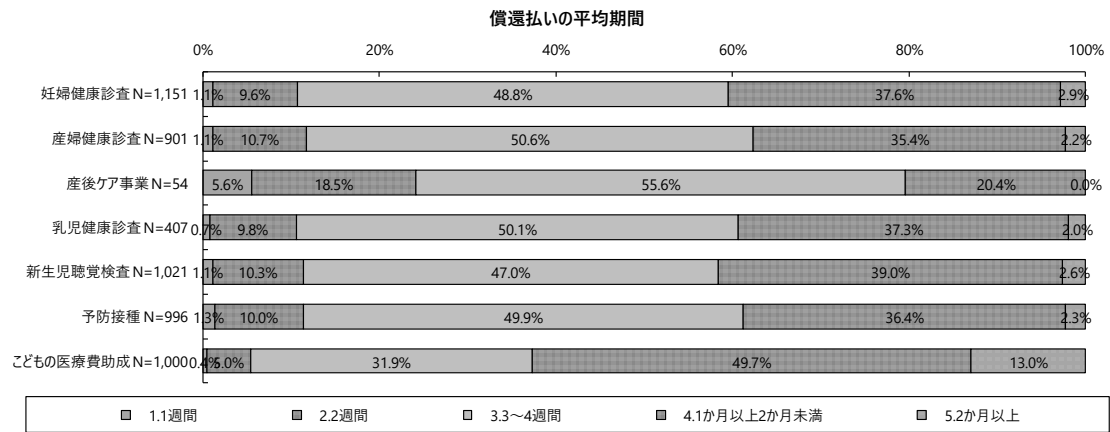
予防接種 N=997



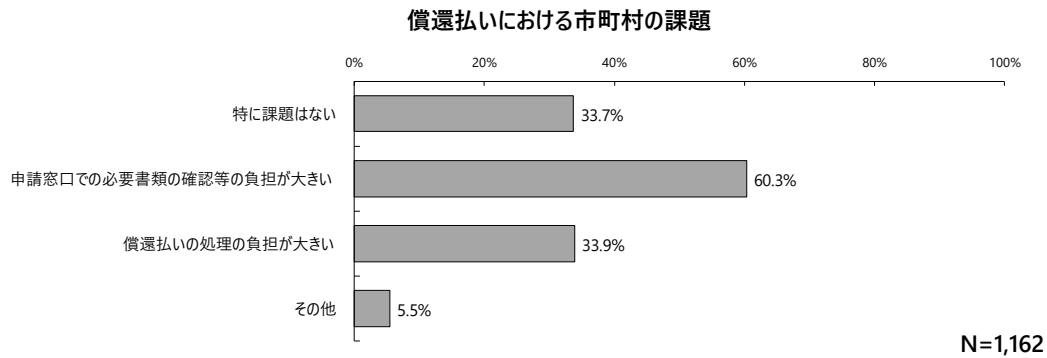
こどもの医療費



質問 5 償還払いの申請受付時から振り込みまでの平均期間として、それぞれ最も近いものをお選びください。(単数回答)

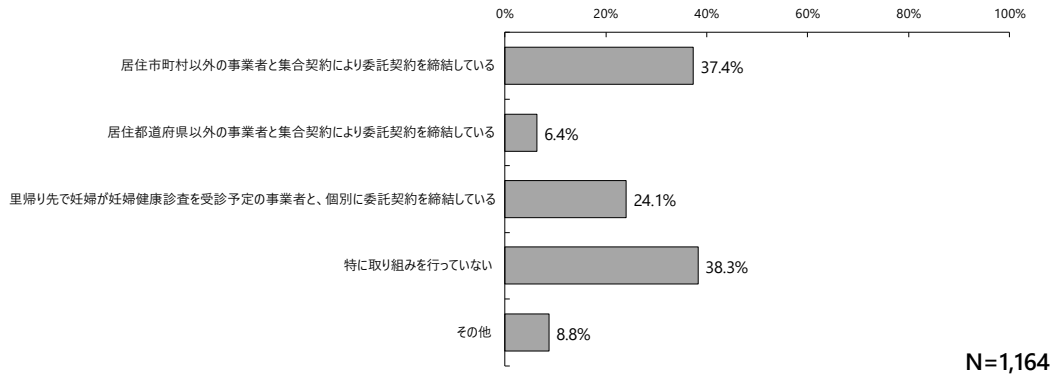


質問 6 償還払いにおいて、貴市町村が抱える課題としてあてはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



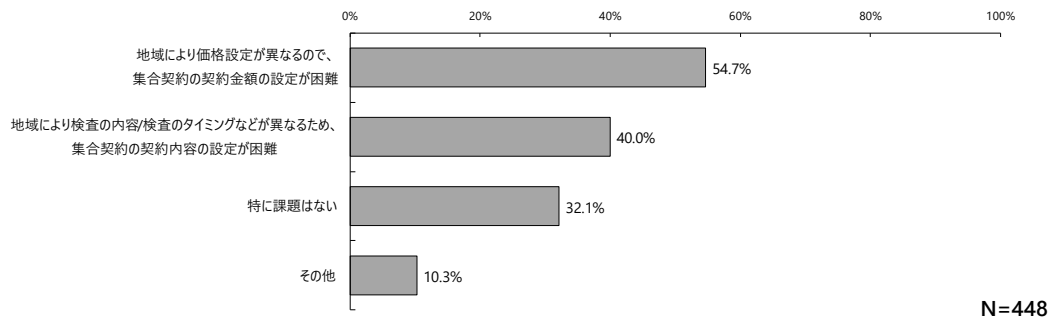
質問 7 里帰り先の事業者との妊婦健康診査の委託契約の取り組みとして、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

妊婦健康診査の委託契約の取り組み



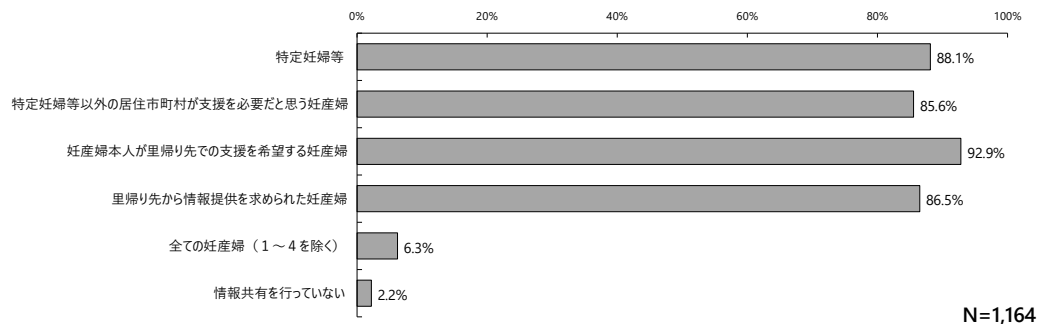
質問 8 集合契約による委託範囲を拡大していく上での課題として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

集合契約による委託契約範囲拡大上の課題



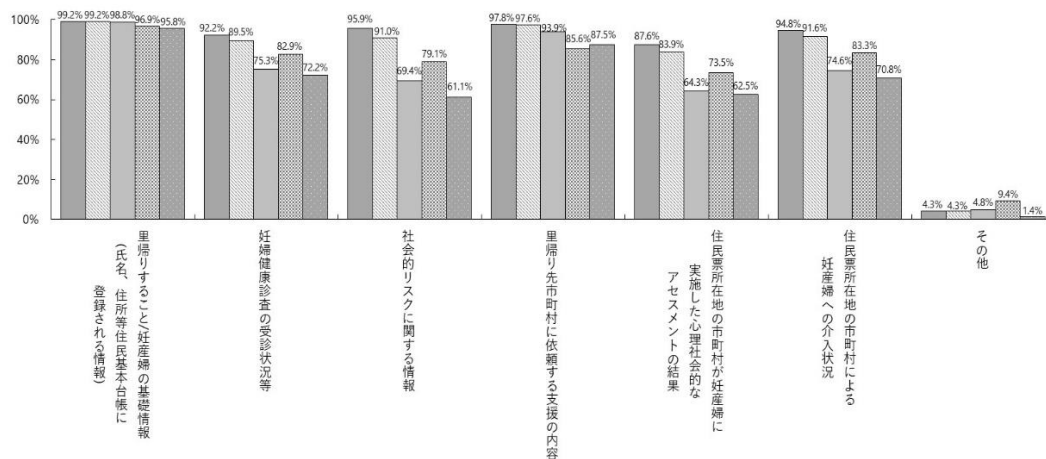
質問 9 里帰りする妊産婦の情報について、里帰り先市町村に対して情報共有を行っていますか。情報共有の対象となる里帰り妊産婦をすべてお選びください。(複数回答)

里帰り先市町村へ情報共有を行う妊産婦



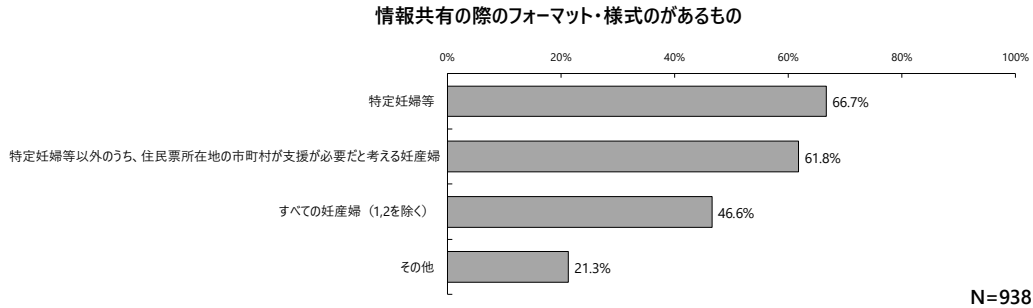
質問 10 里帰り先市町村に対してどのような情報を提供していますか。当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

里帰り先市町村へ提供する情報の種類

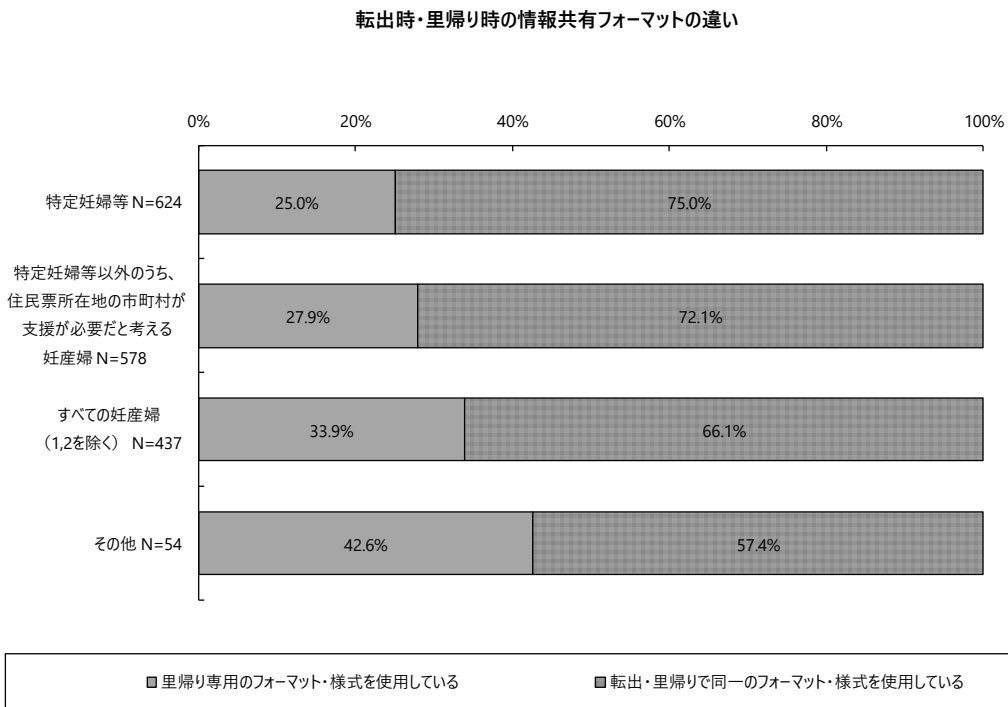


■ 特定妊婦等 N=1,023 □ 特定妊婦等以外の居住市町村が支援を必要だと思う妊産婦 N=994 ■ 妊産婦本人が里帰り先での支援を希望する妊産婦 N=1,080
 ▨ 里帰り先から情報提供を求められた妊産婦 N=1,005 ■ 全ての妊産婦 (1~4を除く) N=72

質問 11 (1) 里帰り先市町村に妊産婦の情報を共有する際のフォーマット・様式の有無ついて、1～4 の対象ごとに当てはまるものをお選びください。(複数回答)

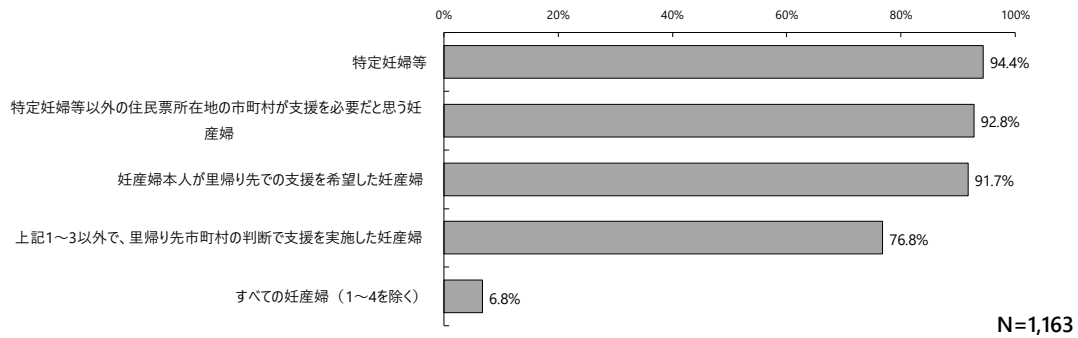


質問 11 (2) フォーマット・様式を使用している場合、転出時と里帰り時における情報共有のフォーマット・様式の違いについて、当てはまるものをお選びください。(単数回答)



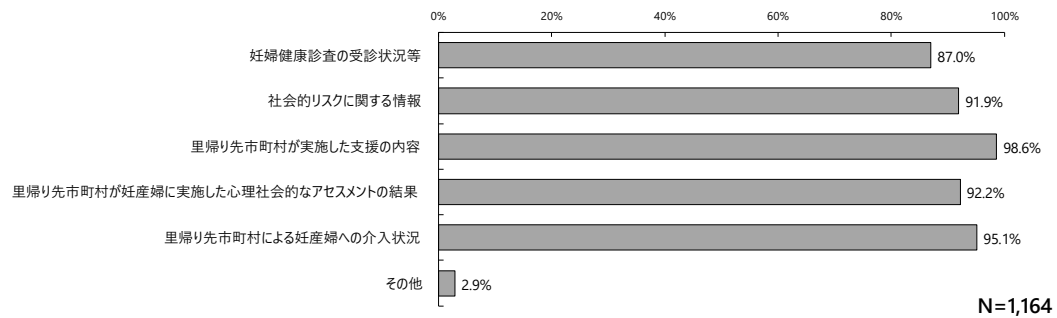
質問 13 里帰り先市町村から居住市町村に情報共有してほしい妊産婦として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

居住市町村が情報共有してほしい里帰り妊産婦

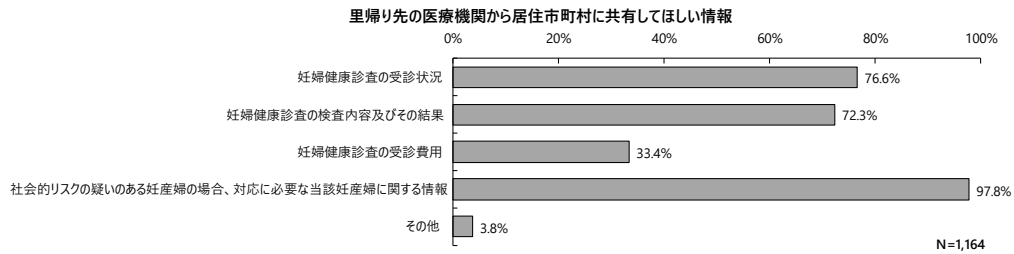


質問 14 里帰り先の市町村から共有が必要な情報として当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

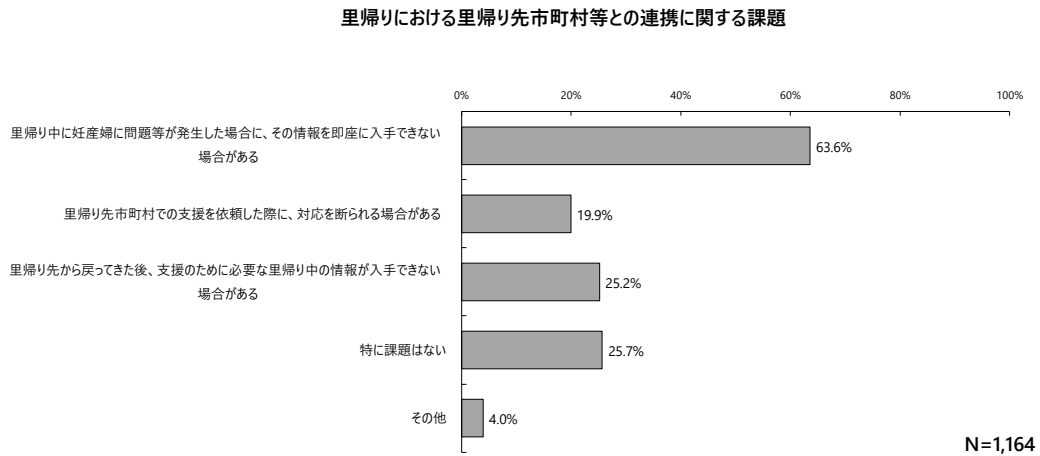
里帰り先の市町村から共有が必要な情報



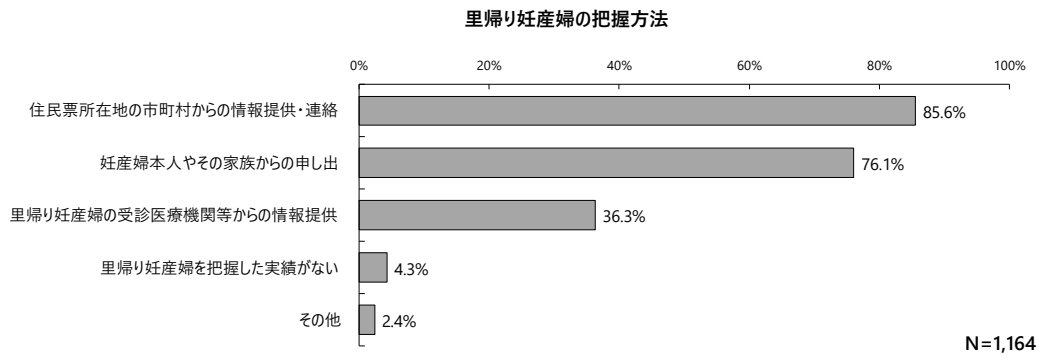
質問 15 里帰り先の医療機関から居住市町村に共有してほしい情報として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



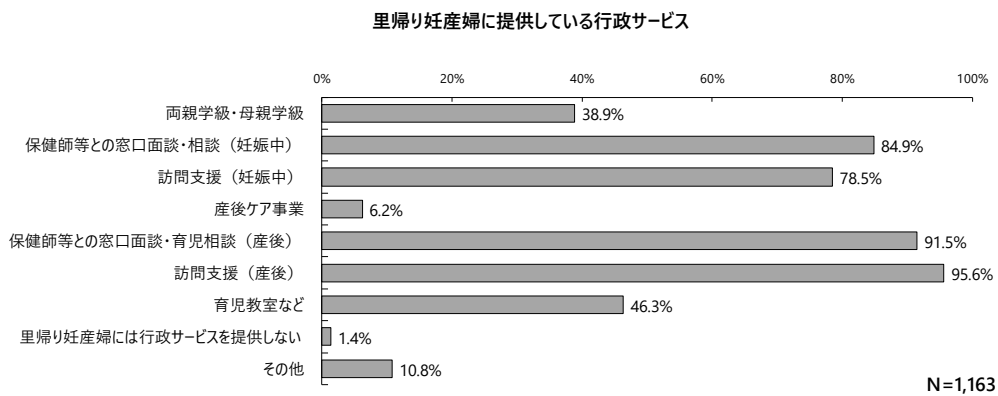
質問 16 里帰りにおける里帰り先市町村や里帰り先の医療機関との連携に関する課題について、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



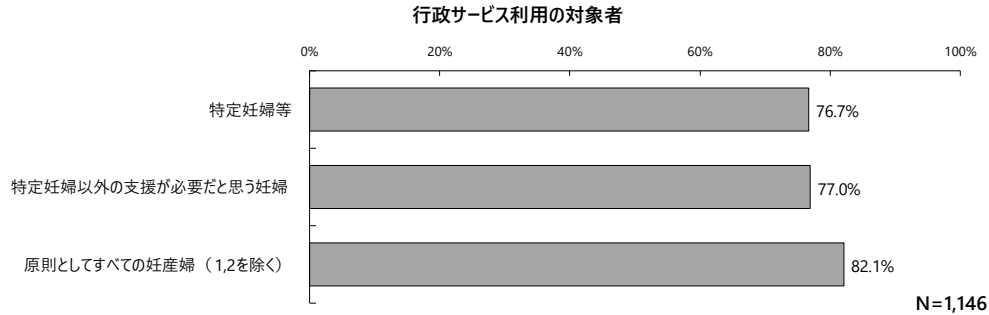
質問 17 直近 1 年間で、貴市町村で他市町村から里帰りをしている妊産婦をどのように把握しましたか。当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



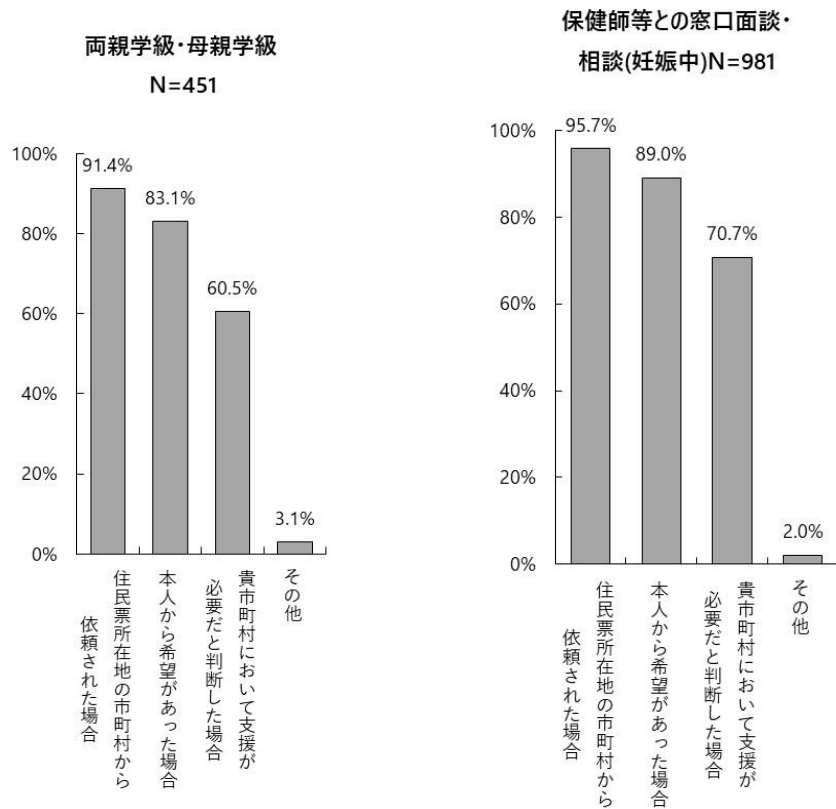
質問 18 里帰りで貴市町村に一時的に滞在している妊産婦に対して提供している行政サービスとして当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



質問 19 質問 18 で選択した行政サービスについて、利用の対象者として当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

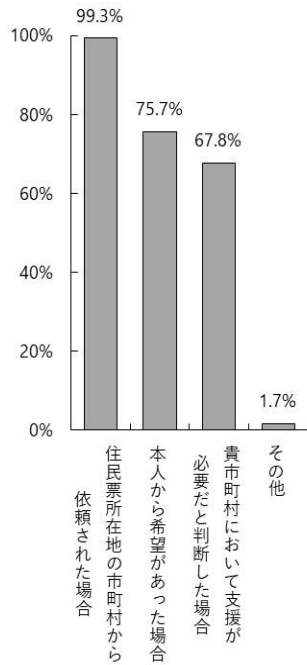


質問 20 質問 18 で選択した行政サービスについて、里帰り妊産婦にサービスを提供する場合として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



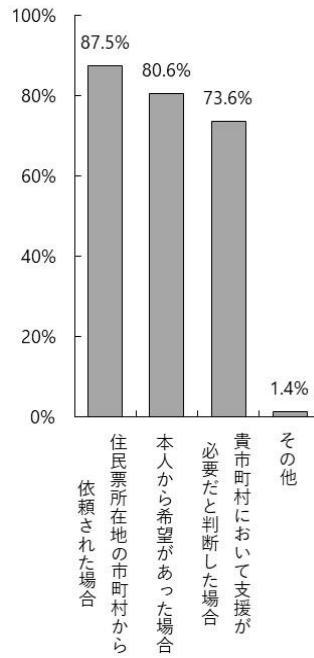
訪問支援(妊娠中)

N=909



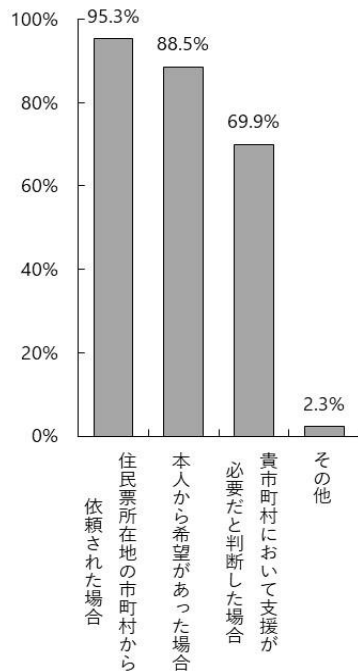
産後ケア事業

N=72



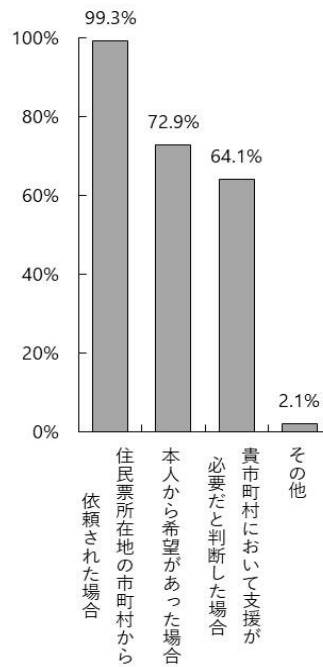
保健師等との窓口面談・

育児相談(産後)N=1063



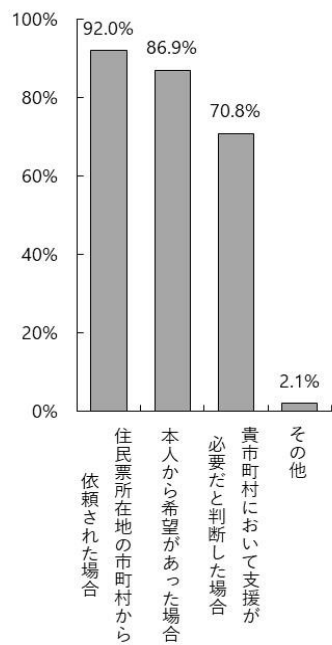
訪問支援(産後)

N=1,110

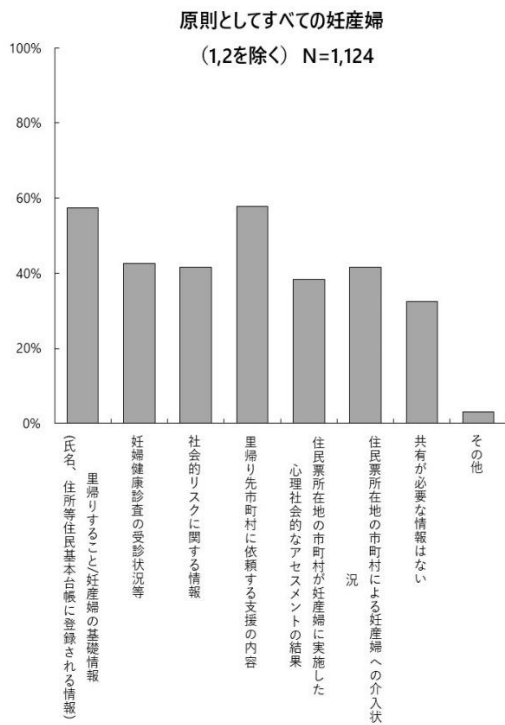
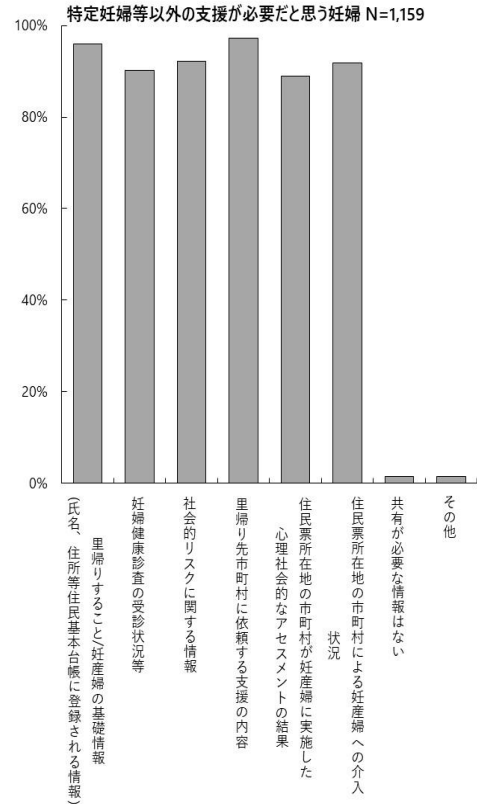
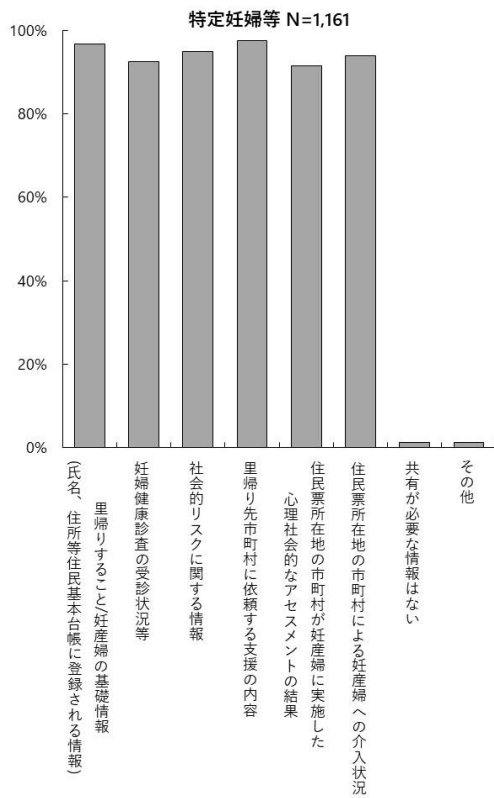


育児教室など

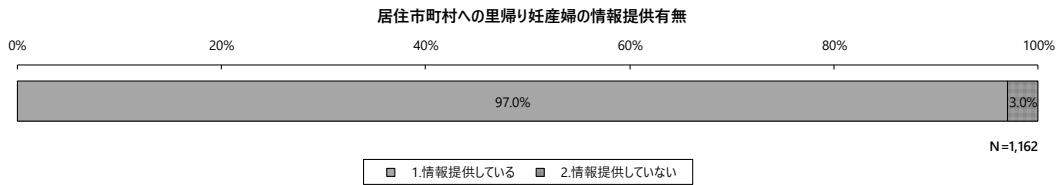
N=535



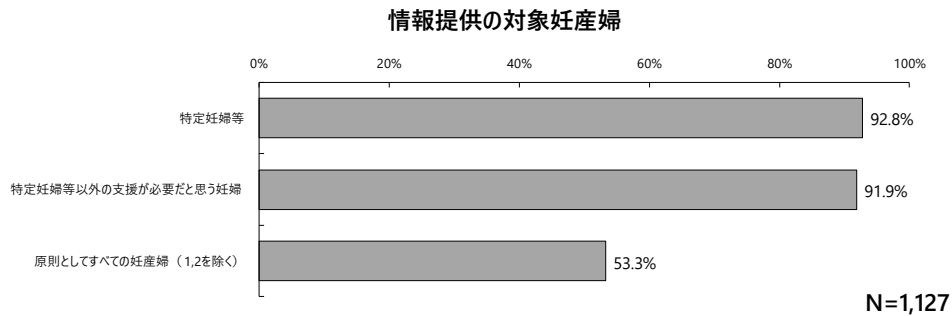
質問 21 里帰り妊産婦について、妊産婦の住民票所在地の市町村から共有してほしい情報がある場合、どのような情報の共有が必要ですか。妊産婦ごとに当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



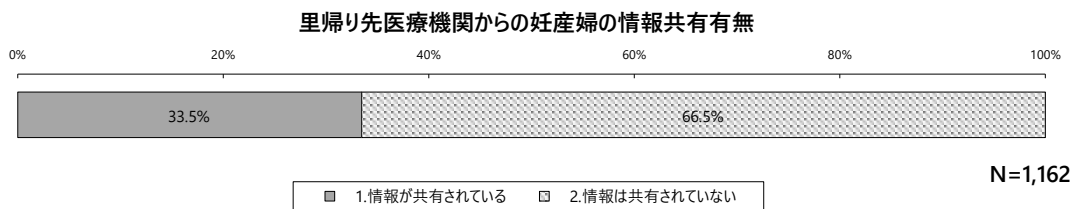
質問 22 里帰り中の妊産婦を支援した情報等について、妊産婦に関する個別の情報を住民票所在地の市町村へ情報提供していますか。当てはまるものをひとつお選びください。
(単数回答)



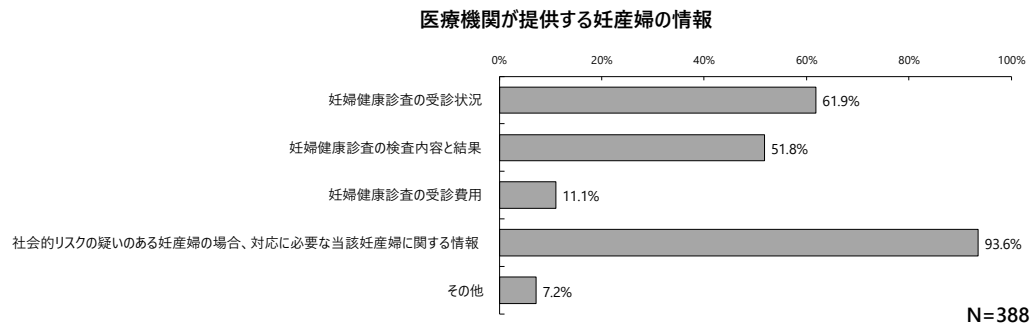
質問 23 質問 22 で「1.情報提供している」を選択した場合、情報提供の対象となる妊産婦について当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



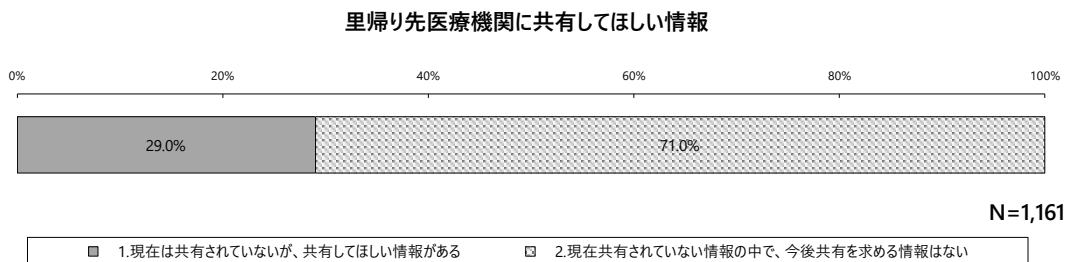
質問 24 里帰り妊産婦が貴市町村滞在中に受診した医療機関から、貴市町村に対して里帰り妊産婦に関する情報が共有されているかについて、当てはまるものをお選びください。
(単数回答)



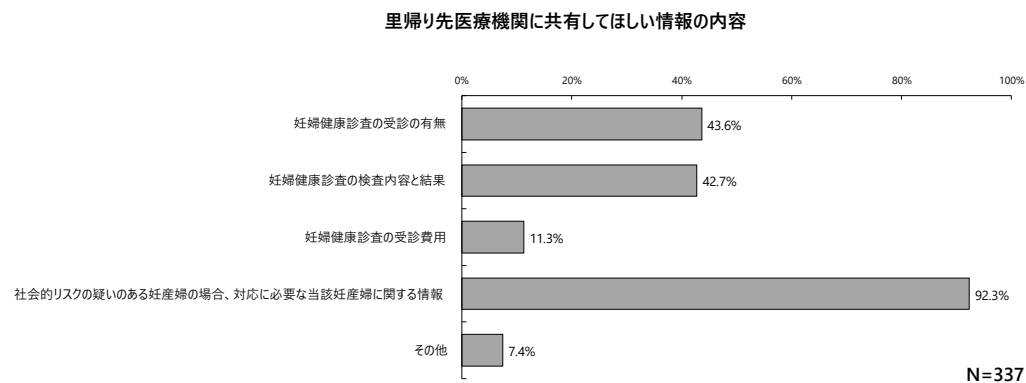
質問 25 質問 24 で「1.情報が共有されている」を選択した場合、医療機関から共有される里帰り妊産婦の情報として当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



質問 26 里帰り妊産婦が貴市町村滞在中に受診した医療機関から、現在共有されていないが共有してほしい情報があるかについて、当てはまるものをお選びください。(単数回答)

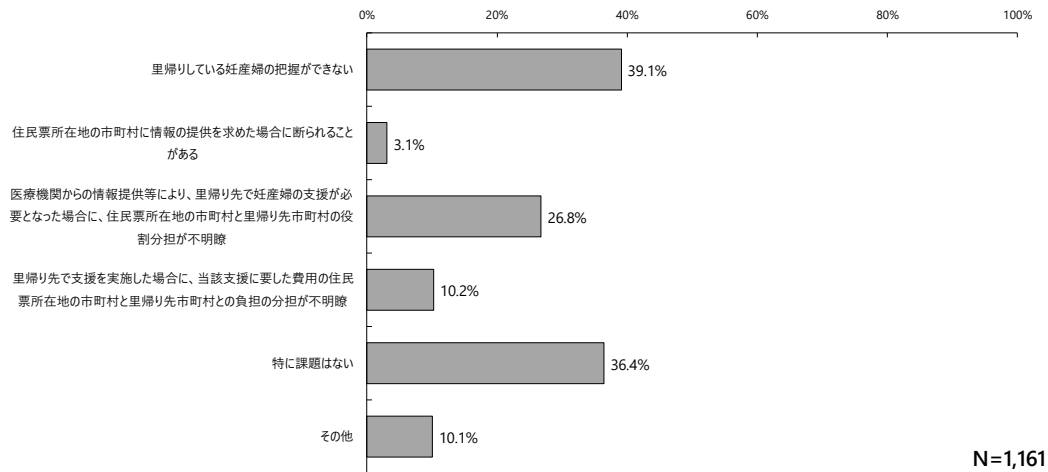


質問 27 質問 26 で「1.現在は共有されていないが、共有してほしい情報がある」を選択した場合、妊産婦が里帰り中に受診した医療機関から提供を受けたい情報として当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



質問 28 里帰りを受け入れる市町村としての課題について、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

里帰り受け入れ先市町村としての課題



参考資料③

都道府県向けアンケート調査票

回答票

1. 都道府県、担当部局課名、担当者名、連絡先をご記入ください。

電話番号はハイフンをつけてご記入ください。

例) 070-9999-9999

	1.回答欄
都道府県 (選択式)	
担当部局課名	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号 ※ハイフンありでご記入ください。	

2. 都道府県による妊婦健康診査の医療機関等との集合契約※1を実施していますか。

※1 集合契約については、都道府県下の全市区町村と医師会等との団体の契約である必要はなく、一部の市区町村をとりまとめて医師会等と契約を締結している場合も含まれます。

- 1.実施している
2.実施していない

	2.回答欄

3. Q2で「1.実施している」を回答した場合、集合契約の契約書及び仕様書の提供※2は可能ですか。当てはまるものをお選びください。

また、「3.提供は難しい」を選択した場合、その理由についてご記入ください。

※2 契約書・仕様書内の金額の詳細等について、その部分はマスクングのうえ、提供いただく形でも差し支えございません。

※3 契約書の提供については、本調査研究内で里帰り出産等にかかる都道府県による支援を明らかにする目的で、収集・分析するものとし、目的外に使用することはありません。

また、許可なく外部に公表することはありません。

- 1.全て提供可能
2.一部であれば提供可能
3.提供は難しい

	3.回答欄
契約書	
仕様書	

4. 都道府県外の医療機関等との集合契約の課題として、当てはまるものをすべてお選びください。

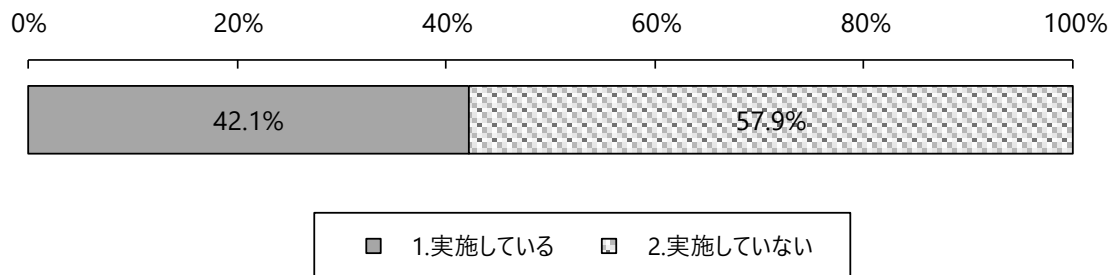
	4.回答欄
1.地域により健康診査の価格設定が異なるので、集合契約の契約金額の設定が困難	
2.地域により検査の内容や検査のタイミングなどが異なるため、集合契約の契約内容の設定が困難	
3.その他	
その他の具体的な内容→	
4.特に課題はない	

参考資料④

都道府県向けアンケート調査単純集計

質問2 都道府県による妊婦健康診査の医療機関等との集合契約※1を実施していますか。
(単数回答)

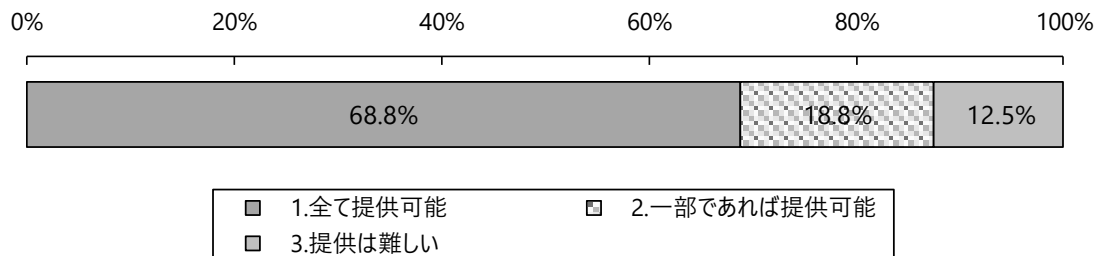
集合契約の実施有無



N=38

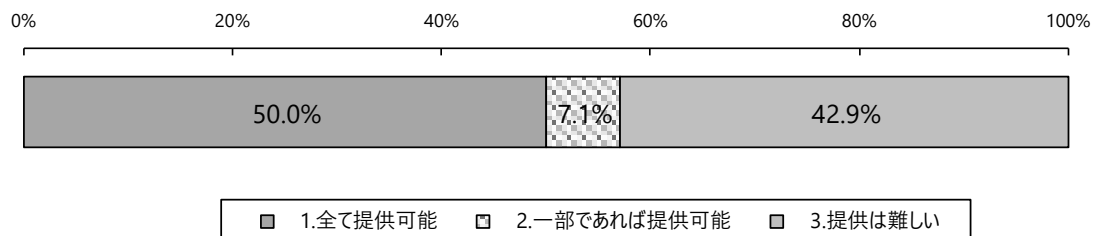
質問3 質問2で「1.実施している」を回答した場合、集合契約の契約書及び仕様書の提供※2は可能ですか。当てはまるものをお選びください。(複数回答)
また、「3.提供は難しい」を選択した場合、その理由についてご記入ください。(自由回答)

契約書の提供可否



N=16

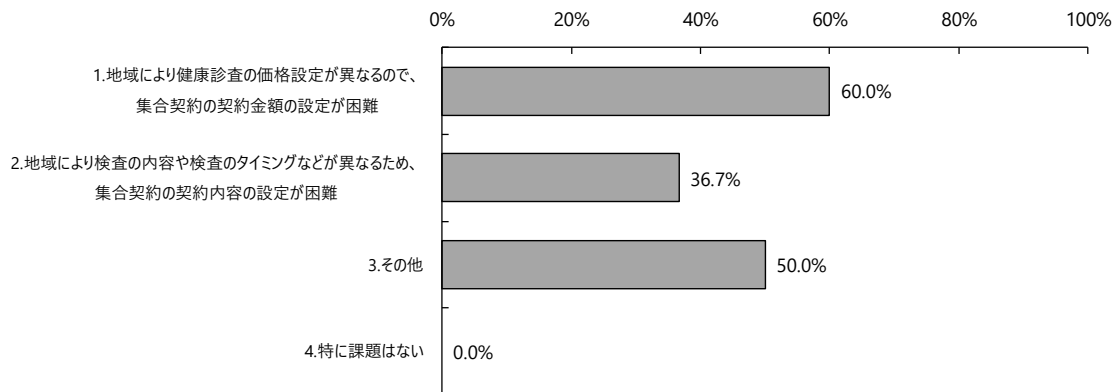
仕様書の提供可否



N=14

質問 4 都道府県外の医療機関等との集合契約の課題として、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

都道府県外の医療機関等との集合契約の課題



N=30

参考資料⑤

産婦向けアンケート調査票

里帰り出産等の実態に関する調査研究事業 産婦アンケート調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在弊社では、こども家庭庁の国庫補助事業である令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業により「里帰り出産等の実態に関する調査研究事業」を実施しております。里帰り出産における課題を把握し、より支援を充実させるため、下記のようなアンケートを実施いたしております。ご多用中とは存じますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

目的

里帰りをする際の支援を充実させる施策を検討するために活用させていただきます。
里帰りをしたかどうかや、その際に、皆様が困ったことや問題点についてお聞かせ下さい。

対象

この案内が届いた出産後1年以内の女性
※任意でのご協力をお願いいたしております
(里帰りを経験していない方もご回答いただけますと幸いです)

所要時間

最大17問（質問内容は裏面にも記載）
所要10～15分程度

回答方法

スマートフォンやパソコンで下記のリンクを入力いただくか、QRコードを読み取っていただき、Web上でご回答ください。

【アンケート先リンク】

<https://questant.jp/q/satogaeri2023>



回答期限

2023年12月15日（金）
本紙がお手元に届きましたらなるべくお早めにご回答ください。

回答頂きました内容は、統計的に処理され、個別の回答結果がわからないかたちでまとめられます。お答えの内容が第三者に漏れることがないよう、弊社の責任において管理いたします。調査結果は報告書としてとりまとめ、弊社ホームページ上で公開する予定です。

【本調査に関するお問い合わせ】

事務局 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
担当：下松 未季／新田 郁海

E-mail：toiawase-sanpu-satogaeri@nri.co.jp

※回答には最大で2営業日の時間をいただく場合がございます。

Q1. お住まいの都道府県・市区町村を教えてください。国外居住の場合は、国名と都市名をお答えください。
都・道・府・県、市・区・町・村までお答えください。（例：東京都千代田区、大阪府大阪市）

都道府県 *

0文字

市区町村 *

0文字

Q2. 現在、産後何か月ですか。

*

- 1か月未満
- 1か月以降2か月未満
- 2か月以降3か月未満
- 3か月以降4か月未満
- 4か月以降5か月未満
- 5か月以降6か月未満
- 6か月以降7か月未満
- 7か月以降8か月未満
- 8か月以降9か月未満
- 9か月以降10か月未満
- 10か月以降11か月未満
- 11か月以降

Q3. 今回の出産は、何回目の出産でしたか。

*

- 1回
- 2回
- 3回
- 4回以上

Q4. 今回の出産は、単胎・多胎どちらですか。

*

- 1. 単胎（一度の出産で1人の赤子が生まれること）
- 2. 多胎（双子・三つ子等、一度の出産で複数の赤子が生まれること）

Q5. 出産前後に里帰りされましたか。当てはまるものをお選びください。

*

- 1. 里帰りした・している
- 2. 里帰りしていない

Q6. 里帰りをしなかった理由として、最も当てはまるものをお選びください。

*

- 1. 里帰りの必要がなかったため
- 2. 里帰りしたかったが、できなかったため
- 3. その他

Q7. 里帰りの必要がなかったのはなぜですか。

* (複数選択)

- 1. 両親等の支援者が同居/近くに居住しているため
- 2. 支援者側が自分の家に来てくれたため
- 3. 自分とパートナーで対応できるため
- 4. その他

Q8. 里帰りしたかったができなかったのはなぜですか。

* (複数選択)

- 1. ご自身または両親等の家庭の都合のため
- 2. ご自身の仕事の都合のため
- 3. 里帰り先に対応できる医療施設がなかったため
- 4. その他

Q9. 里帰り先の都道府県・市区町村を教えてください。国外の場合は、国名と都市名をお答えください。
都・道・府・県、市・区・町・村までお答えください。(例：東京都千代田区、大阪府大阪市)

都道府県 *

0文字

市区町村 *

0文字

Q10. 里帰りはいつからされましたか。最も近いものをお選びください。

*

- 妊娠2か月以降3か月未満
- 妊娠3か月以降4か月未満
- 妊娠4か月以降5か月未満
- 妊娠5か月以降6か月未満
- 妊娠6か月以降7か月未満
- 妊娠7か月以降8か月未満
- 妊娠8か月以降9か月未満
- 妊娠9か月以降10か月未満
- 産後1か月未満
- 産後1か月以降2か月未満
- 産後2か月以降3か月未満
- 産後3か月以降4か月未満
- 産後4か月以降5か月未満
- 産後5か月以降6か月未満
- 産後6か月以降7か月未満
- 産後7か月以降8か月未満
- 産後8か月以降9か月未満
- 産後9か月以降10か月未満
- 産後10か月以降11か月未満
- 産後11か月以降12か月未満
- 産後12か月以降

Q11. 里帰りを終えて自宅に戻ったのはいつですか。最も近いものをお選びください。

*

- 妊娠2か月以降3か月未満
- 妊娠3か月以降4か月未満
- 妊娠4か月以降5か月未満
- 妊娠5か月以降6か月未満
- 妊娠6か月以降7か月未満
- 妊娠7か月以降8か月未満
- 妊娠8か月以降9か月未満
- 妊娠9か月以降10か月未満
- 妊娠10か月以降
- 産後1か月未満
- 産後1か月以降2か月未満
- 産後2か月以降3か月未満
- 産後3か月以降4か月未満
- 産後4か月以降5か月未満
- 産後5か月以降6か月未満
- 産後6か月以降7か月未満
- 産後7か月以降8か月未満
- 産後8か月以降9か月未満
- 産後9か月以降10か月未満
- 産後10か月以降11か月未満
- 産後11か月以降12か月未満

- 産後12か月以降
- 現在も里帰り中

Q12. 里帰り期間について、最も近いものをお選びください。

*

- 1 か月未満
- 1 か月以上 2 か月未満
- 2 か月以上 3 か月未満
- 3 か月以上 4 か月未満
- 4 か月以上

Q13. 里帰り先として当てはまるものをお選びください。

*

- 1. 同一市区町村内
- 2. 市区町村外かつ同一都道府県内
- 3. 都道府県外
- 4. 海外から国内
- 5. 国内から海外

Q14. 里帰り先で利用した行政サービスとして、当てはまるものをすべてお選びください。

* (複数選択)

- 1. 特になし
- 2. 両親学級・母親学級
- 3. 保健師等との窓口面談・相談（妊娠中）
- 4. 訪問支援（妊娠中）
- 5. 産後ケア
- 6. 保健師等との窓口面談・育児相談（産後）
- 7. 訪問支援（産後）
- 8. 育児教室など
- 9. その他

Q15. 里帰り先で困ったことについて、当てはまるものをすべてお選びください。

* (複数選択)

- 1. 特に困ったことはない
- 2. 妊娠・出産・子育てについての相談をしたかったが、相談先がわからなかった
- 3. 利用したい行政サービスが、里帰り先では実施されていなかった
- 4. 里帰り先の住民でないため、利用を希望した行政サービスを利用できなかった
- 5. 里帰り先で行政サービスを利用できたが、利用料の補助が受けられず、全額自己負担となった
- 6. 里帰り先で行政サービスを利用できたが、利用料の支払いが発生し、後日還払い(※)の手続きが必要となった
※一時的に支払った金額を後日払い戻してもらうこと
- 7. 里帰り先で利用できる行政サービスがわからなかった
- 8. その他

Q15-2. Q15で「2. 妊娠・出産・子育てについての相談をしたかったが、相談先がわからなかった」と回答した方に伺います。具体的な相談内容をご記入ください。

具体的な相談内容 *

0文字

Q16. 利用できなかったサービスとして当てはまるものをすべてお選びください。

* (複数選択)

- 1. 両親学級・母親学級
- 2. 保健師等との窓口面談・相談(妊娠中)
- 3. 訪問支援(妊娠中)
- 4. 産後ケア
- 5. 保健師等との窓口面談・育児相談(産後)
- 6. 訪問支援(産後)
- 7. 育児教室など
- 8. その他

Q17. 里帰り先で、妊婦健康診査を受診しましたか。

*

- 1. 受診した
- 2. 受診していない

Q18. 里帰り先で、妊婦健康診査の受診券は使用できましたか。

*

- 1. 使用できた
- 2. 使用できず、一時的な金額の支払いが生じた
- 3. 居住する自治体から受診券を交付されていない

Q19. 里帰り先で妊婦健康診査を受ける際に受診券が使用できなかった方に伺います。妊婦健康診査の償還払いの申請はどのように行いましたか。もしくはどのように行う予定ですか。最も近いものをお選びください。

*

- 1. お住まいの市区町村の窓口で直接申請
- 2. 申請書類を郵送
- 3. オンライン申請
- 4. 償還払いを申請しなかった
- 5. その他

Q20. 償還払いで負担になっていることとして、当てはまるものをすべてお選びください。

* (複数選択)

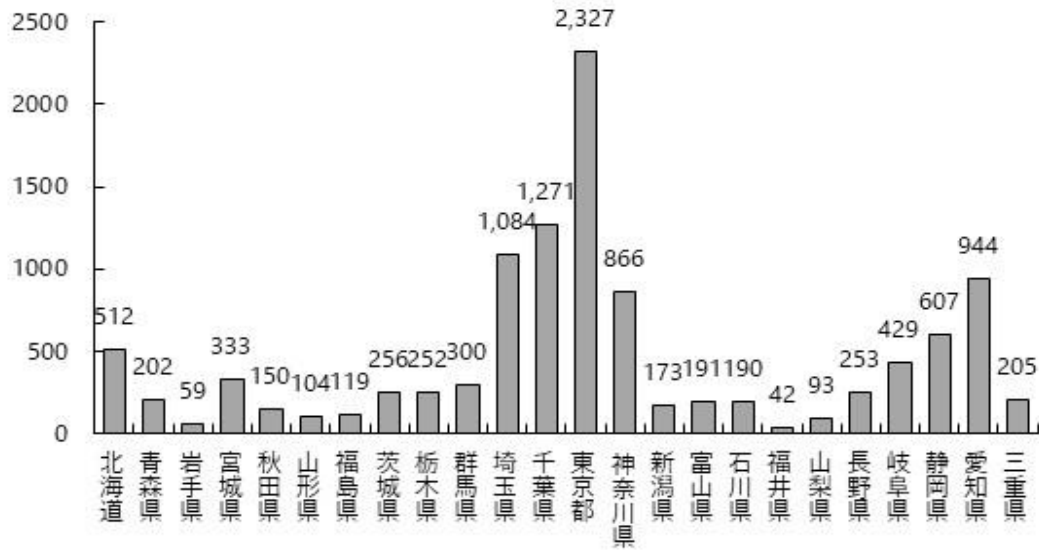
- 1. 特に負担はない
- 2. 償還払いの申請のために、市区町村の窓口に行かなければならない
- 3. 償還払いに必要な書類をなくさないよう保管しておかなければならない
- 4. 償還払いの振込に時間がかかるため、金銭的な負担が大きい
- 5. その他

参考資料⑥

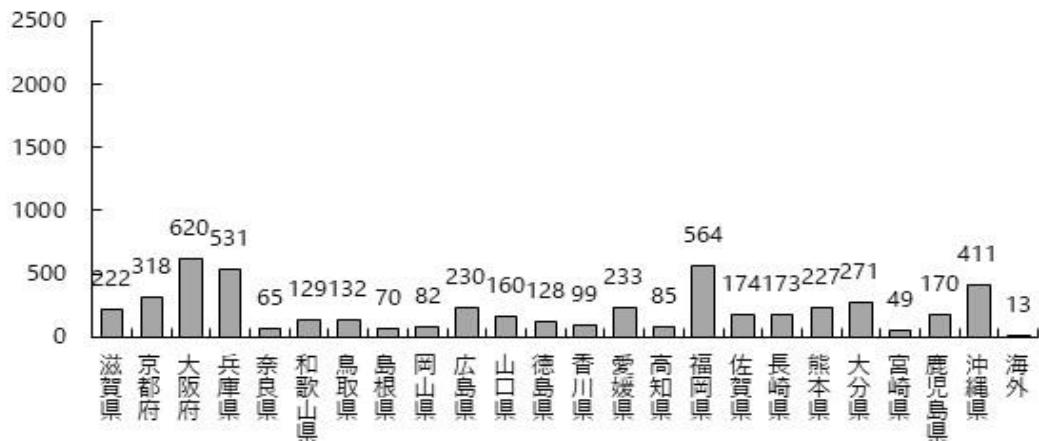
産婦向けアンケート調査単純集計

質問1 お住まいの都道府県・市区町村を教えてください。国外居住の場合は、国名と都
市名をお答えください。都・道・府・県、市・区・町・村までお答えください。(単数回
答)

都道府県別回答数

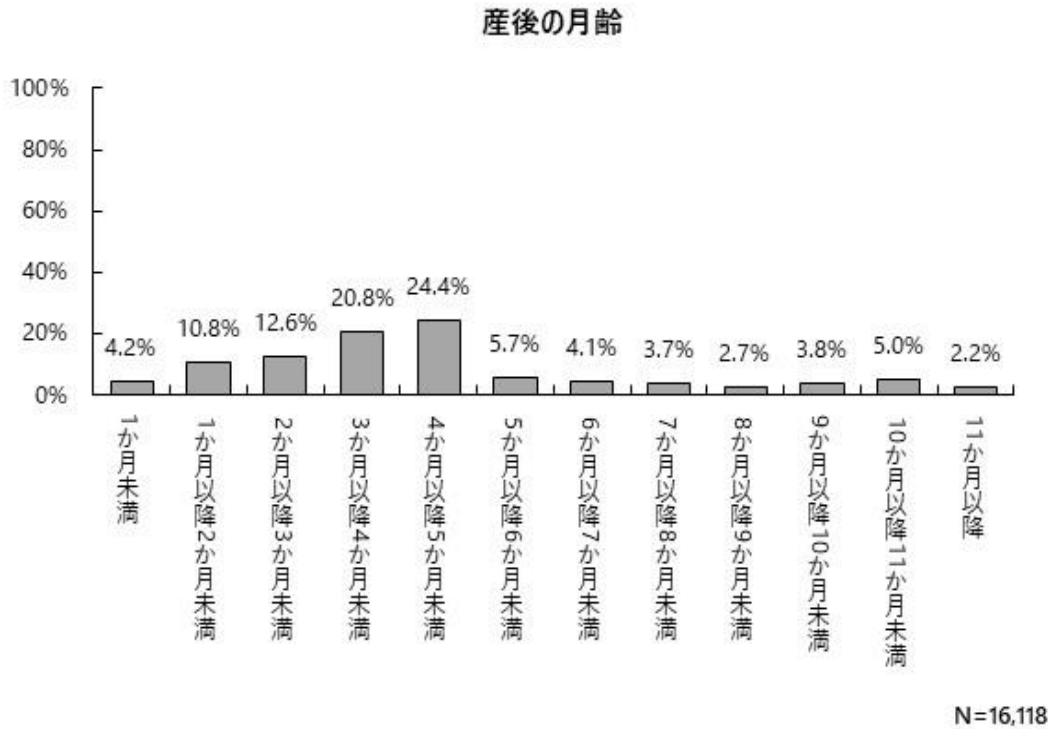


都道府県別回答数

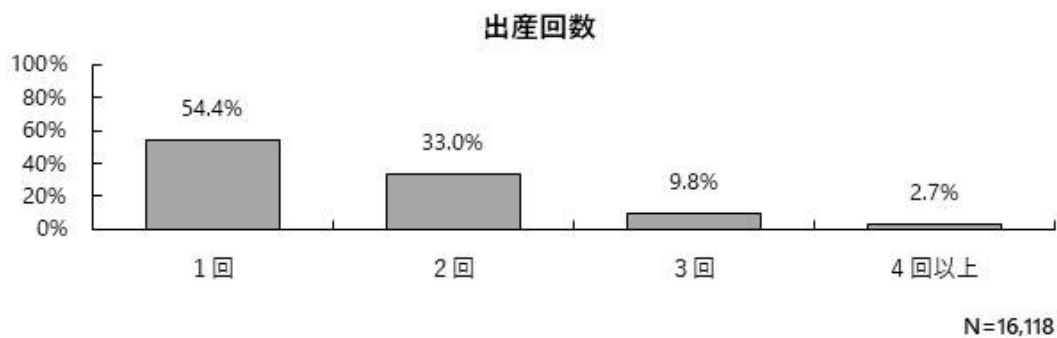


N=16,118

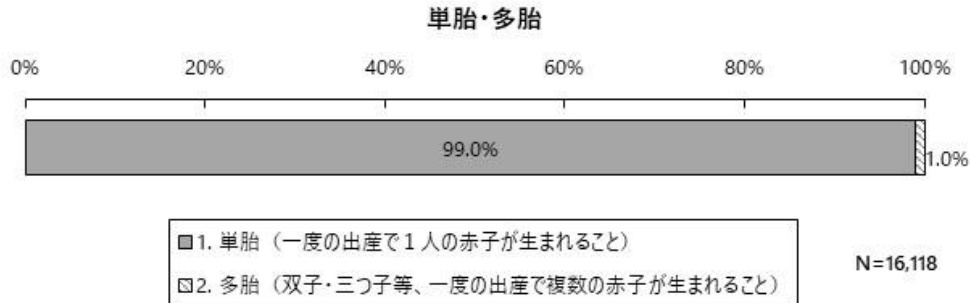
質問 2 現在、産後何か月ですか。(単数回答)



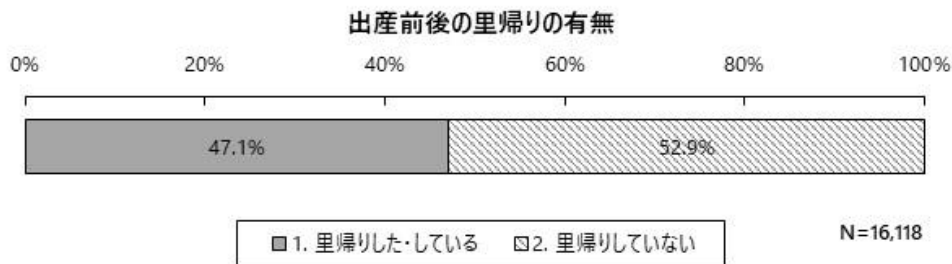
質問 3 今回の出産は、何回目の出産でしたか。(単数回答)



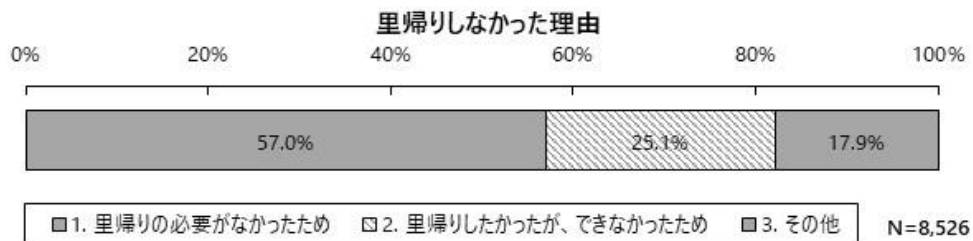
質問 4 今回の出産は、単胎・多胎どちらですか。(単数回答)



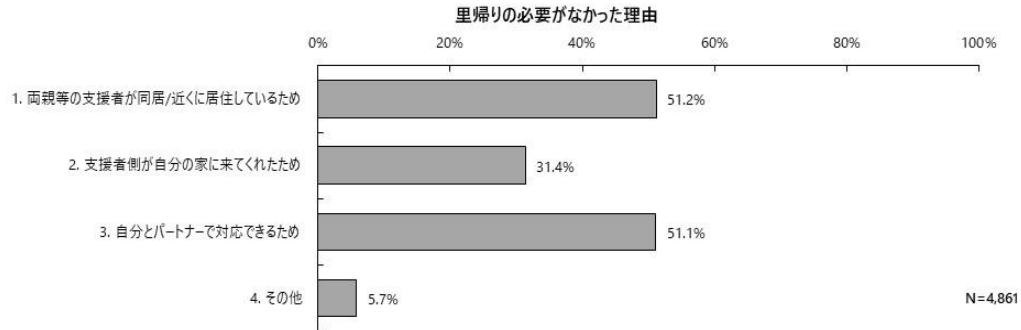
質問 5 出産前後に里帰りされましたか。当てはまるものをお選びください。(単数回答)



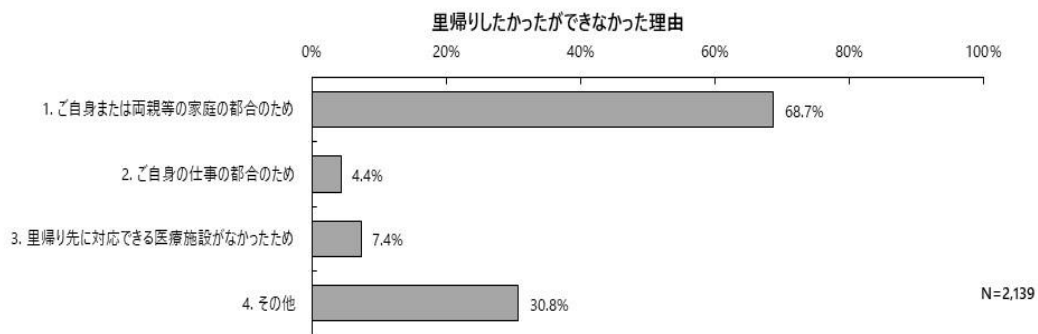
質問 6 里帰りをしなかった理由として、最も当てはまるものをお選びください。(単数回答)



質問 7 里帰りの必要がなかったのはなぜですか。(単数回答)

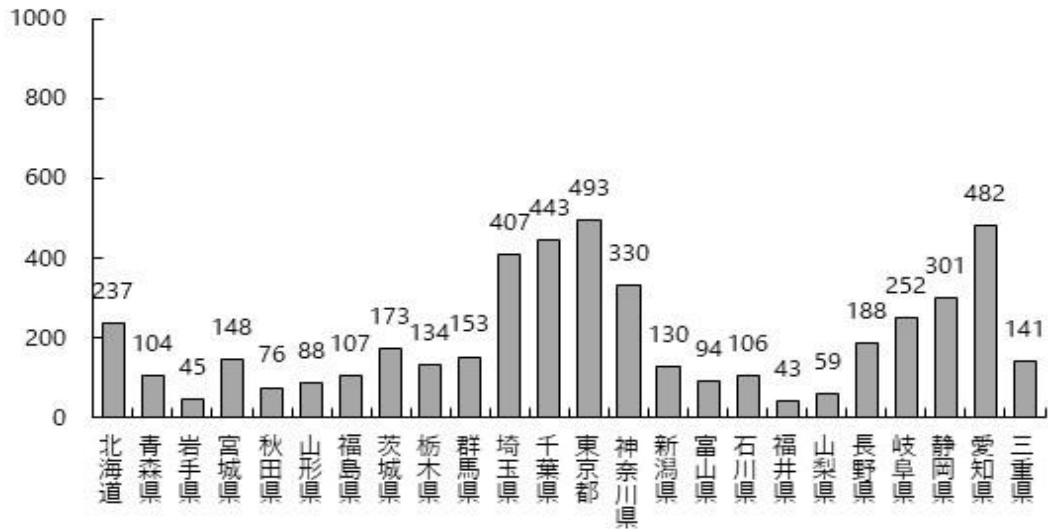


質問 8 里帰りしたかったができなかったのはなぜですか。(単数回答)

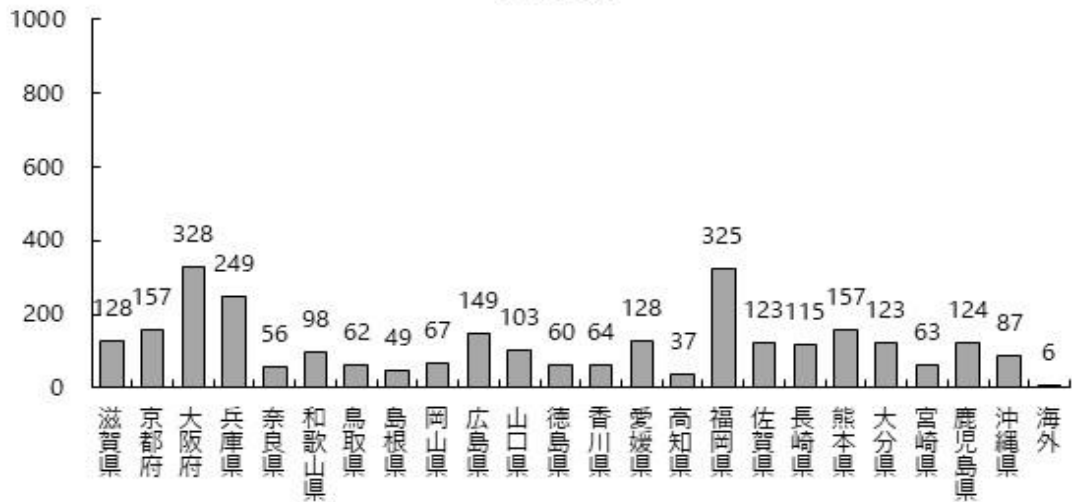


質問9 里帰り先の都道府県・市区町村を教えてください。国外の場合は、国名と都市名をお答えください。(単数回答)

里帰り先

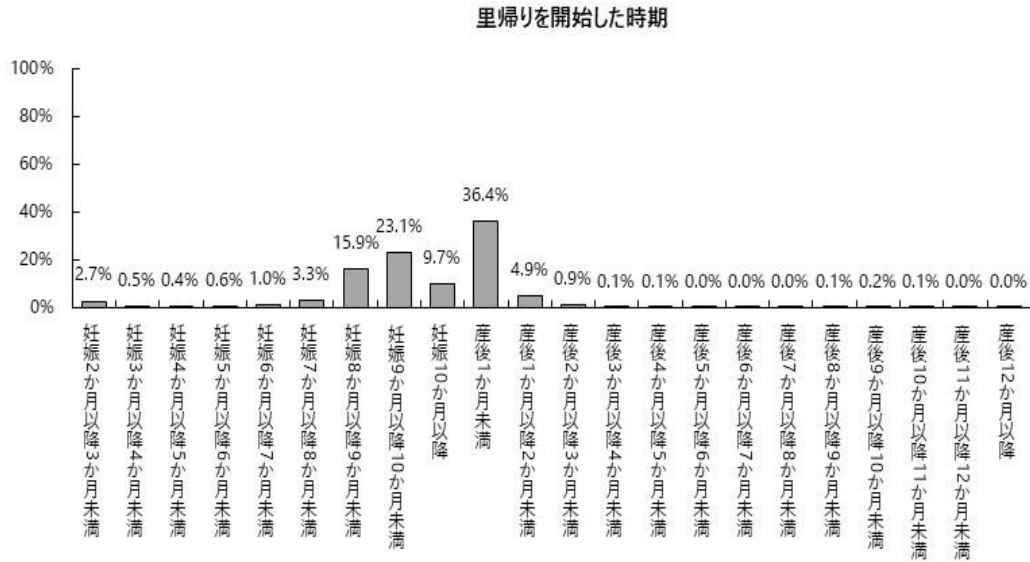


里帰り先



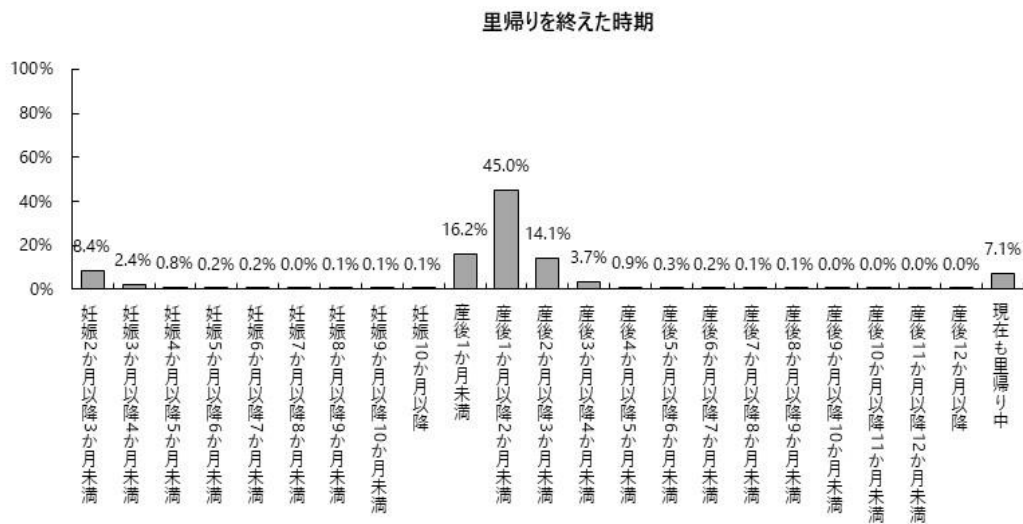
N=7,592

質問 10 里帰りはいつからされましたか。最も近いものをお選びください。(単数回答)



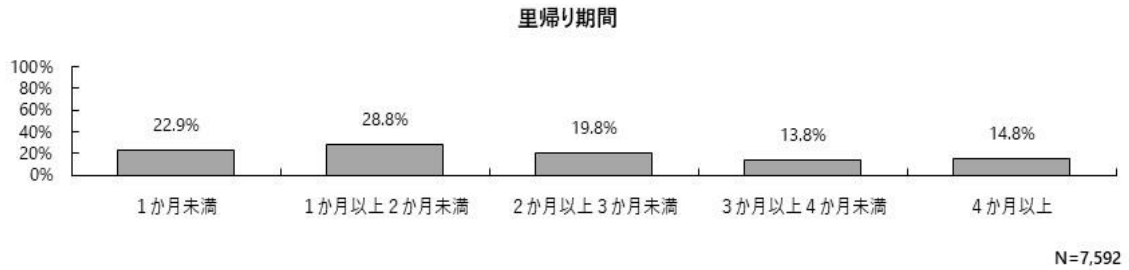
N=7,592

質問 11 里帰りを終えて自宅に戻ったのはいつですか。最も近いものをお選びください。(単数回答)

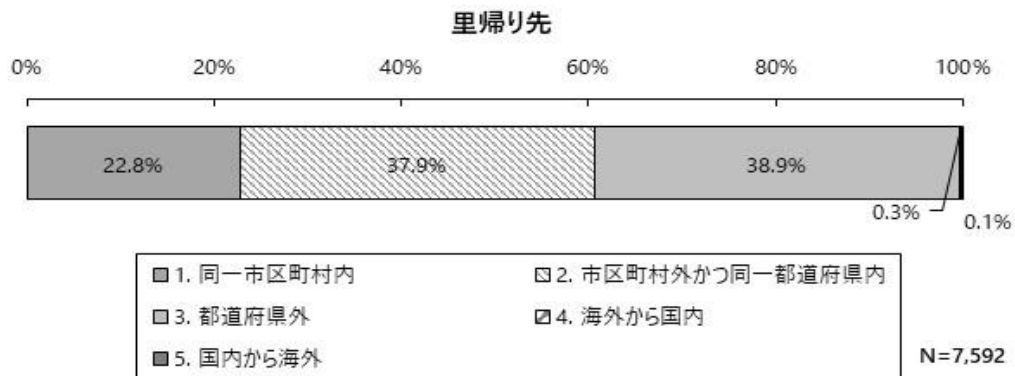


N=7,592

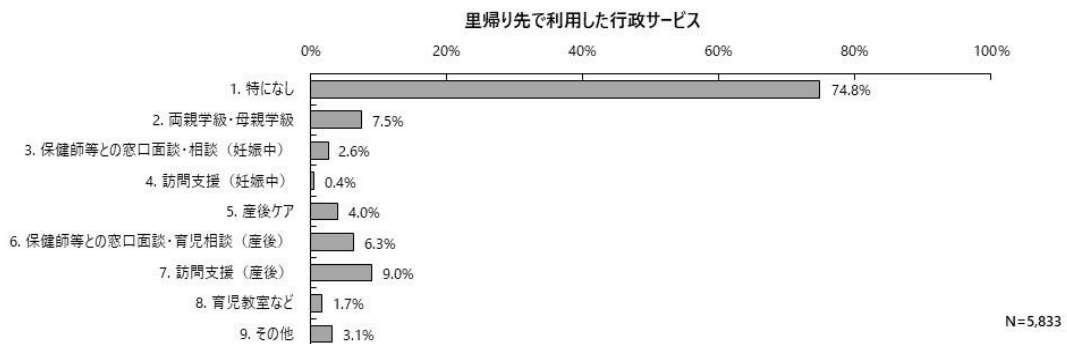
質問 12 里帰り期間について、最も近いものをお選びください。(単数回答)

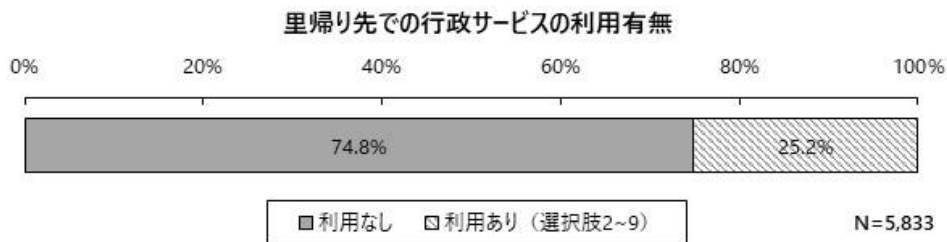


質問 13 里帰り先として当てはまるものをお選びください。(単数回答)

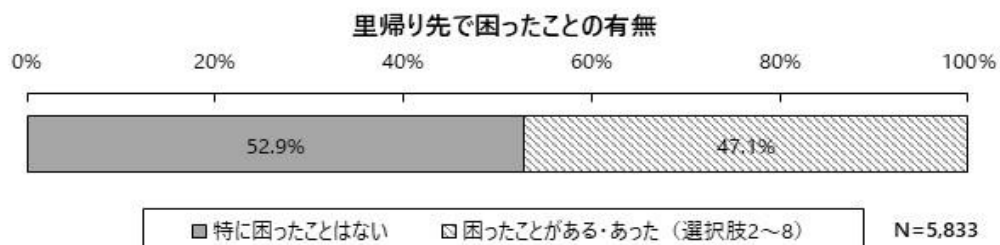
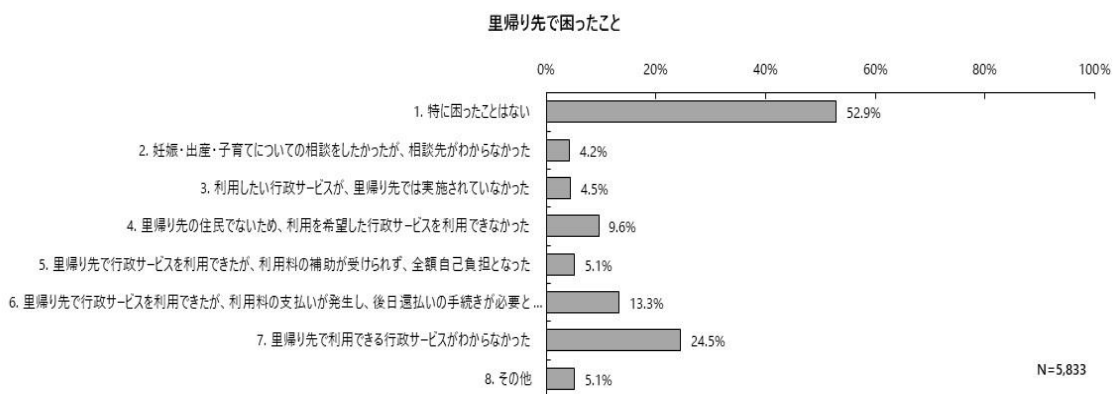


質問 14 里帰り先で利用した行政サービスとして、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)

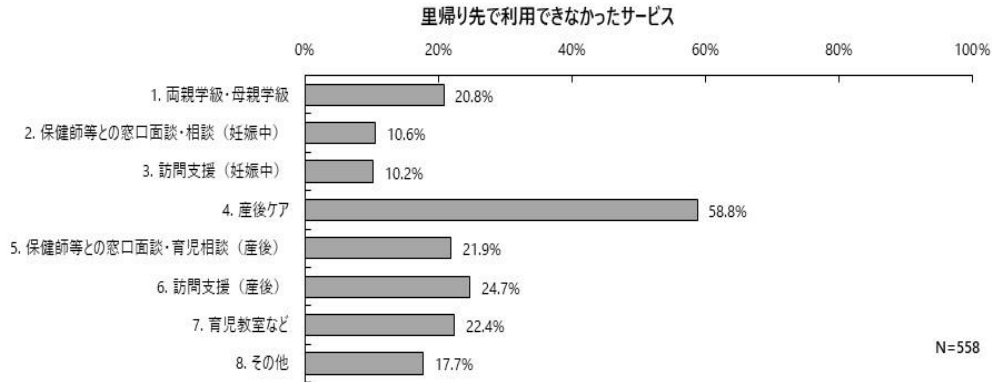




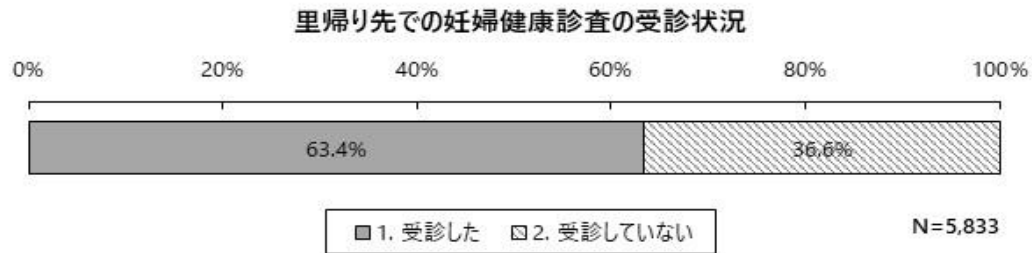
質問 15 里帰り先で困ったことについて、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



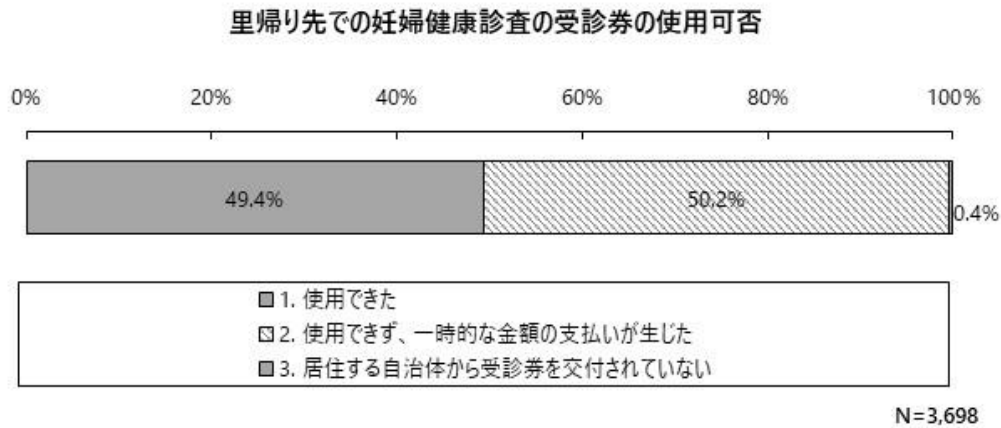
質問 16 利用できなかったサービスとして当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



質問 17 里帰り先で、妊婦健康診査を受診しましたか。(単数回答)

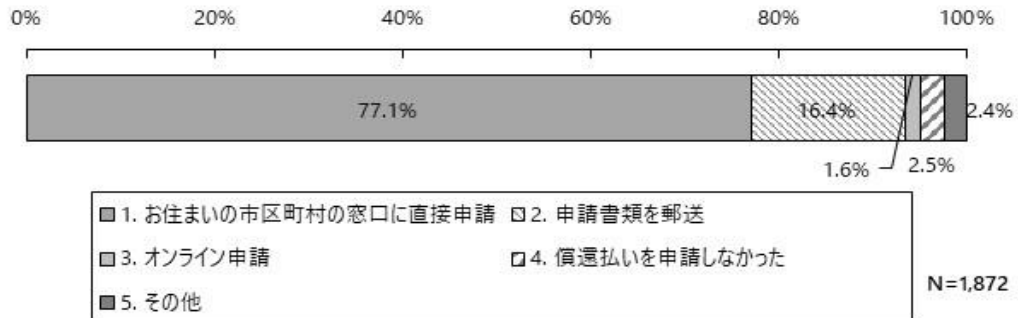


質問 18 里帰り先で、妊婦健康診査の受診券は使用できましたか。(単数回答)

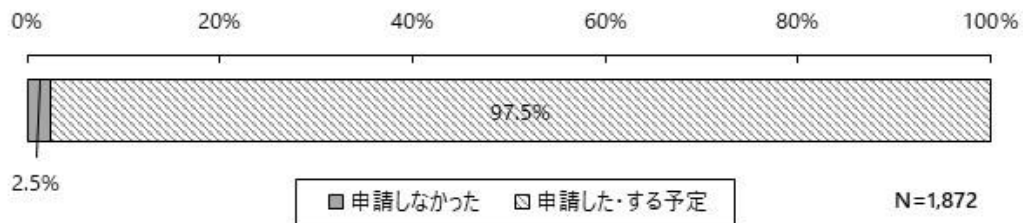


質問 19 里帰り先で妊婦健康診査を受ける際に受診券が使用できなかった方に伺います。妊婦健康診査の償還払いの申請はどのように行いましたか。もしくはどのように行う予定ですか。最も近いものをお選びください。(単数回答)

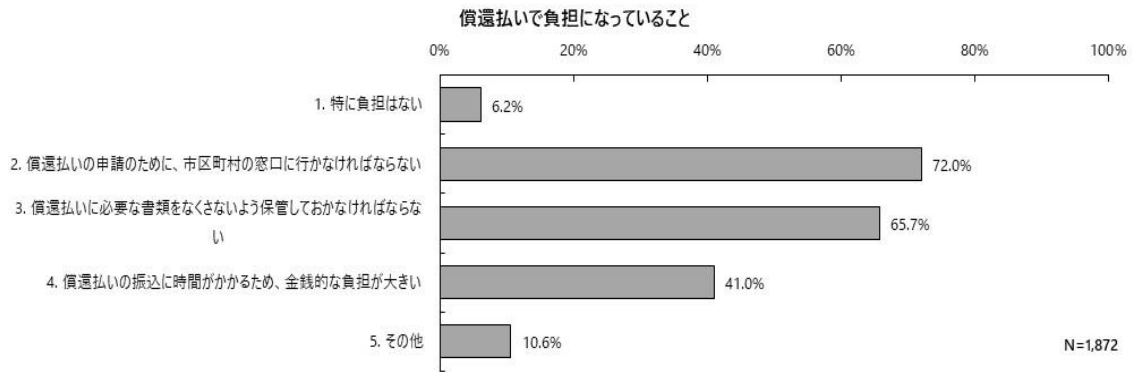
妊婦健康診査の償還払いの申請方法



妊婦健康診査の償還払いの申請有無



質問 20 償還払いで負担になっていることとして、当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答)



令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
里帰り出産等の実態に関する調査研究事業

令和 6(2024)年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード: 8136483]